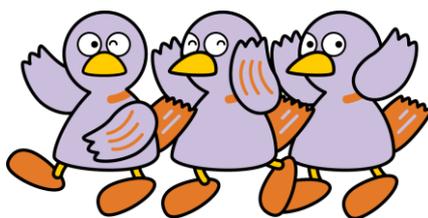


彩の国さいたま



# 障害者の福祉ガイド



埼玉県マスコット「コバトン」

令和7年度版

埼玉県福祉部障害者福祉推進課



障害種別		制度		手当・年金等				税金・公共料金												
				障害基礎年金	障害厚生年金	障害手当金	児童扶養手当	所得税の障害者控除	住民税の障害者控除	相続税の障害者控除	自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免	運賃の割引				有料道路通行料金の割引	NHK放送受信料の免除		NTT無料番号案内	携帯電話基本使用料等の割引
												JR	バス	タクシー	国内航空					
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		
		2	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		
		3	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		
		4	△	○			○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
		5		△			○	○	○		○	○	○	○	○	△	△	○	○	
		6			△		○	○	○		○	○	○	○	○	△	△	○	○	
	聴覚・平衡機能障害	2	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
		3	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
		4	△	○			○	○	○		○	○	○	○	○	△	△	○	○	
		5		△	△		○	○	○		○	○	○	○	○	△	△	○	○	
		6		△	△		○	○	○		○	○	○	○	○	△	△	○	○	
	言語・音声障害	3	○	○			○	○	○	△	○	○	○	○	○	△		○	○	
		4	△	○			○	○	○		○	○	○	○	○	△		○	○	
	肢体不自由	1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
		2	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
		3	△	○		△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			○	
		4	△	△			○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			○	
		5			△		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			○	
		6			△		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			○	
	内部障害	1	△	△		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○	
		2	△	△		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○	
		3	△	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○	
		4		△			○	○	○		○	○	○	○	○	△			○	
	療育手帳	最重度 A	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
重度 A		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		
中度 B		△				○	○	○		○	○	○	○	△			○	○		
軽度 C						○	○	○		○	○	○	○	△			○	○		
精神障害者福祉手帳	1級	○	○		△	○	○	○	△	○	○	○	△	△	△	○	○			
	2級	○	○			○	○	○		○	○	○	△	△		○	○			
	3級	△	△			○	○	○		○	○	○	△	△		○	○			
所得に応じた自己負担有○																				
所得制限の有○		○			○									○						
ページ		64	65	65	66	66	67	67	69	70	72	73	72	73	74	74	75	75		
備考					軽度の障害がある方	父（又は母）が障害のある場合の程度						対象となる手帳はタクシー事業者により異なる。	各航空会社により異なる。		低所得世帯全額免除	世帯主かつ契約者は半額免除				

## ごあんない

- 1 本書の内容は特に記載のない限り令和7年4月1日現在のものです。
- 2 各福祉サービス制度の内容については、国や県の制度を中心に簡潔に記載しています。詳しい内容については、直接担当窓口等におたずねください。
- 3 県内の市町村では本書の内容とは違って、それぞれ独自の事業を実施しているところ、あるいは、事業を実施していないところもありますのでご注意ください。
- 4 所在地、電話番号などについては、できるだけ最新のものを掲載していますが、編集時以降に変更等される場合がありますのでご注意ください。
- 5 障害者福祉施設や障害者福祉サービス事業者の名簿については、県のホームページでご確認ください。ようお願いします。

## 目 次

### 1 障害者手帳制度

ア 身体障害者手帳	1
イ 療育手帳	1
ウ 精神障害者保健福祉手帳	1

### 2 相談支援

#### (1) 生活相談・援護の窓口

ア 市役所・町村役場	2
イ 県福祉事務所	2
ウ 保健所	2
エ 児童相談所	2
オ 埼玉県総合リハビリテーションセンター	2
カ 埼玉県立精神保健福祉センター	4
キ 埼玉県精神科救急情報センター	4
ク 埼玉県立小児医療センター	5
ケ 相談支援事業	6
コ 埼玉県発達障害総合支援センター	6
サ 埼玉県発達障害者支援センター 「まほろば」	6
シ 権利擁護センター	7
ス 埼玉県運営適正化委員会	7
セ 民生委員、児童委員、主任児童委員	7
ソ 身体障害者相談員、知的障害者相談員	7
タ 埼玉県障害者歯科相談医	7
チ 埼玉県障害者交流センター	8
ツ 埼玉県難病相談支援センター	8
テ 埼玉県聴覚障害児支援センター	8
ト 埼玉県医療的ケア児等支援センター・ 地域センター	9

#### (2) 教育相談の窓口

ア 市町村教育委員会	10
イ 埼玉県立総合教育センター	10

#### (3) 職業相談・職業紹介の窓口

ア 公共職業安定所（ハローワーク）	10
イ 埼玉県障害者職業センター	10
ウ 市町村障害者就労支援センター	10
エ 障害者就業・生活支援センター	13

オ 埼玉県障害者雇用総合 サポートセンター	14
カ 発達障害者就労支援センター	14
キ 独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構埼玉支部	14

#### (4) その他の相談窓口

ア 社会福祉協議会	15
イ 聴覚障害者相談員	15
ウ 身体障害者結婚相談員	15
エ 身体障害者補助犬相談窓口	15
オ 心をつなぐ家族電話相談	15
カ ポプリオしゃべり電話相談	16
キ 高次脳機能障害 ピア・カウンセリング	16
ク 認知症電話相談	16

#### (5) 緊急時（事件・事故）の連絡先

ア メール110番	16
イ ファックス110番	17

### 3 医療

#### (1) 児童のための医療

ア 未熟児養育医療の給付	18
イ 乳幼児医療費助成制度	18
ウ 小児慢性特定疾病医療費の支給	18
エ 自立支援医療費（育成医療）の給付	19
オ 結核児童のための療育の給付	19

#### (2) 児童と成人のための医療

ア 重度心身障害者医療費助成制度	19
イ 自立支援医療（精神通院医療）の 給付	19

#### (3) 成人のための医療

ア 自立支援医療費（更生医療）の給付	20
イ 指定難病等医療費給付	20
ウ 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付	25
エ 結核医療費の公費負担	25

#### (4) 障害者等歯科診療

	25
--	----

## 目 次

(5) 発達障害児のための診療・療育	
ア 中核発達支援センター	28
イ 地域療育センター	28

### 4 日常生活の支援

#### (1) 補装具・日常生活用具

ア 補装具費の支給	29
イ 日常生活用具の給付・貸与	29
ウ 車いすの無料貸出	30
エ 情報提供機器等の貸出	30
オ 介護すまいる館	30

#### (2) 機能回復・生活訓練

ア 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	30
イ 自立生活援助	30
ウ 児童発達支援	30
エ 放課後等デイサービス	31
オ 保育所等訪問支援	31
カ 聴能訓練	31
キ 障害者生活訓練	31
ク 音声機能障害者発声訓練	31

#### (3) 住宅（住まい）

ア 重度障害者居宅改善整備費補助	31
イ 県営住宅の入居の優遇	32
ウ 県営住宅の家賃減額	32
エ グループホーム、生活ホーム	32
オ UR都市機構障害者向け優遇制度等	32

#### (4) 日中活動

ア 地域活動支援センター	34
--------------	----

#### (5) 在宅支援

ア 短期入所（ショートステイ）	34
イ 居宅介護（ホームヘルプ）	34
ウ 重度訪問介護	34
エ 同行援護	35
オ 行動援護	35
カ 訪問入浴サービス	35
キ 障害児（者）生活サポート事業	35
ク 住民参加型在宅福祉サービス	35
ケ 福祉サービスの利用援助 （あんしんサポートねっと）	35

コ 成年後見制度	36
サ 全身性障害者介助人派遣事業	37

### 5 社会参加

#### (1) 行動範囲の拡大

ア 福祉タクシー利用料金助成	39
イ 駐車禁止適用除外	39
ウ 安全運転相談	39
エ 運転免許取得費用の補助	40
オ 自動車改造費用の助成	40
カ 自動車購入・改造費用の貸付	40
キ 身体障害者補助犬の給付	40
ク 移動支援事業	40
ケ 福祉有償運送	41
コ 埼玉県思いやり駐車場制度 （パーキング・パーミット制度）	41

#### (2) 社会活動の助長・援助

ア 手話通訳者の派遣	42
イ 要約筆記者の派遣	42
ウ 盲ろう者通訳・介助員の派遣	42
エ 難聴者・中途失聴者手話講習会	42
オ 県政広報テレビ番組の手話通訳	43
カ 県政広報ラジオ番組のホーム ページ掲載	43
キ 「彩の国だより」点字版・デージー 版の発行・配布	43
ク 県ホームページの音声読み上げ機能	43
ケ 県議会本会議等の傍聴の手話通訳等	43
コ 県議会ライブ中継・録画中継の手話 通訳	43
サ テレビの県議会広報番組・議会中継 の手話通訳	43
シ 「県議会だより」点字版・デージー版 の発行	44
ス 「音声コード」付き県議会広報用パン フレットの発行	44
セ 録音図書・点字図書の貸出し、対面 朗読など	44
ソ 点字による即時情報ネットワーク	45
タ 公の施設の使用料等の減免	45

## 目 次

チ パラスポーツ・レクリエーション教室	47
ツ オストメイト社会適応訓練	47
テ 障害者ITサポートセンター	48
ト 障害者パソコン教室	48

ナ 県パラスポーツ大会 (彩の国ふれあいピック)	48
ニ 障害者アート	48

### (3) 投票

ア 郵便による不在者投票	49
イ 点字による投票	49
ウ 代理投票	49

## 6 就労

### (1) 就労のための訓練等

ア 就労訓練等	50
イ 障害者職業能力開発校	50
ウ 県立職業能力開発センター・県立 高等技術専門学校	51
エ 障害者対象委託職業訓練	51
オ トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)	51
カ 短期の職場適応訓練	51
キ トライアル雇用助成金 (障害者短時間トライアルコース)	52

### (2) 就職をすすめるために

ア 就職資金の貸付	52
イ たばこ小売販売業の許可	52
ウ 公共施設における売店の設置	52

### (3) 障害者を雇用する事業主への雇用助成措置

ア 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	52
イ 特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者 雇用開発コース)	53
ウ キャリアアップ助成金 (障害者正社員化コース)	54
エ 障害者雇用率について	54

オ 障害者雇用納付金の申告・納付	55
カ 障害者雇用納付金制度による助成 金等	56

## 7 経済的支援

### (1) 手当・年金等

ア 特別児童扶養手当	62
イ 障害児福祉手当	62
ウ 特別障害者手当	62
エ 在宅重度心身障害者手当	63
オ 心身障害者扶養共済制度	63
カ 障害基礎年金	64
キ 障害厚生年金・障害手当金	65
ク 特別障害給付金	65
ケ 児童扶養手当	66

### (2) 税の控除・非課税・減免

ア 所得税の障害者控除	66
イ 住民税の障害者控除・非課税	67
ウ 利子所得等の非課税	67
エ 相続税の障害者控除	67
オ 相続税の非課税	68
カ 贈与税の非課税	68
キ 消費税の非課税	68
ク 個人事業税の非課税	68
ケ 自動車税(環境性能割・種別割) ・軽自動車税(環境性能割)の減免	69
コ 軽自動車税(種別割)の減免	70
サ ゴルフ場利用税の非課税	70

### (3) 公共料金の割引

ア JR運賃の割引	70
イ バス運賃の割引	72
ウ 国内航空運賃の割引	72
エ タクシー運賃の割引	73
オ 有料道路通行料金の割引	73
カ フェリー運賃の割引	74
キ NHK放送受信料の減免	74
ク 郵便物の減額及び無料扱い	74
ケ 青い鳥郵便葉書の無償配布	75
コ NTT番号案内の料金免除	75

目	
サ 携帯電話基本使用料等の割引	75
<b>(4) 各種資金の貸付・給付</b>	
ア 埼玉県障害者福祉資金	76
イ 生活福祉資金	76
ウ 福祉資金	76
エ 勤労者支援資金	77
オ 交通事故被害者等に対する支援	77

## 8 障害者の自立支援

<b>(1) 障害者自立支援法の概要</b>	80
<b>(2) 福祉サービスの体系</b>	
ア 障害福祉サービス等の一覧	80
イ 地域生活支援事業	82
<b>(3) 利用の手続き（支給決定までの流れ）</b>	
ア 介護給付を希望する場合	82
イ 訓練等給付を希望する場合	83
<b>(4) 利用者負担について</b>	85
<b>(5) 自立支援医療</b>	
ア 自立支援医療費の支給	85
イ 自立支援医療の利用者負担と軽減措置	86
ウ 自立支援医療における利用者負担の基本的な枠組み	86
<b>(6) 補装具の制度</b>	
ア 補装具費の支給	87
イ 補装具費の支給の仕組み	87
ウ 補装具費支給制度の利用者負担	87
エ 補装具費の借受け制度	88
<b>(7) 障害児施設の利用者負担</b>	88

## 9 介護保険制度

<b>(1) 介護保険の対象者</b>	
ア 介護保険加入者	90

次	
イ サービスの対象者	90
<b>(2) 介護保険で利用できるサービス</b>	91
<b>(3) 介護認定</b>	
ア 要介護認定申請	92
イ 要介護認定	92
<b>(4) 介護サービスの利用者負担</b>	92
<b>(5) 介護保険料</b>	
ア 65歳以上の方（第1号被保険者）	93
イ 40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）	93

## 10 教育

<b>(1) 特別支援学級と通級指導教室による指導</b>	
ア 特別支援学級における教育	94
イ 通級指導教室における教育	95
<b>(2) 特別支援学校と訪問教育</b>	
ア 特別支援学校	96
イ 訪問教育	97
<b>(3) 就学奨励費の支給</b>	97
<b>(4) 就学前の教育等</b>	
ア 特別支援学校幼稚部	98
イ 私立幼稚園等	99
ウ 障害児の保育	99
エ 障害児の放課後児童健全育成事業	99

## 11 NPO・ボランティア活動

ア NPO・ボランティア活動とは	100
イ 手話通訳者の養成	102
ウ 要約筆記者の養成	102
エ 朗読奉仕員の養成	102
オ 点訳奉仕員の養成	102
カ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成	103

## 目 次

キ 障害者スポーツ指導員の養成	103
ク 県内ボランティアセンター等一覧	104

### 12 埼玉県障害者の現状について

(1) 身体障害者	106
(2) 知的障害者	106
(3) 精神障害者	106
(4) 手帳所持者数の推移	107

### 13 障害程度

(1) 身体障害者程度等級表	111
(2) 知的障害者障害の程度	118
(3) 精神障害者保健福祉手帳障害等級	118

### 14 障害者差別の解消

(1) 障害者差別解消法	119
(2) 相談窓口	119

### 15 障害者虐待の防止

(1) 障害者虐待防止法	124
(2) 障害者虐待とは	124
(3) 通報先	125
(4) 埼玉県虐待禁止条例	125

### 16 障害者のための福祉施設

(1) 障害児のための福祉施設	
ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）	126
イ 福祉型障害児入所施設	126
ウ 医療型障害児入所施設	126
(2) 障害者総合支援法に基づく福祉施設等	
ア 障害福祉サービス事業所（通所）	126
イ 障害者支援施設（入所）	126

ウ 地域活動支援センター	126
--------------	-----

#### (3) その他の施設

ア 身体障害者福祉センター（A型）	127
イ 身体障害者福祉センター（B型）	127
ウ 地域福祉センター	127
エ 障害者更生センター （埼玉県伊豆潮風館）	127
オ 点字図書館 （視覚障害者情報提供施設）	127
カ 聴覚障害者情報提供施設 （埼玉聴覚障害者情報センター）	128
キ 盲人ホーム	128
ク 生活ホーム	128

### 17 関係機関一覧

(1) 市部の関係機関一覧	129
(2) 町・村部の関係機関一覧	133
(3) 県内関係機関一覧	
ア 福祉事務所	135
イ 保健所	136
ウ 児童相談所	137
エ 身体障害者・知的障害者更生相談所	137
オ 埼玉県虐待通報ダイヤル	137
カ 年金事務所・年金相談センター ねんきんダイヤル・予約専用電話	137
キ ハローワーク（公共職業安定所）	138
ク 県税事務所	138
ケ 自動車税事務所	139
コ 税務署	139
サ 警察署	140
シ NHK受信料窓口	141

#### (4) 特別支援学校一覧

ア 視覚障害	141
イ 聴覚障害	141
ウ 病弱	141
エ 知的障害	142
オ 肢体不自由	144

目 次

**18 さくいん**

さくいん ..... 146



## 1 障害者手帳制度

障害者手帳を取得すると、さまざまな福祉サービスを利用する際に活用できます。

※ 障害者手帳の該当等級などについては、「13 障害程度」(P.111)をご覧ください。

### ア 身体障害者手帳

**対象者** 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方。

**内容** 障害の程度によって1級から6級までに区分され、知事が交付します。（さいたま市、川越市、越谷市及び川口市在住の方は各市長が交付します。）  
さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。

**相談窓口** 市町村  
※知事の指定を受けた医師（さいたま市、川越市、越谷市及び川口市の医療機関に在籍する医師については各市長が指定）が書いた診断書を添えて交付申請書を提出します。

### イ 療育手帳

**対象者** 児童相談所又は埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所部門）等で判定を受け、知的障害と認定された方。

**内容** 障害の程度などが記入され、知事が交付します。（さいたま市在住の方はさいたま市長が交付します。）  
さまざまな福祉制度等を利用する場合に、窓口を持参すると便利です。

**相談窓口** 市町村

### ウ 精神障害者保健福祉手帳

**対象者** 統合失調症、そううつ病、てんかん、発達障害、高次脳機能障害及びその他の精神疾患を有する方で、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。

**内容** 障害の程度によって1級から3級までに区分され、知事が交付します。（さいたま市在住の方はさいたま市長が交付します。）

**相談窓口** 市町村  
※医師が書いた診断書（指定様式）又は精神障害を支給事由として受給している障害年金の証書の写しを添えて交付申請書を提出します。

## 2 相談支援

### (1) 生活相談・援護の窓口 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

**ア 市役所・町村役場** 《電話番号等は、参照☞ 17章(P.129～134)》  
各市町村にお住まいの障害者及び障害児の福祉について、情報提供、相談指導、援護を行うなど総合的な福祉サービス提供の窓口となっています。

**イ 県福祉事務所** 《電話番号等は、参照☞ 17章(P.135)》  
管内町村にお住まいの方の生活保護等の相談指導、援護などの福祉サービスを提供し、町村との連携のもとに住民福祉の充実を図っています。

**ウ 保健所** 《電話番号等は、参照☞ 17章(P.136)》  
感染症や難病に関する相談や子どもの心の健康相談を行っています。また、精神保健に関する普及啓発や相談の受付、精神障害者の社会復帰対策等の精神保健福祉サービスを市町村と連携して提供しています。

**エ 児童相談所** 《電話番号等は、参照☞ 17章(P.137)》  
18歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、一時保護等を実施し、それぞれの問題解決に必要な指導援助を行っています。

#### オ 埼玉県総合リハビリテーションセンター

埼玉県総合リハビリテーションセンターは、リハビリのための医療・訓練を行うほか、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく更生相談所業務（次の（ア）及び（イ）の業務）などの相談事業を行っています。

##### (ア) 身体障害者更生相談

市町村からの依頼により身体障害者に関する専門的な相談・援助を行うとともに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、また、補装具の処方及び適合判定を行っています。

相談・判定は、センター内のほか県内各地の会場を巡回して行っています。

なお、相談・判定の申込みは、市町村経由で受け付けています。

**利用相談窓口** 市町村（センター直接の相談は受け付けておりません。）

##### (イ) 知的障害者更生相談

市町村からの依頼により18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要な助言、援助を行っています。

相談・判定は、センター内のほか県内各地の会場を巡回して行っています。

障害基礎年金の診断書は作成していません。

なお、相談・判定の申込みは、市町村経由で受け付けています。

**利用相談窓口** 市町村（センター直接の相談は受け付けておりません。）

## 2 相談支援

### (ウ) 高次脳機能障害に関する相談

県総合リハビリテーションセンター内に「埼玉県高次脳機能障害者支援センター」を設置し、総合相談窓口にて高次脳機能障害のある方、その家族及び関係機関からの相談に応じています。

埼玉県高次脳機能障害者支援センター

〒362-8567 上尾市西貝塚148-1

電話 048-781-2236 (相談専用)

FAX 048-725-5501

なお、県総合リハビリテーションセンターの委託により、下記の2医療機関でも相談に応じています。

医療法人真正会 霞ヶ関南病院

〒350-1173 川越市安比奈新田283-1

電話 049-232-1313 (代)

相談時間 月～金(祝・休日を除く) 午前9時～午後5時

医療法人光仁会 春日部厚生病院

〒344-0063 春日部市緑町6-11-48

電話 080-8181-4148 (相談専用)

相談時間 月～金(祝・休日除く) 午前9時～正午

※ さいたま市にお住まいの方の(ア)、(イ)の相談については、各区役所支援課にお問い合わせください。

さいたま市西区役所/支援課	電話	048-620-2662
さいたま市北区役所/支援課	電話	048-669-6062
さいたま市大宮区役所/支援課	電話	048-646-3062
さいたま市見沼区役所/支援課	電話	048-681-6062
さいたま市中央区役所/支援課	電話	048-840-6062
さいたま市桜区役所/支援課	電話	048-856-6172
さいたま市浦和区役所/支援課	電話	048-829-6143
さいたま市南区役所/支援課	電話	048-844-7172
さいたま市緑区役所/支援課	電話	048-712-1172
さいたま市岩槻区役所/支援課	電話	048-790-0163
さいたま市役所障害福祉課	電話	048-829-1308
さいたま市障害者更生相談センター		
(身体障害係)	電話	048-646-3129
(知的障害係)	電話	048-646-3124

なお、さいたま市にお住まいの心身障害児については、さいたま市総合療育センターひまわり学園で相談を受け付けています。

電話 048-622-1211

## 2 相談支援

### カ 埼玉県立精神保健福祉センター

埼玉県における地域精神保健福祉活動推進の中核施設として、心の健康や精神医療に関する相談、精神障害者の社会復帰訓練等を総合的に行っています。

埼玉県立精神保健福祉センター

〒362-0806 北足立郡伊奈町小室818-2

電話 048-723-3333 (代) / FAX 048-723-1561

#### (ア) 精神保健福祉部門

精神的な不安や悩み、飲酒や薬物依存に関する問題など精神保健福祉に関する相談に応じています。

**来所相談** 相談を希望する方(本人・家族)は、電話で予約してください。

平日9時～17時 048-723-6811 (予約専用電話)

**電話相談** 「埼玉県こころの電話」(電話での相談を希望する方)

平日9時～17時 048-723-1447

※ さいたま市では「**さいたま市こころの健康センター**」を設置し、精神保健福祉に関する相談を受け付けています。さいたま市にお住まいの方はこちらにお問い合わせください。

電話 048-762-8548 / FAX 048-711-8907

#### (イ) 社会復帰部門

精神障害があつて、主治医が利用を必要と認めた方を対象とする精神科デイケアと自立訓練施設があります。精神科デイケアでは、就職や進学などへ向けたリハビリを行う社会参加コースと職場復帰(リワーク)を目指す方を対象とした復職支援コースがあります。自立訓練施設(けやき荘)では、宿泊型訓練、自立訓練(生活訓練)、短期入所を提供しています。利用希望の方は、まず電話で相談・見学の予約をしてください。

**デイケア利用見学予約** 電話 048-723-3333 (代)

**自立訓練施設** 電話 048-723-1444 (直通)

※ 自立訓練施設「けやき荘」については、令和3年4月1日から指定管理者により運営しています。

### キ 埼玉県精神科救急情報センター

夜間・休日における緊急の精神医療相談を電話で受け付けています。

相談内容に基づき助言を行い、必要に応じて医療機関を紹介します。

**相談窓口** 埼玉県精神科救急情報センター(埼玉県立精神保健福祉センター内)

電話 048-723-8699 (ハローキューキュー)

**受付時間** 平日(月～金) 17:00～翌朝8:30

休日(土・日・祝) 8:30～翌朝8:30

## 2 相談支援

### ク 埼玉県立小児医療センター（保健発達部）

地域の保健・医療・福祉・教育と連携しながら、子どもの健康増進・疾病の早期発見、地域保健活動の援助、発達の支援など小児保健活動を行っています。

#### 〔保健外来〕

予防接種 …… アレルギー等により一般開業医で接種しにくい子どもなど、地域で定期接種を受けられなかった子どもに予防接種を行います。

5種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ）、2種混合（ジフテリア、破傷風）、肺炎球菌、ヒブB型肝炎、ロタウイルス、BCG、麻疹（はしか）・風疹、水痘（みずぼうそう）、日本脳炎、HPVワクチンなど

国際保健 …… 海外渡航予定者等に予防接種の情報提供と予防接種を行います。狂犬病（暴露前・後）、A型肝炎、B型肝炎、破傷風、髄膜炎菌、不活化ポリオワクチンなど

精神保健 …… 行動の問題や精神的悩みに関する相談・治療を行います。

遺伝カウンセリング …… 先天性異常や遺伝に関するカウンセリングを行います。

#### 〔発達外来〕

乳幼児期の発達面でなんらかの問題を抱える“未就学児”に対して、医学的検査と評価を行います。子どもの状況に応じて検査・個別指導・就学相談などを行い、円滑に初等教育に進めるよう支援していきます。

#### 〔運動器外来〕

整形外科医師、理学療法士、作業療法士、及び義肢装具士が連携して治療を行います。

小児運動器を評価する「運動器ロコモ外来」

装具作成中心の「運動器ブレース外来」

車いす・バギーの処方、作成を中心とした「運動器シーティング外来」

の3つに分かれています。

#### 〔多職種特別外来〕

各グループの持つ課題に応じた評価や指導を医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び公認心理師などのスタッフが協働して行います。アセスメント外来、もぐもぐ外来、DK外来、難聴ベビー外来等があります。

#### 受診の申込方法

〔診療〕 市町村保健センター・保健所・病院・診療所・教育機関や福祉機関などからの紹介によって、電話で予約を受け付けています（運動器外来、多職種特別外来は外部からの直接予約はできません）。

〔予防接種〕 市町村保健センターへ連絡してから当センターへ電話で予約してください。

〔予約受付時間〕 月曜日～金曜日 9：00～17：00

#### 相談窓口

埼玉県立小児医療センター

〒330-8777 さいたま市中央区新都心1番地2

電話 048-601-2200（代）

## 2 相談支援

048-601-2165 (精神保健・予防接種予約専用)

048-601-0489 (一般・発達外来予約専用)

### ケ 相談支援事業

障害者(児)及び保護者、介護を行っている方々からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言を行います。

- [主な事業内容]
- ・各種福祉サービスの利用に関する助言・援助・調整
  - ・権利の擁護のための必要な支援
  - ・専門機関の紹介

**対象者** 障害者(児)及び保護者、障害者(児)の介護を行っている方など

**相談窓口** 市町村 (または市町村が委託等を行っている相談支援事業者)

### コ 埼玉県発達障害総合支援センター

- 対象者・内容**
- ①発達障害を理解し、支援できる人材の育成
  - ②発達が気になる子どもの子育ての支援
  - ③市町村や地域の支援機関への支援
  - ④発達障害のある18歳までの子どもとご家族、支援者の方からの電話相談

**相談窓口** 埼玉県発達障害総合支援センター  
〒330-0081 さいたま市中央区新都心1-2 小児医療センター南玄関3階  
電話 048-601-5551 / FAX 048-601-5552  
E-mail m015551@pref.saitama.lg.jp

**電話受付時間** 月曜～金曜 9時～12時、13時～16時 (祝日、年末年始を除く)

### サ 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

- 対象者・内容**
- ①発達障害者 (19歳以上)、ご家族及び支援者の方に対する相談支援
  - ②発達障害者 (19歳以上) に対する就労支援と成人期支援
  - ③関係施設、関係機関等に対する普及啓発及び研修
  - ④関係施設、関係機関等の連携

**相談窓口** 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」  
〒350-0813 川越市大字平塚新田字東河原201-2  
電話 049-239-3553 / 3554  
FAX 049-233-0223  
E-mail autism.s.c.keyaki@ninus.ocn.ne.jp

**相談受付時間** 月曜～金曜 9時～12時、13時～17時 (祝日、年末年始を除く)

※コ、サについて、ご本人がさいたま市にお住まいの場合は、さいたま市発達障害者支援センター (電話048-859-7422) でご相談を受け付けています。

## 2 相談支援

### シ 権利擁護センター（権利擁護相談） 《参照☞ 4章（5）コ（P.35）》

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障害者が、安心して日常生活を送れるよう、生活上の様々な相談を受け、解決に向け支援します。

相談内容	曜日	時間
生活相談	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）	9時～16時
法律相談（要予約）	水曜日・金曜日（祝日、年末年始を除く）	13時～14時30分

**相談窓口** 権利擁護センター（社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会）  
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内  
電話 048-822-1204 / 048-822-1240  
（認知症高齢者・障害者や家族・関係者の方）  
FAX 048-822-1406  
E-mail soudan@fukushi-saitama.or.jp

### ス 埼玉県運営適正化委員会（福祉サービス苦情相談）

利用者と事業者との話し合いで解決ができない場合や、事業所に伝えにくい苦情や不満などについて相談を受け、解決に向け支援します。

**相談日** 月曜～金曜 9時～16時（祝日年末年始を除く）

**相談窓口** 埼玉県運営適正化委員会  
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内  
電話 048-822-1243 / FAX 048-822-1406

### セ 民生委員・児童委員、主任児童委員

障害児・者や地域の要支援者の相談に応じ、助言その他の援助を行うとともに、関係機関との協力のもと社会福祉の増進に努めています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとして、地域を担当する児童委員と一体になって活動します。

**相談窓口** 市町村民生委員担当課

### ソ 身体障害者相談員・知的障害者相談員

民間の協力者が相談員となり、障害者または家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたっています。

**相談窓口** 市町村障害福祉担当課

### タ 埼玉県障害者歯科相談医

地域における歯科診療の担当者として障害児者等の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理や可能な範囲の歯科治療、予防措置等を行います。

また、必要に応じて専門歯科診療所への紹介及び専門歯科診療所からの受け入れを行い、地域の障害者歯科保健医療の推進に積極的に協力します。

**相談窓口** 市町村障害福祉担当課（または保健センター）  
県健康長寿課

## 2 相談支援

電話 048-830-3581

(一社) 埼玉県歯科医師会

電話 048-829-2323 / FAX 048-829-2376

### チ 埼玉県障害者交流センター

《参照☞ 16章(3)ア(P.124)》

障害者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション活動への支援を実施します。

屋内外の各文化施設・スポーツ施設について、障害のある方は無料で利用できます(介護者1名は免除となります)。また、障害のない方も、障害のある方の利用を妨げない範囲で利用できます(有料)。

なお、障害のある方が優先の無料送迎バスを運行しています。

(バス時刻表はこちら→ <https://www.kouryu.net/access/?type=train>)

#### 利用相談窓口

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1

電話 048-834-2222 / FAX 048-834-3333

URL <http://www.kouryu.net/>

### ツ 埼玉県難病相談支援センター

難病患者の医療や生活に関する相談について、療養上、生活上の悩みや不安等の解消を図ることを目的に、電話や面接等で相談を受け付けています。

相談先は「国立病院機構東埼玉病院」「埼玉県障害難病団体協議会」の2カ所です。

#### 対象者

医療に関するご相談のある方

#### 相談窓口

国立病院機構東埼玉病院内

〒349-0196 蓮田市黒浜4147

電話 048-768-3351

FAX 048-768-2305

ホームページ <http://esaitama.org/nanbyo/>

#### 受付時間

10:00～16:00(土日・祝日、年末年始を除く)

#### 対象者

生活・就労・患者会に関するご相談のある方

#### 相談窓口

埼玉県障害者交流センター内

(一社)埼玉県障害難病団体協議会 ※《ピアサポーターが対応します》

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1

電話 048-834-6674

FAX 048-831-8005

ホームページ <https://saitama-pref-shounankyo.org/soudan/>

#### 受付時間

10:00～16:00(土日・祝日、年末年始を除く)

### テ 埼玉県聴覚障害児支援センター

お子さんの聞こえ(聴覚)が気になる場合や、新生児聴覚スクリーニング検査で要再検査(リファー)と言われた場合など、聞こえに関する様々な心配ごとについて相談員が対応し、市町村や関係機関と連携してサポートします。

## 2 相談支援

相談者のご希望により、来所や出張での相談もお受けします。

**対象者** お子さんの聞こえ（聴覚）を心配されている方

**相談窓口** そうか光生園

〒340-0001 草加市柿木町1 2 1 5 - 1

電話・FAX 0 4 8 - 9 3 6 - 5 9 8 6

Email kikoe-kouseien@sswc-gr.jp

皆光園

〒366-0811 深谷市人見1 9 9 8

電話・FAX 0 4 8 - 5 7 7 - 5 5 0 3

Email kikoe-kaikouen@sswc-gr.jp

**受付時間** 9 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0 (土日・祝日、年末年始を除く)

### ト 埼玉県医療的ケア児等支援センター・地域センター

医療的ケア児等とその御家族、市町村及び支援機関からの相談・助言、情報提供などを行います。

**相談窓口**

(ア) 地域センター かけはし (西部)

〒350-0844 川越市鴨田 1930 番地 1

社会福祉法人埼玉医大福祉会 カルガモの家 内

電 話 0 4 9 - 2 2 5 - 5 7 7 0

メール ikea-center@karugamo.or.jp

(イ) 地域センター たいよう (北部)

〒369-0101 熊谷市津田 1 8 5 5 番地 1

社会福祉法人清風会 福祉医療センター太陽の園 内

電 話 0 4 9 3 - 3 9 - 1 1 1 4

メール ty-soudan@seifu-kai.or.jp

(ウ) 地域センター ともに (東部)

〒344-0065 春日部市谷原 3-1 2-6 メゾンローリエ 1 0 2

社会福祉法人ともに福祉会 障害児(者)生活支援ルームともに 内

電 話 0 4 8 - 7 4 8 - 5 0 5 9

メール t.tomoni@tomonifukushikai.or.jp

(エ) 地域センター カリヨンの杜 (南部)

〒339-0077 さいたま市岩槻区馬込 2 1 0 0 番地

社会福祉法人桜楓会 医療型障害児入所施設カリヨンの杜 内

電 話 0 4 8 - 7 9 7 - 6 6 7 1

メール ikea-carillon@ohfukai.jp

**開所時間** 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土日・祝日・年末年始を除く)

**(2) 教育相談の窓口** ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

**ア 市町村教育委員会**

障害のあるお子さんの教育の相談は、お住いの市町村教育委員会が窓口となります。  
市町村によっては、教育相談室（または教育センター）が設置されていますので、詳しくは、市町村教育委員会におたずねください。

**イ 埼玉県立総合教育センター**

お子さんの発達や障害等による学習上及び生活上の困難さについて、面接相談を行っています。

**相談窓口** 埼玉県立総合教育センター

〒361-0021 行田市富士見町2-24

電話 048-556-4180

※相談を希望する方は、直接電話でお申込みください。

※障害等で電話での申込みが困難な方は、メールでお申込みください。

代表メールアドレス soudan@spec.ed.jp

**(3) 職業相談・職業紹介の窓口** ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

**ア 公共職業安定所（ハローワーク）** 《電話番号等は、参照☞ 17章(P.138)》

障害者の就職等について、専門の担当者が相談・紹介を行っています。

障害者が求職申込みをすると、障害の状況、技能、知識、適性、希望職種等を把握した上で、相談等を通じ、就職から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。

**イ 埼玉障害者職業センター**

障害者の就職と雇用の安定を図るため、公共職業安定所と連携し、障害のある方に対する職業相談・職業評価を行っているほか、就職や職場定着のために必要となるコミュニケーションスキル等の習得や作業遂行力の向上を図るための「職業準備支援」、専門の支援員（ジョブコーチ）が職場に訪問し、社内で定着のためのサポート体制作り等を支援する「ジョブコーチ支援」、うつ病等の精神疾患で休職中の方の職場復帰を支援する「リワーク支援」などの業務を行っています。

また、事業主に対する、採用計画から職場定着までの各種相談・支援、就労支援機関等の職員に対する職業リハビリテーションに関する専門的・技術的な助言・援助を行っています。

**相談窓口** 埼玉障害者職業センター

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保136-1

電話 048-854-3222 / FAX 048-854-3260

**ウ 市町の障害者就労支援センター**

障害者の就労機会の拡大を図るため市町が設置し、障害者やその家族の求めに応じて職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援などの業務を行っています。

## 2 相談支援

名 称	郵便番号	住所	電話	F A X
ところざわ就労支援センター	359-1112	所沢市泉町1861-1 (所沢市こどもと福祉の未来館1階)	04-2921-9200	04-2923-4780
新座市障がい者就労支援センター	352-8623	新座市野火止1-1-1 (新座市役所本庁舎1階)	048-477-1552	048-482-7725
東松山市障害者就労支援センターZAC	355-0013	東松山市小松原町17-19	0493-24-5658	0493-24-5658
幸手市障害者就労支援センター	340-0152	幸手市天神島1030-1 (幸手市保健福祉総合センター社会福祉課内)	0480-43-6711	0480-43-5600
川越市障害者総合相談支援センター	350-1123	川越市脇田本町8-1 U_PLACE 3階 (川越市民サービスステーション内)	049-293-4319	049-293-4329
秩父障がい者就労支援センターキャップ	368-0032	秩父市熊木町12-21 (さやかサポートセンター内)	0494-21-7171	0494-24-9963
久喜市障がい者就労支援センター	346-0011	久喜市青毛753-1 (ふれあいセンター久喜内)	0480-21-3400	0480-26-4870
草加市障害者就労支援センター	340-0011	草加市栄町2-1-32 スト ーク草加式番館1階	048-935-6611	048-933-9632
蕨市障害者就労支援センター	335-0005	蕨市錦町3-3-27 (蕨市総合社会福祉センター内)	048-432-6820	048-441-5405
越谷市障害者就労支援センター	343-0023	越谷市東越谷1-5-6 (ビジネスサポートセンター1階)	048-967-2422	048-967-2433
春日部市障害者就労支援センター	344-0005	春日部市樋堀369-1 (春日部市リサイクルショップ内)	048-752-7483	048-752-7483
八潮市障がい者就労支援センター	340-8588	八潮市中央1-2-1 (八潮市役所内)	048-949-6317	048-949-6318
川口市障害者就労支援センター	332-0035	川口市西青木5-2-43 クサカビル1階	048-259-3976	048-240-1788
さいたま市障害者総合支援センター	338-0013	さいたま市中央区鈴谷 7-5-7	048-859-7266	048-852-3273
狭山市障害者就労支援センター	350-1306	狭山市富士見1-1-11 (狭山市障害者基幹相談支援センター内)	04-2937-7864	04-2937-7772
ふじみ野市障がい者総合相談支援センター	356-0058	ふじみ野市大井中央2-2- 1 (大井総合福祉センター3階)	049-266-1186	049-269-1428
桶川市障害者就労支援センター	363-0008	桶川市坂田885-1	048-729-1255	048-728-7141
熊谷市障害者就労支援センター	360-0192	熊谷市江南中央1-1 熊谷市役所江南庁舎3階	048-598-7662	048-598-7679

## 2 相談支援

上尾市障害者就労支援センター	362-0075	上尾市柏座1-1-15 (プラザ館5階)	048-767-8991	048-767-8995
飯能市障害者就労支援センター	357-0004	飯能市新町2-10 ジョイス ステージ飯能203	042-971-2020	042-971-2020
深谷市障害者就労支援センター	366-0823	深谷市本住町12-8 (深谷市ボランティア交流センター内)	048-573-6561	048-573-0806
三郷市障がい者就労支援センター	341-0026	三郷市幸房 1433 番地	048-953-1521	048-953-4779
杉戸町障がい者就労支援センター	345-8502	北葛飾郡杉戸町清地 2-9-29 (杉戸町役場内)	0480-33-1713	0480-33-5077
戸田市障害者就労支援センター	335-0034	戸田市笹目2-9-1 (福祉作業所かがやき2階)	048-471-9333	048-471-9334
吉川市障がい者就労支援センターレゴリス	342-0005	吉川市川藤14-1	048-999-6509	048-999-6854
和光市障害者就労支援センター	351-0192	和光市広沢 1-5 (和光市役所内)	048-424-9126	048-466-1473
富士見市障がい者就労支援センター	354-0024	富士見市鶴瀬東1-9-26 カムトゥルーイースト 1階	049-257-7535	049-293-2149
入間市障害者就労支援センターりぼん	358-8511	入間市豊岡1-16-1 (入間市役所B棟3階)	04-2901-7088	04-2966-6791
志木市障がい者等就労支援センター	353-8501	志木市中宗岡 1-1-1 (志木市役所共生社会推進課内)	048-473-1464	048-471-7092
朝霞市はあとびあ障害者就労支援センター	351-8560	朝霞市浜崎51-1 (朝霞市総合福祉センター内)	048-486-2575	048-486-2418
児玉郡市障がい者就労支援センター	367-0038	本庄市いまい台2-43 (本庄市障害福祉センター内)	0495-22-3064	0495-22-1271
鴻巣市障がい者就労支援センター	365-0038	鴻巣市本町1-2-1 エルミ こうのすアネックス3階	048-577-3518	048-577-5031
蓮田市障がい者就労支援センター	349-0121	蓮田市関山4-5-6 (ふれあい福祉センター内)	048-769-7122	048-768-1815
日高市障がい者就労支援センター「えるむ」	350-1235	日高市楡木201 (日高市総合福祉センター内)	042-985-2116	042-985-1411
鶴ヶ島市生活サポートセンター	350-2217	鶴ヶ島市三ツ木16-1 (鶴ヶ島市役所6階)	049-277-4116	049-287-0557

## 2 相談支援

北埼玉障がい者就労支援センター	348-8530	羽生市砂山210	048-561-0296	048-563-3072
坂戸市障害者就労支援センター	350-0212	坂戸市石井2327-6 (坂戸市福祉センター内)	049-283-6161	049-289-3911
入間西障害者就労支援センター	350-0436	入間郡毛呂山町川角449-1 (あいあい作業所内)	049-295-2030	049-295-2036
寄居町障害者就労支援センター	369-1292	大里郡寄居町寄居1180-1 (寄居町役場内)	048-581-2121	048-581-9160
北本市障がい者就労支援センター	364-8633	北本市本町1-111 (北本市役所内)	048-594-5535	048-593-2862
三芳町障がい者就労支援センター	354-0041	入間郡三芳町藤久保1078-3 (三芳太陽の家1階)	049-293-1870	049-259-0196

### エ 障害者就業・生活支援センター

雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行っています。

名称	郵便番号	住所	電話	F A X
障害者就業・生活支援センターZ A C	355-0028	東松山市箭弓町1-11-7ハイムグランデ東松山2階	0493-24-5658	0493-24-5658
障害者就業・生活支援センターこだま	367-0101	児玉郡美里町小茂田756-3	0495-76-0627	0495-75-1870
埼葛北障害者就業・生活支援センター	346-0011	久喜市青毛753-1 (ふれあいセンター久喜内)	0480-21-3400	0480-26-4870
障害者就業・生活支援センターC S A	362-0075	上尾市柏座1-1-15 (プラザ館5階)	048-767-8991	048-767-8995
障がい者就業・生活支援センター遊谷	360-0192	熊谷市江南中央1-1 熊谷市役所江南庁舎 3階	048-598-7669	048-598-7679
秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ	368-0032	秩父市熊木町12-21 (さやかサポートセンター内)	0494-21-7171	0494-24-9963
障害者就業・生活支援センターかわごえ	350-1150	川越市中台南2-17-15 (川越親愛センター相談室内)	049-246-5321	049-293-4571
東部障がい者就業・生活支援センターみらい	340-0011	草加市栄町2-1-32 ストーク草加式番館1階	048-935-6611	048-933-9632
障害者就業・生活支援センターみなみ	335-0021	戸田市新曽1993-21 カーサ・フォルテ北戸田1階	048-432-8197	048-229-3950
障害者就業・生活支援センターS W A N	352-0017	新座市菅沢1-3-1	048-480-3603	048-479-5873

## 2 相談支援

### オ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

障害者雇用総合サポートセンターでは、企業の障害者雇用について、雇用開拓から企業支援、職場定着支援まで一体的な支援を行います。

企業支援業務部門では、企業に対して障害者雇用の具体的な提案や雇用管理のアドバイスを行うほか、障害者雇用セミナーや企業見学会等を開催しています。また、難病患者等の雇用の働き掛けなども行っています。

職場定着支援業務部門では、支援機関等からの要請により職場適応援助者（ジョブコーチ）を企業に派遣し、障害者の職場定着支援を行っています。また、研修等を通じて、支援機関スタッフの人材育成を支援します。

**相談窓口** 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター  
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎 別館1階  
[企業支援業務部門]  
電話 0120-540-271（障害者雇用ヘルプデスク）  
電話 048-827-0540/FAX 048-827-1033  
[職場定着支援業務部門]  
電話 048-823-9020/FAX 048-834-6980

### カ 発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）

就労を希望する発達障害者に対して、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動、職場定着まで支援します。

名称	郵便番号	住所	電話	FAX
ジョブセンター川口	332-0021	川口市西川口1-6-3 西川口ビル5階B号室	048-299-2070	048-287-9695
ジョブセンター草加	340-0034	草加市氷川町2101-1 シーバイオビル3階	048-929-7600	048-929-7576
ジョブセンター川越	350-1122	川越市脇田町15-12 ジョージビルワキタ1階	049-299-4927	049-299-4937
ジョブセンター熊谷	360-0036	熊谷市桜木町1-137 サンライズ桜木・堀口第2ビル4階・5階	048-501-8917	048-501-8928

### キ 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部

障害者雇用納付金等の申告・申請の受け付け、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の申請受付及び障害者雇用に関する講習・情報提供、啓発活動を行っています。

**相談窓口** 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部  
高齢・障害者業務課  
〒336-0931 さいたま市緑区原山 2-18-8  
ポリテクセンター埼玉 本館4階  
電話 048-813-1112/FAX 048-813-1114  
URL <http://www.jeed.go.jp/location/shibu/saitama/>

**(4) その他の相談窓口** ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

**ア 社会福祉協議会**

《電話番号等は、参照☞ 17章(P.129~134)》

生活福祉資金や障害者福祉資金（事業資金等）の貸付、ボランティアの育成や相談の窓口となっています。

なお、下記その他、市町村にも社会福祉協議会がありますので、同様にご利用ください。

**相談窓口** 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会  
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ  
電話 048-822-1191 / FAX 048-822-3078

**イ 聴覚障害者相談員**

聴覚障害者等の福祉に熱意のある相談員が、聴覚障害者等の日常生活、社会生活上の問題について相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたっています。

**相談窓口** 埼玉聴覚障害者情報センター  
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館内  
電話 048-814-3353 / FAX 048-814-3355

**ウ 身体障害者結婚相談員**

結婚を希望する身体障害者に対して、結婚に関する各種相談、紹介を行うほか、出会いの場となる交流会等を開催しています。相談窓口へご連絡ください。

**相談窓口** (社福) 埼玉県身体障害者福祉協会  
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 (浦和合同庁舎内)  
電話 048-822-5333 / FAX 048-831-6442

**受付時間** 月・水・金 10:00~16:00

**エ 身体障害者補助犬相談窓口**

身体障害者補助犬使用者や受け入れ側施設からの相談に対応する窓口を設置しています。

**相談窓口** 県障害者福祉推進課  
電話 048-830-3309 / FAX 048-830-4789  
※さいたま市、川越市、川口市、越谷市は各市の相談窓口にご相談ください。

**オ 心をつなぐ家族電話相談**

精神科医療等、生活上の困りごとについて、精神障害者家族会が、電話相談を行っています。

**相談窓口** 埼玉のぞみ会 (埼玉県精神障害者家族会連合会)  
電話 (携帯) 080-6685-2128

**受付時間** 月~木 (祝日・12/29~1/3を除く)  
10:00~12:00、13:00~15:00

## 2 相談支援

### カ ポプリおしゃべり電話

精神障害者当事者団体が、当事者のための当事者による電話問い合わせを開設しています。当事者同士の仲間に聞いてほしいことやわからないこと等、秘密厳守で話を聴きます。

**相談窓口** ポプリ（埼玉県精神障害者団体連合会）  
電話 048-822-9369

**受付時間** 火曜日・木曜日・日曜日 13:00～16:30まで受付  
(16:45終了)

※ 第1火曜日・第3木曜日は、女性相談員の日です。

### キ 高次脳機能障害ピア・カウンセリング

地域の高次脳機能障害者及びその家族からの相談に対応し、相談者の気持ちに寄り添いながら助言及び支援を行っています。

**相談窓口** 特定非営利活動法人 地域で共に生きるナノ  
電話（携帯）090-4759-7156

**受付時間** 火曜日・金曜日（祝祭日、年末年始を除く）  
10:00～15:00（12:00～13:00 昼休み）

### ク 認知症電話相談

認知症介護に悩んだり戸惑ったりしている方を支援するため電話相談を受けています。

また、若年性認知症の相談にも応じ、社会保障・医療・就労支援に関することをコーディネートして支援します。

**相談窓口** 公益社団法人 認知症の人と家族の会 埼玉県支部  
電話（認知症）048-814-1210  
（若年性認知症）048-814-1212  
FAX（共通） 048-814-1211

**受付時間**（認知症）月、水、金、土（祝日、年末年始を除く）  
10:00～16:00  
（若年性認知症）月～金（祝日、年末年始を除く）  
9:00～16:00

## (5) 緊急時(事件・事故)の連絡先 ---\*---\*---\*---\*---\*---

### ア メール110番

聴覚に障害がある方、または言葉が話せない方が、事件や事故にあったとき、携帯電話やパソコンのインターネット機能を利用した緊急通報を受理します。

通報用アドレス <http://saitama110.jp/>

練習用アドレス <http://saitama110.jp/tr/>

## 2 相談支援

### イ ファックス110番

聴覚に障害がある方、または言葉が話せない方が、事件や事故にあったとき、ファックスを利用しての緊急通報を受理します。

FAX 0120-264-110

#### **問 合 せ**

埼玉県警察本部地域部通信指令課

〒330-8533 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-832-0110

## 3 医 療

### (1) 児童のための医療----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*

#### ア 未熟児養育医療の給付

対 象 者	主として出生体重2,000g以下で入院治療が必要な未熟児
内 容	1歳になるまでの間、指定医療機関で必要な入院の医療給付を行います。なお、扶養義務者の市町村民税（所得割）の課税額に応じた自己負担があります。

相談窓口 市町村

#### イ こども医療費助成制度

対 象 者	通院：0歳～9歳の年度末 入院：0歳～15歳の年度末 ※ただし、市町村が独自に対象年齢を設定している場合がありますので、詳しくはお住いの市町村に御確認ください。
内 容	病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（附加給付など他の制度により支給がある場合はその額を差し引いた額）を助成します。

相談窓口 市町村

#### ウ 小児慢性特定疾病医療費の支給

対 象 者	下記の対象疾病にかかり一定の状態にある18歳未満の児童（この給付を既に受けており、引き続き一定の状態にある場合は20歳未満まで）
内 容	指定小児慢性特定疾病医療機関で必要な医療給付を行います。なお、世帯の市町村民税（所得割）の課税額に応じた自己負担があります。（生活保護等及び血友病の方は、自己負担はありません。）

##### 〔対象疾患群〕

- 1 悪性新生物
- 2 慢性腎疾患
- 3 慢性呼吸器疾患
- 4 慢性心疾患
- 5 内分泌疾患
- 6 膠原病
- 7 糖尿病
- 8 先天性代謝異常
- 9 血液疾患
- 10 免疫疾患
- 11 神経・筋疾患
- 12 慢性消化器疾患
- 13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- 14 皮膚疾患
- 15 骨系統疾患
- 16 脈管系疾患

相談窓口 保健所

### 3 医 療

#### エ 自立支援医療費（育成医療）の給付

**対 象 者** 児童福祉法で定める障害児のうち、身体に障害（※）のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、確実な治療効果が期待できる方

※身体障害者福祉法別表に掲げる程度の身体上の障害

**内 容** 指定医療機関において医療を受ける場合に給付が受けられる制度で、事前申請を原則とします。

なお、1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じて負担額の上限が設定されています。また、一定所得以上は疾患の状態により対象外となることがあります。

**相談窓口** 市町村

#### オ 結核児童のための療育の給付

**対 象 者** 結核にかかり長期入院が必要な18歳未満の児童

**内 容** 指定療育機関で入院の医療給付を行います。また、日用品などの支給も併せて行います。

なお、扶養義務者の市町村民税（所得割）の課税額に応じた自己負担があります。

**相談窓口** 保健所

## （2）児童と成人のための医療 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

#### ア 重度心身障害者医療費助成制度

**対 象 者** (ア) 1級、2級、3級の身体障害者手帳をもっている方  
(イ) ㊤、A、Bの療育手帳をもっている方  
(ウ) 1級の精神障害者保健福祉手帳をもっている方  
(エ) 65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表各号に掲げる障害にある旨の認定を受けている方

\* 65歳以上で新たに手帳を取得した場合は対象外。

(平成26年12月31日までに受給資格があった者は年齢要件なし。)

**内 容** 病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（附加給付など他の制度により支給がある場合はその額を差し引いた額）を助成します。

なお、ご本人の所得が一定額以上ある場合には支給停止となる場合があります。

2級の精神障害者保健福祉手帳をもっている方（上記の対象者(エ)を除く）については、令和8年1月以降、自立支援医療（精神通院医療）の自己負担額を助成します。（実施時期は市町村にお問い合わせください。）

**相談窓口** 市町村

#### イ 自立支援医療費（精神通院医療）の給付

**対 象 者** 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患またはてんかんを有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方

**内 容** 精神の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を、都道府県（または指定都市）が指定する医療機関で受けた場合に医療費の90%を医療保険及び公費で負担します。

### 3 医 療

なお、1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。また、一定所得以上は疾患の状態により対象外となることがあります。

**相談窓口** 市町村

## (3) 成人のための医療 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----

### ア 自立支援医療費（更生医療）の給付

**対 象 者** 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）

**内 容** 身体の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を、都道府県（または指定都市、中核市）が指定する医療機関で受けた場合に医療費の90%を医療保険及び公費で負担します。  
（角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術、肝臓移植術など）

なお、1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。また、一定所得以上は疾患の状態により対象外となることがあります。

**相談窓口** 市町村

### イ 指定難病等医療費給付

**対 象 者**  
**(国指定難病)** 埼玉県内に住所があり指定難病等（指定難病等一覧(P.20~23)参照）にかかっていると認められる方（※）で、かつ、次のいずれかに該当する方

※指定難病ごとの診断基準を満たす必要があります。

(ア) その病状の程度が、個々の指定難病等の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度である方

(イ) 当該支給認定申請のあった月以前の12月以内に医療費総額が33,330円を超える月数が既に3月以上ある方

**対 象 者**  
**(県指定難病)**  
**(特定疾患)** 次の全てを満たす方  
(ア) 県単独指定難病（P.24参照）又は特定疾患（P.24参照）にかかっていると認められる方

※ 県単独指定難病・特定疾患ごとの認定基準を満たす必要があります。

(イ) 埼玉県内に住所がある方

(ウ) 国民健康保険等、何らかの医療保険に加入している方

なお、他の医療給付制度で給付を受けている方は、原則として対象となりません。

**内 容** 医療保険制度による指定難病に係る療養費について助成します。  
なお、所得や医療費の負担状況に応じた、自己負担があります。  
指定医療機関での窓口負担が、自己負担上限額までとなります。

**相談窓口** 保健所

# 指定難病一覧(348疾病・50音順)

※太字は令和7年4月1日適用です。

告示番号	指定難病名
ア	135 アイカルディ症候群
	119 アイザックス症候群
	66 IgA腎症
	300 I g G 4 関連疾患
	24 亜急性硬化性全脳炎 ※略称SSPE
	46 悪性関節リウマチ
	83 アジソン病
	303 アッシャー症候群
	116 アトピー性脊髄炎
	182 アペール症候群
	297 アラジール症候群
	231 α1-アンチトリプシン欠乏症
	218 アルポート症候群
	131 アレキサンダー病
	201 アンジェルマン症候群
184 アントレー・ピクスラー症候群	
イ	247 イソ吉草酸血症
	222 一次性ネフローゼ症候群
	223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
	197 I p 36欠失症候群
	325 遺伝性自己炎症疾患
	120 遺伝性ジストニア
	115 遺伝性周期性四肢麻痺
	298 遺伝性腭炎
286 遺伝性鉄芽球性貧血	
ウ	175 ウィーバー症候群
	179 ウィリアムズ症候群
	171 ウィルソン病
	145 ウエスト症候群
	191 ウェルナー症候群
	233 ウォルフラム症候群
	29 ウルリッヒ病
エ	26 H T L V - 1 関連脊髄症 ※略称HAM
	180 A T R - X 症候群
	168 エーラス・ダンロス症候群
	287 エプスタイン症候群
	217 エプスタイン病
	204 エマヌエル症候群
	339 M E C P 2 重複症候群
	<b>342 LMNB1関連大脳白質脳症</b>
30 遠位型ミオパチー	
オ	68 黄色靭帯骨化症
	301 黄斑ジストロフィー
	146 大田原症候群
	170 オクシピタル・ホーン症候群
	227 オスラー病
カ	232 カーニー複合

告示番号	指定難病名
カ	141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
	97 潰瘍性大腸炎
	72 下垂体性ADH分泌異常症
	76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
	73 下垂体性TSH分泌亢進症
	74 下垂体性PRL分泌亢進症
	78 下垂体前葉機能低下症
	79 家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)
	266 家族性地中海熱
	336 家族性低βリポタンパク血症1 (ホモ接合体)
	161 家族性良性慢性天疱瘡
	307 カナバン病
	269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アケネ症候群
	187 歌舞伎症候群
258 ガラクトース-1-リン酸グリルトランスフェラーゼ欠損症	
キ	316 カルニチン回路異常症
	257 肝型糖原病
	226 間質性膀胱炎 (ハンナ型)
	150 環状20番染色体症候群
	209 完全大血管転位症
	164 眼皮膚白皮症
	236 偽性副甲状腺機能低下症
	219 ギャロウェイ・モフト症候群
	<b>344 極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症</b>
	1 球脊髄性筋萎縮症
220 急速進行性糸球体腎炎	
271 強直性脊椎炎	
ク	41 巨細胞性動脈炎
	279 巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)
	280 巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)
	100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
	278 巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)
	2 筋萎縮性側索硬化症 ※略称ALS
	256 筋型糖原病
	113 筋ジストロフィー
	75 クッシング病
	106 クリオピリン関連周期熱症候群
281 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	
181 クルーゼン症候群	
248 グルコーストランスporter1欠損症	
249 グルタル酸血症1型	
250 グルタル酸血症2型	
16 クロウ・深瀬症候群	
96 クローン病	
289 クロンカイト・カナダ症候群	
ケ	129 痙攣重積型 (二相性) 急性脳症

告示番号	指定難病名
158	結節性硬化症
42	結節性多発動脈炎
64	血栓性血小板減少性紫斑病 ※略称TTP
137	限局性皮質異形成
<b>346</b>	<b>原発性肝外門脈閉塞症</b>
262	原発性高カイトミクロン血症
94	原発性硬化性胆管炎
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
4	原発性側索硬化症
93	原発性胆汁性胆管炎
65	原発性免疫不全症候群
43	顕微鏡的多発血管炎
267	高IgD症候群
98	好酸球性消化管疾患
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
306	好酸球性副鼻腔炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
69	後縦靭帯骨化症
80	甲状腺ホルモン不応症
59	拘束型心筋症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
283	後天性赤芽球癆
70	広範脊柱管狭窄症
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
192	コケイン症候群
104	コステロ症候群
274	骨形成不全症
199	5p欠失症候群
185	コフィン・シリス症候群
176	コフィン・ローリー 症候群
52	混合性結合組織病
190	鰓耳腎症候群
60	再生不良性貧血
55	再発性多発軟骨炎
211	左心低形成症候群
84	サルコイドーシス
212	三尖弁閉鎖症
317	三頭酵素欠損症
103	CFC症候群
53	シェーグレン症候群
159	色素性乾皮症 ※略称XP
32	自己食空胞性ミオパチー
95	自己免疫性肝炎
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
61	自己免疫性溶血性貧血 ※略称AIHA
260	シトステロール血症
318	シトリン欠損症

告示番号	指定難病名
224	紫斑病性腎炎
265	脂肪萎縮症
107	若年性特発性関節炎
304	若年発症型両側性感音難聴
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
208	修正大血管転位症
<b>347</b>	<b>出血性線溶異常症</b>
177	ジュベール症候群関連疾患
33	シュワルツ・ヤンベル症候群
138	神経細胞移動異常症
125	神経軸索スライフト形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
34	神経線維腫症
9	神経有棘赤血球症
5	進行性核上性麻痺
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
272	進行性骨化性線維異形成症 ※略称FOP
25	進行性多巣性白質脳症 ※略称PML
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌステんかん
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
<b>154</b>	<b>睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症</b>
157	スタージ・ウェーバー症候群
38	ステーヴンス・ジョンソン症候群
202	スマス・マギニス症候群
206	脆弱X症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
54	成人発症スチル病
117	脊髄空洞症
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
118	脊髄髄膜瘤
3	脊髄性筋萎縮症
319	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
328	前眼部形成異常
28	全身性アミロイドーシス
49	全身性エリテマトーデス ※略称SLE
51	全身性強皮症
310	先天異常症候群
294	先天性横隔膜ヘルニア
132	先天性核上性球麻痺
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
160	先天性魚鱗癬
12	先天性筋無力症候群
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
311	先天性三尖弁狭窄症
225	先天性腎性尿崩症
282	先天性赤血球形成異常性貧血

告示番号	指定難病名
セ	312 先天性僧帽弁狭窄症
	139 先天性大脳白質形成不全症
	313 先天性肺静脈狭窄症
	82 先天性副腎低形成症
	81 先天性副腎皮質酵素欠損症
	111 先天性ミオパチー
	130 先天性無痛無汗症
	253 先天性葉酸吸収不全
	127 前頭側頭葉変性症
	340 線毛機能不全症候群（カクゲナ症候群を含む。）
ソ	147 早期ミオクロニー脳症
	207 総動脈幹遺残症
	293 総排泄腔遺残
	292 総排泄腔外反症
	194 ソトス症候群
タ	200 第14番染色体父親性ダイソミー症候群
	284 ダイヤモンド・ブラックファン貧血
	7 大脳皮質基底核変性症
	326 大理石骨病
	40 高安動脈炎
	17 多系統萎縮症
	275 タナトフォリック骨異形成症
	44 多発血管炎性肉芽腫症
	13 多発性硬化症／視神経脊髄炎
	67 多発性嚢胞腎
	188 多脾症候群
	261 タンジール病
	210 単心室症
	166 弾性線維性仮性黄色腫
	296 胆道閉鎖症
	チ
105 チャージ症候群	
134 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	
39 中毒性表皮壊死症	
101 腸管神経節細胞僅少症	
テ	341 TRPV4異常症
	108 TNF受容体関連周期性症候群
	172 低ホスファターゼ症
	35 天疱瘡
ト	57 特発性拡張型心筋症
	85 特発性間質性肺炎
	27 特発性基底核石灰化症
	327 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
	163 特発性後天性全身性無汗症
	71 特発性大腿骨頭壊死症
	331 特発性多中心性キャスルマン病
	92 特発性門脈圧亢進症
140 ドラベ症候群	

告示番号	指定難病名
ナ	268 中條・西村症候群
	174 那須・ハコラ病
	276 軟骨無形成症
ニ	153 難治頻回部分発作重積型急性脳炎
	203 22q11.2欠失症候群
	295 乳幼児肝巨大血管腫
	<b>345 乳児発症STING関連血管炎</b>
ヌ	251 尿素サイクル異常症
	195 ヌーナン症候群
ネ	315 ネルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
	335 ネフロン癆
ノ	334 脳クレアチン欠乏症候群
	263 脳髄黄色腫症
	121 脳内鉄沈着神経変性症
	122 脳表ヘモジデリン沈着症
	37 膿疱性乾癬（汎発型）
	299 嚢胞性線維症
ハ	6 パーキンソン病
	47 パージャー病
	87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
	86 肺動脈性肺高血圧症
	229 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
	230 肺胞低換気症候群
	333 ハッチンソン・ギルフォード症候群
	91 バッド・キアリ症候群
	123 HTRA1関連脳小血管病
	8 ハンチントン病
ヒ	152 PCDH19関連症候群
	321 非ケトーシス型高グリシン血症
	165 肥厚性皮膚骨膜炎
	114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
	124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
	<b>343 PURA関連神経発達異常症</b>
	58 肥大型心筋症
	239 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
	238 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
	314 左肺動脈右肺動脈起始症
128 ビッカースタッフ脳幹脳炎	
109 非典型溶血性尿毒症症候群	
290 非特異性多発性小腸潰瘍症	
50 皮膚筋炎／多発性筋炎	
36 表皮水疱症	
291 ヒルジュブリング病（全結腸型又は小腸型）	
フ	183 ファイファー症候群
	173 VATER症候群
	215 ファロー四徴症
	285 ファンコニ貧血
	15 封入体筋炎

告示番号	指定難病名
フ	240 フェニルケトン尿症
	255 複合カルボキシラーゼ欠損症
	235 副甲状腺機能低下症
	20 副腎白質ジストロフィー
	237 副腎皮質刺激ホルモン不応症
	110 ブラウ症候群
	193 プラダー・ウィリ症候群
	23 プリオン病
	245 プロピオン酸血症
ヘ	228 閉塞性細気管支炎
	322 β-ケトチオラーゼ欠損症
	56 ベーチェット病
	31 ベスレムミオパチー
	126 ペリー病
	234 ペルオキシーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
	136 片側巨脳症
	149 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
	323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
ホ	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症
	337 ホモシスチン尿症
	254 ポルフィリン症
	112 マリネスコ・シェーグレン症候群
マ	167 マルフアン症候群/ロイス・ディーツ症候群
	14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
	88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
	270 慢性再発性多発性骨髄炎
	99 慢性特発性偽性腸閉塞症
ミ	142 ミオクロニー欠神てんかん
	143 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
	21 ミトコンドリア病
ム	329 無虹彩症
	189 無脾症候群
	264 無βリポタンパク血症
メ	244 メープルシロップ尿症
	324 メチルグルタコン酸尿症
	246 メチルマロン酸血症
	133 メビウス症候群
	<b>63 免疫性血小板減少症</b>
モ	169 メンケス病
	90 網膜色素変性症
	22 もやもや病
178 モワット・ウィルソン症候群	
ヤ	196 ヤング・シンプソン症候群
ユ	148 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
ヨ	198 4p欠失症候群

告示番号	指定難病名
ラ	19 ライソゾーム病
	151 ラスムッセン脳炎
	155 ランドウ・クレフナー症候群
リ	252 リジン尿性蛋白不耐症
	216 両大血管右室起始症
	277 リンパ管腫症/ゴーハム病
	89 リンパ脈管筋腫症 ※略称LAM
ル	162 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
	102 ルビンシュタイン・テイビ症候群
レ	302 レーベル遺伝性視神経症
	259 レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
	156 レット症候群
	144 レノックス・ガストー症候群
ロ	<b>348 ロウ症候群</b>
	186 ロスマンド・トムソン症候群
	273 肋骨異常を伴う先天性側弯症

### 県単独指定難病

- \*橋本病
- \*特発性好酸球增多症候群  
(好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球性副鼻腔炎を除く。)
- \*原発性骨髄線維症
- \*溶血性貧血  
(自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く。)

### 特定疾患

- \*スモン
- \*プリオン病  
(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)

(注)国指定難病の適用日

- 告示番号 1～110  
平成 27 年 1 月 1 日から適用
- 告示番号 111～306  
平成 27 年 7 月 1 日から適用
- 告示番号 307～330  
平成 29 年 4 月 1 日から適用
- 告示番号 331  
平成 30 年 4 月 1 日から適用
- 告示番号 332・333  
令和元年 7 月 1 日から適用
- 告示番号 288・334～338  
令和 3 年 11 月 1 日から適用
- 告示番号 339～341  
令和 6 年 4 月 1 日から適用
- 告示番号 342～348  
令和 7 年 4 月 1 日から適用

### 3 医 療

#### ウ 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付

20歳以上で、先天性血液凝固因子障害で治療を受けている方を対象として医療給付を行っています。

- 1 第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症
- 2 第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症
- 3 第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症
- 4 第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症
- 5 第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）
- 6 第Ⅸ因子欠乏症（血友病B）
- 7 第Ⅹ因子（スチュアートプラウアー）欠乏症
- 8 第ⅩⅠ因子（PTA）欠乏症
- 9 第ⅩⅡ因子（ヘイグマン因子）欠乏症
- 10 第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症
- 11 von willebrand（フォン・ヴィルブランド）病

※血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症についても医療給付の対象となります。

（※は他の対象疾患と異なり、年齢制限はありません。）

**相談窓口** 保健所

#### エ 結核医療費の公費負担

**対象者** (ア) 結核を感染させるおそれがあるため、保健所の勧告・措置により入院している方。

(イ) 通院等により結核の治療を受けている方のうち、保健所が公費負担を承認している方。

**内 容** (ア) 上記「対象者」(ア)については、医療保険と公費で全額負担します。ただし、本人及び扶養義務者の市町村民税の所得割の額を合算した額が年56万4千円を超える場合には、自己負担があります。

(イ) 上記「対象者」(イ)については、結核医療費の95%を医療保険及び公費で負担します。

**相談窓口** 保健所

#### (4) 障害者等歯科診療---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

**対象者** 障害のある方、在宅高齢者

**内 容** 障害のある方、在宅高齢者の方でも歯科保健医療サービスが受けられるよう、埼玉県歯科医師会の協力のもと、障害者歯科相談医制度を設けています。

また、専門的な治療等が受けられる施設として、表①のとおり、県内5か所に県立施設障害者歯科診療所を設置しており、また、埼玉県歯科医師会が運営している口腔保健センターなどでも治療等を行っています。

さらに、②地域在宅歯科医療推進拠点を設置し、訪問歯科診療に関する相談・紹介を行っています。

### 3 医 療

#### ①県立施設障害者歯科診療所など障害者歯科診療実施施設

名 称	電 話	F A X
埼玉県総合リハビリテーションセンター（上尾市）	048-781-2222	048-781-1552
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所（草加市）	048-936-5088	048-932-1311
埼玉県立嵐山郷（嵐山町）	0493-62-6221	0493-62-8944
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所（朝霞市）	048-466-1411	048-467-4127
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所（深谷市）	048-574-8211	048-574-5030
（一社）埼玉県歯科医師会口腔保健センター（さいたま市）	048-835-3210	048-835-3220

※このほか、明海大学歯学部附属明海大学病院などでも障害者歯科診療を行っています。

#### ②地域在宅歯科医療推進拠点

地域拠点名（拠点所在地）	対象地域	電 話
さいたま市浦和地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（さいたま市浦和区）	さいたま市 浦和区・南区・緑区・桜区	090-1993-8020
岩槻地区在宅歯科医療支援窓口（さいたま市岩槻区）	さいたま市 岩槻区	080-1026-8020
川口地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（川口市）	川口市	090-4067-8020
さいたま市大宮地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（さいたま市大宮区）	さいたま市 西区・北区・大宮区・見沼区	080-2273-8020
川越市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（川越市）	川越市	080-2233-8020
熊谷市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（熊谷市）	熊谷市	080-2184-8020
北足立地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（鴻巣市）	鴻巣市・北本市・桶川市・伊奈町	080-8434-8020
上尾地区在宅歯科医療支援窓口（上尾市）	上尾市	090-4072-8020
さいたま市与野地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（さいたま市中央区）	さいたま市 中央区	080-8050-8020
朝霞地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（朝霞市）	朝霞市・志木市・和光市	080-2334-8020
新座地区在宅歯科医療支援窓口（新座市）	新座市	080-2252-8020
蕨戸田地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（蕨市）	蕨市・戸田市	090-4813-8020
入間郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（狭山市）	狭山市・入間市・越生町・毛呂山町	080-8857-8020
飯能・日高地区在宅歯科医療支援窓口（飯能市）	飯能市・日高市	090-4396-8020

### 3 医 療

坂戸・鶴ヶ島地区在宅歯科医療支援窓口 (坂戸市)	坂戸市・鶴ヶ島市	090-3096-8020
東入間地区在宅歯科医療支援窓口 (ふじみ野市)	富士見市・ふじみ野市・三芳町	090-4752-8020
所沢市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (所沢市)	所沢市	080-7759-8020
比企郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (東松山市)	東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・鳩山町・吉見町・川島町・東秩父村	080-8443-8020
秩父郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (秩父市)	秩父市・小鹿野町・長瀬町・皆野町・横瀬町	080-8729-8020
本庄市児玉郡地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (本庄市)	本庄市・上里町・神川町・美里町	080-2164-8020
深谷寄居地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (深谷市)	深谷市・寄居町	080-2085-8020
北埼玉地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (行田市)	行田市	080-1391-8020
加須・羽生地区在宅歯科医療支援窓口 (羽生市)	加須市・羽生市	090-7418-8020
埼玉葛地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (久喜市)	白岡市・幸手市・久喜市・蓮田市・杉戸町・宮代町	080-1225-8020
春日部地区在宅歯科医療支援窓口 (春日部市)	春日部市	090-2253-8020
草加地区在宅歯科医療支援窓口 (草加市)	草加市	090-2664-8020
越谷市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (越谷市)	越谷市	090-5764-8020
東埼玉地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (八潮市)	八潮市	090-5526-8020
三郷地区在宅歯科医療支援窓口	三郷市	090-3097-8020
吉川地区在宅歯科医療支援窓口 (吉川市)	吉川市・松伏町	090-2308-8020
埼玉県在宅歯科医療推進窓口	各地域拠点の電話が、通話中等でつながらない場合にご利用ください。	048-822-6464

#### 相談窓口

(一社) 埼玉県歯科医師会

電話 048-829-2323 / FAX 048-829-2376

県健康長寿課

電話 048-830-3581

### 3 医療

#### (5) 発達障害児のための診療・療育---\*---\*---\*---\*---\*---\*

##### ア 中核発達支援センター

発達障害児が、早期に専門的な支援を受けられるように医療型障害児入所施設に医師及び作業療法士等の専門職を配置し、診療・療育の拠点として運営しています。

名 称	郵便番号	住所	電話
光の家療育センター	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1357
中川の郷療育センター	343-0116	北葛飾郡松伏町大字下赤岩222	048-992-2701
福祉医療センター 太陽の園	369-0101	熊谷市津田1855-1	0493-39-2851

※受診には予約が必要です。必ず事前にお問い合わせください。

##### イ 地域療育センター

発達障害の特性が気になる子供に、作業療法士等の専門職が個別療育と親の子育ての支援を実施しています。

名 称	郵便番号	住所	電話
南部地域療育センター	333-0861	川口市柳崎4-28-26-303 メゾンドシャンテ3階	048-423-0266 (直通)
南西部地域療育センター	353-0003	志木市下宗岡1-23-1	080-9650-1375 (直通)
東部地域療育センター	343-0031	越谷市大里729-1	048-978-6449 (代表)
県央地域療育センター	363-0006	桶川市倉田103-3	048-856-9373 (直通)
川越比企地域療育センター	350-1175	川越市笠幡1646-3 ともいきチャイルドケアセンター内2階	049-298-6633 (直通)
西部地域療育センター	357-0065	飯能市大河原934-1	042-980-7784 (直通)
利根地域療育センター	345-0834	宮代町国納807-1 児童発達支援センターこころ園内	080-7504-5870 (直通)
北部地域療育センター	369-1204	大里郡寄居町大字藤田179-1 埼玉療育園教育棟内	048-581-0025 (直通)
秩父地域療育センター	368-0002	秩父市栃谷900-1 さやかこども支援センター内	0494-26-7966 (代表)

## 4 日常生活の支援

### (1) 補装具・日常生活用具 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

#### ア 補装具費の支給

身体障害者・身体障害児の失われた身体機能を補完または代替して、日常生活を容易にするために、次の補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費の支給を行っています（補装具業者による代理受領も可能）。原則として、購入等費用の1割の自己負担が必要ですが、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。

なお、一定所得以上は対象外となります（障害児を除く）。

##### 【補装具の種類】

- 視覚障害者用 …………… 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
- 聴覚障害者用 …………… 補聴器、人工内耳（音声信号処理装置修理のみ）
- 肢体不自由者用 …………… 義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置

※ 次のものは、児童のみ

排便補助具、起立保持具

また平成30年4月から、一部の補装具については、借受けに要した費用についても、補装具費の支給を行うこととなりました。

##### 【借受けの対象品目】

- ①義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品
- ②重度障害者用意思伝達装置の本体
- ③歩行器
- ④車載用姿勢保持装置

なお、支給には次のとおり一定の要件があります。

- ①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

市町村

#### イ 日常生活用具の給付・貸与

重度の障害児（者）に対し、その日常生活を容易にするため、重度障害児（者）用の日常生活用具の給付または貸与を行っています。対象品目や自己負担額等は市町村によって異なりますので、詳しくはお住まいの市町村役場へお問い合わせください。

市町村

## 4 日常生活の支援

### ウ 車いすの無料貸出

事故、病気、障害、高齢等により、日常生活で車いすを必要とされる方へ無料貸出を行っています。貸出期間や申請方法については、お住まいの市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

**窓 口** 市町村社会福祉協議会

### エ 情報提供機器等の貸出

《参照☞16章(3)カ(P.124)》

聴覚障害者に対して、情報提供機器（ヒアリングループ、OHP、OHC、液晶プロジェクター）等の貸出を行っています。

**窓 口** 埼玉聴覚障害者情報センター

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館内

電話 048-814-3353 / FAX 048-814-3354

### オ 介護すまいる館

身体能力が低下した高齢者等の自立の促進と介護する家族等の負担を軽減するため、福祉用具やユニバーサルデザイン商品の展示や相談、情報提供を行っています。

**開館時間** 9:00～17:00

**休 館 日** 月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、月の第1日曜日、年末年始

**場 所** 彩の国すこやかプラザ内（さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65）

電話 048-822-1195 / FAX 048-822-1426

## (2) 機能回復・生活訓練 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

### ア 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

《参照☞8章(P.79)》

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

**対 象 者** 障害者

**相 談 窓 口** 市町村

### イ 自立生活援助

《参照☞8章(P.79)》

グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間、本人の意思を尊重した地域生活に向けた適切な支援を行います。

**対 象 者** 障害者

**内 容** 市町村

### ウ 児童発達支援

《参照☞8章(P.79)》

**対 象 者** 未就学の障害児

**内 容** 集団療育及び個別療育を行う必要が認められる在宅の障害児を通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

**相 談 窓 口** 市町村

## 4 日常生活の支援

### エ 放課後等デイサービス

《参照☞ 8章(P.79) 》

対象者	学校就学中の障害児
内容	放課後や学校休業日に通所させ、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
相談窓口	市町村

### オ 保育所等訪問支援

《参照☞ 8章(P.79) 》

対象者	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等に通う障害児
内容	障害児に通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
相談窓口	市町村

### カ 聴能訓練

主に乳幼児を対象として、言語聴覚士により聴能訓練を実施しています。

相談窓口	皆光園（深谷市） 電話 048-573-2021/ FAX 048-573-2022 そうか光生園（草加市） 電話 048-936-5968/ FAX 048-936-5968
------	---

### キ 障害者生活訓練

内容	身辺・家事管理、福祉機器活用訓練・コミュニケーション訓練及び社会資源の活用等の日常生活に必要な訓練を実施します。
相談窓口	埼玉県障害者協議会 電話 048-825-0707/ FAX 048-825-3070

### ク 音声機能障害者発声訓練

対象者	病気などにより喉頭を摘出した音声機能障害のある方
内容	日常生活における会話が可能となるように食道発声訓練、人工喉頭による発声訓練等を実施しています。
相談窓口	埼玉銀鈴会 電話 048-699-1855/FAX 048-699-1855

## (3) 住宅（住まい） ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

### ア 重度障害者居宅改善整備費補助

対象者	下肢または体幹に障害のある障害程度1、2級の身体障害者手帳所持者で所得が一定基準以下の方（詳細は、窓口でおたずねください。）
内容	重度身体障害者の日常生活の環境改善及び自立更生を促進するため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障害に応じ使いやすく改造する場合、1件あたり36万円の範囲内でその3分の2（生保世帯10分の10）を補助します。ただし、居宅の新築、増築及び改築は対象外です。また、介護保険制度の住宅改修など、他の補助制度による補助を受ける工事等については、対象とならない場合もあります。
相談窓口	市町村（未実施の市町村がありますので、個々にお問い合わせください）

## 4 日常生活の支援

### イ 県営住宅の入居の優遇

- 内 容** 高齢者・障害者世帯の募集枠があります。また、障害の程度に応じて、抽選の当選率が優遇される場合があります。
- 対 象 者** 身体障害者 1級～4級の身体障害者手帳を所持している方  
 知的障害者 ㊤、A、Bの療育手帳を所持している方  
 精神障害者 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳を所持している方  
 戦傷病者 「恩給法」別表第1号表ノ2の第6項症以上又は別表第1号表ノ3の第1款症の戦傷病者手帳を所持している方  
 難病患者 障害者総合支援法の対象となる疾病により障害者福祉サービス受給者証や地域相談支援受給者証を所持している方  
 ※世帯員のいずれかが、上記の障害者である世帯等が対象となります。
- 相談窓口** 埼玉県住宅供給公社 県営住宅課  
 電話 048-829-2875 / FAX 048-825-1822

### ウ 県営住宅の家賃減額

- 内 容** 県営住宅の入居者で、一定の基準を満たす低所得世帯については、申請により家賃が減額される場合があります。
- 相談窓口** 埼玉県住宅供給公社 県営住宅課  
 電話 048-829-2875 / FAX 048-825-1822

### エ グループホーム、生活ホーム

《参照☞ 8章(P.79) 》

家庭環境や住宅事情により自立した生活が困難な障害者や、日常生活上の援助を必要とする障害者に、生活の場を提供すると共に、生活面での援助を行っています。

- 対 象 者** 障害者  
**相談窓口** 市町村

#### (ア) グループホーム（共同生活援助）

地域の住宅（アパート、一戸建て等）で数人の障害者が共同生活する形態で、世話人により食事や日常生活に必要な援助が受けられる住まいです。

#### (イ) 生活ホーム

地域の住宅（アパート、一戸建て等）で、数人の障害者が共同生活する形態で、日常生活に必要な指導・援助が受けられる住まいです。利用定員は4～9名です。

### オ UR都市機構（UR賃貸住宅） 障がい者向け優遇制度等

住宅・制度の種類	対象	内容
特別設備改善住宅	下記イまたはロに該当する方 イ) 身体障がい者手帳の交付を受けている1～4級の障がいのある方。	浴室の段差の緩和や設備の改善、緊急時の連絡通報用装置の設置などを行った賃貸住宅です。
収入基準の特例		URが定める収入基準等を満たさない場合でも、一定要件を満たしていれば契約が可能です。

#### 4 日常生活の支援

	<p>ロ) 療育手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で常時介護を要する方、又は児童相談所、知的障がい者更生相談所又は精神科医等から、重度の知的障がい又はこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。ただし、介護者として親族の同居が必要となります。</p>	
<p>近居促進事業による家賃割引制度(近居割・近居割WIDE)</p>	<p>4級以上の身体障がいまたは重度の知的障がい等のある方を含む世帯。</p>	<p>障がい者、高齢者、子育て世帯等と支援する親族の世帯の双方が、概ね2km以内にあるUR賃貸住宅に各々居住することとなる場合に、新たに入居する世帯の家賃を5年間5%減額します。(近居割)</p> <p>もしくは、URが定めたエリア内で、UR賃貸住宅を含むあらゆる住宅のいずれかに一方の世帯が居住している場合、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を5年間5%減額します。(近居割WIDE)</p>
<p>住宅の変更制度(※1)</p>		<p>UR賃貸住宅の入居者で、高齢、障がい、疾病または要介護等を理由として階段の昇降に支障をきたし階下の住宅への移転を希望する場合に、同一団地内の上階から1階、2階またはエレベーター停止階の住宅をあつせんします。</p>
<p>駐車場の優遇制度(※2)</p>		<p>一定の要件を満たす方については、利用料金の減額措置、位置の優遇制度があります。</p>

※詳細は下記各UR営業センターにお問い合わせください。ただし、(※1) (※2)については、さらに別の窓口(物件を管轄する住まいセンター)をご紹介します。

## 4 日常生活の支援

### 相談窓口

- ・UR大宮営業センター さいたま市大宮区錦町 682-1 J R大宮西口ビル 1階  
電話 048-649-2277
- ・UR新越谷営業センター 越谷市南越谷 1-17-2 朝日生命越谷ビル 7階  
電話 048-990-5338
- ・UR所沢営業センター 所沢市日吉町 15-14 所沢第一生命ビル 4階  
電話 04-2924-4481
- ・UR川越営業センター  
川越市脇田本町 15-13 東上パールビルディング 3階  
電話 049-220-0022

**受付時間** 9:30～18:00

**定休日** 水曜日、年末年始

## (4) 日中活動 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

- ア 地域活動支援センター** 《参照☞ 8章(P.79)、16章(2)ウ(P.123)》  
通所により創作的活動、機能訓練、生産活動などの各種サービスを提供したり、地域の実情に応じた相談、調整などの様々な事業を実施します。

**対象者** 在宅の障害者

**相談窓口** 市町村

## (5) 在宅支援 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

《参照☞ 8章(P.78～79)》

### ア 短期入所（ショートステイ）

**対象者** 在宅の障害児(者)

**内容** 保護者または家族が病気・出産・事故または私的理由などにより、一時的に障害児(者)を介護できなくなった場合などに、施設等で介護サービスを行います。

**相談窓口** 市町村

### イ 居宅介護（ホームヘルプ）

**対象者** 在宅の障害児(者)

**内容** 日常生活に支障のある障害児(者)をホームヘルパーが訪問し、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを行います。

**相談窓口** 市町村

### ウ 重度訪問介護

**対象者** 重度の肢体不自由・知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする在宅の障害者

**内容** ホームヘルパーが訪問し、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを行います。

## 4 日常生活の支援

**相談窓口** 市町村

### エ 同行援護

**対象者** 視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児(者)

**内容** 外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護等のサービスを行います。

**相談窓口** 市町村

### オ 行動援護

**対象者** 知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障害児(者)

**内容** 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護等のサービスを行います。

**相談窓口** 市町村

### カ 訪問入浴サービス

**対象者** 在宅の身体障害者・児

**内容** 入浴が困難な方のために、訪問により居宅での入浴サービスを提供します。身体障害者・児の身体の清潔を保持し、心身の機能を維持することにより、日常生活の支援、福祉の増進を図ります。

**相談窓口** 市町村

### キ 障害児(者)生活サポート事業

**対象者** 在宅の障害児(者)

**内容** 障害者の生活に合わせ、市町村に登録された民間のサービス団体が障害者の一時預かり、介護人の派遣、送迎サービス、障害者の外出援助などの介護サービスを行います。

なお、利用にあたっては、利用料の負担と利用時間の上限があります。

**相談窓口** 市町村

(実施していない市町村がありますので、個々にお問い合わせください。)

### ク 住民参加型在宅福祉サービス

**対象者** 日常の生活の中で、掃除・洗濯・買い物・食事の支度などの家事に介助を必要としている方

**内容** 地域住民による相互扶助を基本に、市町村社会福祉協議会等が有料で家事援助を中心とした在宅サービスを行います。

**相談窓口** 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会  
または市町村社会福祉協議会

### ケ 福祉サービスの利用援助(あんしんサポートねっと)

**対象者** 判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者等で、福祉サー

## 4 日常生活の支援

ビスの利用等に関し援助を必要としている方

**内 容** 見守り、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、年金等の受領、生活費のお届け等援助を、定期的に生活支援員を派遣して行います。なお、生活支援員の援助は有料です。（生活保護世帯は無料）

**相談窓口** 市町村社会福祉協議会

### コ 成年後見制度

**対 象 者** 判断能力が十分でない方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）  
**内 容** 認知症や障害等のため、財産管理や日常生活に困難が出てきた人を支えるための制度です。

区分	本人の判断能力	援 助 者	
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任すること があります。
保佐	著しく不十分	保 佐 人	
補助	不十分	補 助 人	
任意 後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

**相談窓口**

① さいたま家庭裁判所

※手続や申立てに必要な書類や費用などについて説明する手続案内を行っています。

電話 048-863-8816

② 権利擁護センター（社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会）

《参照☞ 2章（1）シ(P.7) 》

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

電話 048-822-1204 / 048-822-1240

FAX 048-822-1406

E-mail soudan@fukushi-saitama.or.jp

③ 各市町村相談窓口（お住まいの市町村成年後見制度担当課へお問い合わせください（さらに成年後見センターや社会福祉協議会等を案内される場合があります））。

○ 以下でも成年後見制度の相談を実施しています（相談が有料・予約制となっている場合もありますので、直接ご確認ください）。

・ 埼玉弁護士会 高齢者・障がい者権利擁護センター「しんらい」

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-2-1 埼玉弁護士会法律相談センター

電話 048-865-5770

【受付日時】 月曜日～金曜日 10時～12時、13時～16時（祝祭日を除く）

#### 4 日常生活の支援

- ・ 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-16-58 (埼玉司法書士会内)  
司法書士の紹介等 048-845-8551 / FAX 048-845-8550  
【受付日時】 月曜日～金曜日 10時～12時、13時～16時(祝祭日を除く)  
電話相談 050-5527-9897  
【受付日時】 木曜日 13時～16時(祝祭日を除く)
- ・ 埼玉司法書士会  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-16-58 (埼玉司法書士会内)  
電話相談 048-838-1889  
【受付日時】 火曜日 13時～16時 (祝祭日を除く)  
面談相談 (予約専用番号) 048-838-7472  
【受付日時】 平日 10時～16時 (祝祭日を除く)
- ・ 公益社団法人 埼玉県社会福祉士会 権利擁護センターばあとなあ埼玉  
〒338-0003 さいたま市中央区本町東 1-2-5 ベルメゾン小島 103  
電話 048-857-1717  
【受付日時】 月曜日～金曜日 9時30分～16時30分  
土曜日 (相談専門) 10時～13時  
(いずれも祝祭日を除く)
- ・ 関東信越税理士会 成年後見支援センター  
〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町 2-7  
電話 048-796-4562  
【受付日時】 毎週火曜日 10時～11時30分、13時～15時30分  
(祝祭日を除く)
- ・ 行政書士会 コスモス成年後見サポートセンター埼玉県支部  
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 3-11-11 (埼玉県行政書士会内)  
事務局 048-833-0647  
電話相談 070-9264-6135  
【受付日時】 月曜日～金曜日 10時～16時 (祝祭日を除く)
- ・ 一般社団法人 社労士会成年後見センター埼玉  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル 7階  
(埼玉県社会保険労務士会内)  
電話 080-8915-8370  
【受付日時】 月曜日～金曜日 10時～12時、13時～16時 (祝祭日を除く)

#### サ 全身性障害者介助人派遣事業

**対象者** 全身性障害者

#### 4 日常生活の支援

(身体障害者手帳の交付をうけた全身性障害者で、特別障害者手当の支給対象者または、脳性まひによる障害程度が1級に該当する者)

##### **内 容**

重度の脳性まひやALS、筋ジストロフィ等により、コミュニケーションの確保が困難であったり、日常生活全般にわたり介護・支援が必要な方に、全身性障害者自らが推薦する介助人を派遣します。

##### **相談窓口**

市町村

(実施していない市町村がありますので、個々にお問い合わせください)

## 5 社会参加

### (1) 行動範囲の拡大 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

#### ア 福祉タクシー利用料金助成

**内 容** 重度の身体障害者、知的障害者等が福祉タクシー利用券によりタクシーを利用した場合、運賃相当額の一部を助成するものです。各市町村で対象となる方を定めていますので、個々にお問い合わせください。

**相談窓口** 市町村

#### イ 駐車禁止適用除外

**対 象 者** 下記のとおりですが、まず、窓口でご相談ください。

対 象 者	備 考
身体障害者手帳の交付を受けた歩行困難な方	○ 本人が自動車を運転する場合 ○ 本人が同乗し、家族等特定の人に運転してもらう場合
療育手帳 <sup>④</sup> またはA（介護を要する方）	○ 本人が同乗し、家族等特定の人に運転してもらう場合
色素性乾皮症の患者	○ 本人が同乗し、家族等特定の人に運転してもらう場合（日の出から日没までの時間に使用中の車両に限る）

※ 交付を受けた標章は他の都道府県でも使用できますが、他の都道府県公安委員会の取扱いとの差異が生じる可能性があるため、他の都道府県で 사용되는場合は、使用場所を管轄する警察署までお問い合わせの上、使用してください。

**内 容** 標章を掲示している場合は、駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも、他の交通の妨害にならなければ、駐車できます。  
ただし、現場において警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。

**相談窓口** 各警察署交通課

#### ウ 安全運転相談

**内 容** 心身に障害があり運転免許の取得を希望している方、あるいは運転免許取得後に心身に障害を生じた方の相談、検査・指導を実施しております。

日時 月曜日～金曜日（祝・休日を除く）（要予約）

午前9時～午後3時

※ 平日、来庁できない方（サンサン相談室）

毎月第3日曜日（要予約）

午前9時～午後3時

相談内容によって受付日時、持ち物など異なる場合がありますので、詳細は事前にお問い合わせください。

**相談窓口** 埼玉県警察本部運転免許センター1階 安全運転相談室

## 5 社会参加

〒365-8501 鴻巣市鴻巣405-4

電話 048-543-2001 (音声ガイダンス4番)

#8080 (専用相談ダイヤル)

FAX 048-543-7727

### エ 運転免許取得費用の補助

**内 容** 障害者が運転免許を取得する場合、取得経費の一部を補助します。  
**相談窓口** 市町村

### オ 自動車改造費用の助成

**対象者** 通勤等のために障害に応じた自動車の改造が必要な方（本人やご家族の所得により制限があります。）  
**内 容** 自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を助成します。  
**相談窓口** 市町村

### カ 自動車購入・改造費用の貸付

生活福祉資金（福祉資金）

\*76ページをご覧ください。

### キ 身体障害者補助犬の給付

**対象者** 1級の視覚障害者（盲導犬）、1～2級の肢体不自由者（介助犬）、2級の聴覚障害者（聴導犬）  
**内 容** 身体障害者補助犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることのできる方に給付します。なお、給付にあたり、訓練施設で4週間の合宿訓練が必要となります。  
**相談窓口** 市町村

### ク 移動支援事業

《参照☞ 8章(P.83)》

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

対象者、実施方法等は、市町村により異なります。

**相談窓口** 市町村

### ケ 福祉有償運送

福祉有償運送とは、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、会員登録した要介護者、身体障害者など公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、レジャー等を目的に有償で行う車両による移送サービスです。また、サービス料金はおおむねタクシーの半額程度の額です。

**対象者** 福祉有償運送を利用できるのは、以下の条件にあてはまる方です。  
また、付き添いの方も同乗することができます。

## 5 社会参加

<利用できる方の条件>

- ◆身体障害者手帳を所持している方
- ◆要介護認定・要支援認定を受けている方
- ◆基本チェックリストに該当する方（基本チェックリストについては、お住まいの市町村の窓口にご相談ください。）
- ◆知的障害、精神障害などにより、単独では公共交通機関を利用することが困難な方

なお、福祉有償運送を利用するためには、NPO法人や社会福祉法人などの団体へ会員として登録することが必要となります。

お近くの市町村で団体を確認して、希望する団体が見つかりましたら、詳しい条件や内容などを直接確認したうえで、登録の手続きを行っていただくこととなります。

複数の団体に登録することもできます。

**相談窓口** 市町村・実施団体

### コ 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

**対象者**

区分	対象者
視覚障害	4級以上
聴覚障害	3級以上
平衡機能障害	5級以上
肢体不自由（上肢）	2級以上
肢体不自由（下肢）	6級以上
肢体不自由（体幹）	5級以上
肢体不自由（脳原性運動機能障害・上肢）	2級以上
肢体不自由（脳原性運動機能障害・移動）	6級以上
内部障害（免疫機能障害含む）	4級以上
知的障害	療育手帳の障害程度 ④またはA
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 の障害区分1級

**内 容** 障害者など歩行が困難な方のための駐車区画について、利用者の範囲を定め、利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

**相談窓口** 県福祉政策課

電話 048-830-3223 / FAX 048-830-4801

## （2）社会活動の助長・援助 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*

### ア 手話通訳者の派遣

**対象者** 聴覚障害者等

**内 容** 各種の手続きや相談等がスムーズに行われるよう手話通訳者を派遣しま

## 5 社会参加

す。

- 相談窓口** 市町村、または、埼玉聴覚障害者情報センター（居住市町村により異なる）  
※会議、イベントなどに派遣する場合は下記にお問い合わせください。  
埼玉聴覚障害者情報センター  
電話 048-814-3353 / FAX 048-814-3354

### イ 要約筆記者の派遣

- 対象者** 聴覚障害者等  
**内容** 会議などで発言の内容を要約する、要約筆記者を派遣します。  
また、市町村や聴覚障害者団体が主催する講演会等には、パソコンによる要約筆記者を派遣します。  
**相談窓口** 市町村、または、埼玉聴覚障害者情報センター（居住市町村により異なる）  
※会議、イベントなどに派遣する場合は下記にお問い合わせください。  
埼玉聴覚障害者情報センター  
電話 048-814-3353 / FAX 048-814-3354

### ウ 盲ろう者通訳・介助員の派遣

- 対象者** 視覚と聴覚の障害が重複し、「身体障害者手帳」に1級または2級と記載されている方  
**内容** 各種手続きや交流会、会議などでの通訳及び日常生活での外出時の介助を行う通訳・介助員を派遣します。  
**相談窓口** NPO法人埼玉盲ろう者友の会 派遣事業担当  
電話・FAX 048-823-7080 / FAX 048-833-4004

### エ 難聴者・中途失聴者手話講習会

- 対象者** 途中で聴力を失った方で、手話ができない方  
**内容** 途中で聴力を失った方に手話を覚えていただき、コミュニケーションの手段としていただくため、講習会を開いています。  
**相談窓口** 埼玉聴覚障害者情報センター  
電話 048-814-3353 / FAX 048-814-3354

### オ 県政広報テレビ番組の手話通訳

- 内容** テレビ埼玉で放送する番組「いまドキッ！埼玉」（土曜日・午前8時30分～午前9時00分）に手話通訳をつけています。  
**窓口** 県広報課  
電話 048-830-2854 / FAX 048-824-7345

## 5 社会参加

### カ 県政広報ラジオ番組のホームページ掲載

**内 容** NACK5 で放送する番組「朝情報★埼玉」（月曜日～金曜日 午前8時15分～午前8時25分）の放送内容を聴覚障害者にも知っていただけるよう県ホームページに掲載しています。

**窓 口** 県広報課  
電話 048-830-2854 / FAX 048-824-7345

### キ 「彩の国だより」点字版・デージー版の発行・配布

**内 容** 県政の動きや催し物などの情報をお届けする、県広報紙「彩の国だより」（年12回発行）の記事を抜粋し、点字版及びデージー版を作成。視覚障害者等の希望に応じて無償配布しています。

**窓 口** 県広報課  
電話 048-830-2857 / FAX 048-824-7345

### ク 県ホームページの音声読み上げ機能

**内 容** 県ホームページが高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすくなるよう、下記の機能を利用できるようにしています。

- ① ホームページの音声読み上げ機能
- ② 画面や文字の表示サイズ変更機能
- ③ 文字色や背景色の変更機能

**窓 口** 県広報課  
電話 048-830-2852 / FAX 048-824-7345

### ケ 県議会本会議等の傍聴の手話通訳等

**内 容** 県議会本会議に手話通訳者の配置及び音声認識アプリによる字幕表示を実施しています。また、委員会では、御希望に応じて手話通訳・字幕表示を実施します。

**窓 口** 県議会事務局議事課  
電話 048-830-6238 / FAX 048-830-4922

### コ 県議会ライブ中継・録画中継の手話通訳

**内 容** インターネットで配信している議会ライブ中継・録画中継に手話通訳をつけています。また、議会ライブ中継では、AIにより生成された字幕表示を行っています。

**窓 口** 県議会事務局政策調査課  
電話 048-830-6257 / FAX 048-830-4923

### サ テレビの県議会広報番組・議会中継の手話通訳

**内 容** テレビ埼玉で放送する県議会広報番組「こんにちは県議会です」（日曜日・午前10時00分～）「埼玉県議会中継」に手話通訳をつけています。

**窓 口** 県議会事務局政策調査課

## 5 社会参加

電話 048-830-6257 / FAX 048-830-4923

### シ「県議会だより」点字版・デージー版の発行

**内 容** 定例会の概要などの情報を掲載した広報紙「埼玉県議会だより」の点字版及びデージー版を年4回発行し、視覚障害者等の希望に応じ、無償配布しています。

**窓 口** 県議会事務局政策調査課  
電話 048-830-6257 / FAX 048-830-4923

### ス「音声コード」付き県議会広報用パンフレットの発行

**内 容** 県議会の仕組みや各議員を紹介する広報用パンフレット「ようこそ県議会へ」には各ページに音声コード (Uni-Voice) が掲載されており、スマートフォンの専用アプリまたは活字読み上げ装置で読み取ると、パンフレットの内容を読み上げてくれます。

**窓 口** 県議会事務局政策調査課  
電話 048-830-6257 / FAX 048-830-4923

### セ 録音図書・点字図書の貸出し、対面朗読など

各県立図書館等では印刷物を読むのが困難な視覚障害者等のために次のようなサービスを行っています。

#### (ア) 県立久喜図書館 〒346-8506 久喜市下早見85-5

バリアフリー読書推進担当直通電話 0480-21-2729

電話 0480-21-2659 / FAX 0480-21-2791

E-mail lib-shogai@pref.saitama.lg.jp

(録音・点字図書及び雑誌の貸出・製作、対面朗読、デージー再生機貸出、利用者用音声パソコン、活字自動読み上げ機、大活字本、拡大読書器)

印刷された資料の利用が困難な人のために、録音 (テープ・音声デージー・マルチメディアデージー) ・点字図書及び雑誌を貸出しています。障害者手帳がなくても御利用いただけます。また、希望によりデージーや点字の製作も行っています。さらに、対面朗読室を用意し、希望する図書・雑誌・新聞等の音訳者による対面朗読を行っています。電話で御予約ください。

1階に、貸出窓口・対面朗読室2室のほか、利用者用音声パソコン、点字雑誌等が利用できる点字・音声情報スペースがあります。2階閲覧室には拡大読書器と大活字本コーナーがあります。

#### (イ) 県立熊谷図書館 〒360-0014 熊谷市箱田5-6-1

電話 048-523-6291 / FAX 048-523-6468

(対面朗読、利用者用音声パソコン、大活字本、拡大読書器)

印刷された資料の利用が困難な人のために対面朗読室を用意し、希望する図書・雑誌・新聞等の音訳者による対面朗読を行っています。また、2階の閲覧室には利用者

## 5 社会参加

用音声パソコン、拡大読書器、大活字本コーナーがあります。

### (ウ) さいたま文学館

〒363-0022 桶川市若宮 1-5-9

電話 048-789-1515 / FAX 048-789-1517

(拡大読書器) 視覚障害者のために拡大読書器(1か所)を設置しています。

### (エ) 県立熊谷点字図書館

〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 熊谷地方庁舎 3階

電話 048-525-0777

視覚障害者等に点字図書、録音(デイジー)図書や点字雑誌、録音(デイジー)雑誌等の閲覧や貸出しを行っています。

また、デイジー図書再生機の貸出しなども実施しています。

## ソ 点字による即時情報ネットワーク

**対象者** 視覚障害者及び図書館等の公的機関

**内容** パソコン通信ネットワークを利用し、社会福祉法人日本盲人連合会が入力した情報(「JB点字ニュース」)を点字図書館で出力し、視覚障害者に閲覧または配布しています。点字用紙代などの実費相当分は利用者負担です。

**相談窓口** 埼玉県立熊谷点字図書館

〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 熊谷地方庁舎 3階

電話 048-525-0777

## タ 公の施設の使用料等の減免

**対象者** (ア) 身体障害者手帳を持っている方及び介護の方1名(身体障害者手帳に、第2種身体障害者の指定がある12歳以上の方の介護者を除く)  
(イ) 療育手帳を持っている方及び介護の方1名  
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳を持っている方及び介護の方1名(精神障害者保健福祉手帳3級で12歳以上の方の介護者を除く)  
(エ) (ア)～(ウ)の方と同程度の障害にある方及び介護の方1名(介護を必要としない程度の障害の状態であって12歳以上の方の介護者を除く)

**内容** 施設利用料、入場料等の減免を行います。

## 5 社会参加

### 【施設一覧表】

施設名	使用料等	減免内容
埼玉県平和資料館	利用料金	免除
埼玉会館	駐車場利用料金	免除
埼玉県県民活動総合センター	イ トレーニング室利用料金	免除
	ロ 宿泊室宿泊料	2分の1に相当する額を減額
	ハ 駐車場利用料金	免除
彩の国さいたま芸術劇場	駐車場利用料金	免除
埼玉県県民健康福祉村	イ 屋内運動施設利用料金 ロ テニス場、ソフトボール場、多目的運動場利用料金（障害者（その介護者を含む。以下同じ）が合同で利用する場合に限る） ハ 更衣等施設利用料金	免除
埼玉県都市公園条例（昭和36年埼玉県条例第38号）第10条第1項に規定する公園施設	イ 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、運動場、ソフトボール場、双輪場、屋内運動場、体育館、テニスコート、水泳競技場及び漕艇場の使用料または利用料金（障害者が合同で利用する場合に限る） ロ イに規定する運動施設以外の運動施設の使用料または利用料金（フットサルコート及びシャワー室の利用にあつては、障害者が合同で利用する場合に限る） ハ 茶室使用料または利用料金（障害者が合同で利用する場合に限る） ニ こども動物自然公園の施設利用料金 ホ 水族館入館料 ヘ 所沢航空発祥記念館入館料 ト 駐車場使用料または利用料金（大型特殊自動車または乗合型自動車による利用にあつては、障害者が合同で使用する場合に限る）	免除
埼玉県立武道館	使用料または利用料金（占用以外の利用に限る）	免除
埼玉県立近代美術館	観覧料	免除
さいたま文学館	イ 文学資料の観覧に係る料金 ロ 駐車場利用料金	免除
埼玉県立歴史と民俗の博物館	観覧料	免除
埼玉県立さきたま史跡の博物館	観覧料	免除

## 5 社会参加

埼玉県立自然の博物館	観覧料	免除
埼玉県立川の博物館	イ 観覧料 ロ 体験施設使用料または利用料金 ハ 駐車場使用料または利用料金（大型特殊自動車または乗合型自動車による利用にあつては、障害者が合同で使用する場合に限る）	免除
埼玉県げんきプラザ （大滝、小川、名栗、長瀬、加須、神川）	イ 宿泊室、キャンプ用テント及びバンガロー使用料または利用料金	2分の1に相当する額を減額
	ロ イに規定する利用施設以外の利用施設の使用料または利用料金（障害者が合同で利用する場合に限る）	免除
	ハ プラネタリウム館の入館料または利用料金	免除
埼玉県環境科学国際センター	入場料	免除
さいたまスーパーアリーナ	駐車場利用料金（24時間以内の利用に限る）	免除
彩の国ビジュアルプラザ	イ 映像ミュージアム入場料（会員券により利用する場合を除く） ロ 駐車場使用料（24時間以内の利用に限る）	免除
埼玉県産業技術総合センター	駐車場使用料（指定駐車場以外の利用に限る）	免除
埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設	駐車場利用料金（24時間以内の使用に限る）	免除
埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設	駐車場利用料金（24時間以内の使用に限る）	免除

### チ パラスポーツ・レクリエーション教室

**対象者** 障害者

**内容** 障害者のスポーツの振興と余暇活動の場を提供するため、各種スポーツ、レクリエーション教室を実施しています。

**相談窓口** 県スポーツ振興課

電話 048-830-6998/FAX 048-830-4967

### ツ オストメイト社会適応訓練

**対象者** 人工肛門・人工ぼうこうの造設者

**内容** ストマ用具の取扱いや日常生活上の注意事項等の相談会を実施します。

**相談窓口** (社) 日本オストミー協会埼玉県支部 電話 048-835-5226

## 5 社会参加

### テ 障害者ITサポートセンター

障害があることで、パソコンによる情報の入手やパソコン操作の習得等が困難な方を対象に、ボランティアによる個別・出張サポートを行います。

**相談窓口** 埼玉県障害者協議会  
〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1 (障害者交流センター内)  
電話・FAX 048-825-2749  
URL <https://ww100089-hp.normanet.ne.jp/itreq.html>  
電話受付・相談日 火、木、土 10:00～15:00

### ト 障害者スマホ教室

一般向けスマホ講習会の受講が困難な障害者で、パソコン利用が初めての方を対象に、障害者交流センター他を会場としてスマホ教室を開催します。

**相談窓口** 社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団  
〒355-0201 比企郡嵐山町古里 1848  
電話 0493-62-9191 / FAX 0493-61-0152

### ナ 県パラスポーツ大会（彩の国ふれあいピック）

**対象者** 県内の障害者  
**内容** 春季大会（全国障害者スポーツ大会個人競技の選手選考会を兼ねる）  
秋季大会（様々な障害者種別の方が参加できるイベント）  
球技大会（全国障害者スポーツ大会団体競技の選手選考会を兼ねる）  
**相談窓口** 埼玉県障害者スポーツ協会  
〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1 (障害者交流センター内)  
電話 048-822-1120 / FAX 048-822-1121  
URL <http://sainokuni-sasa.or.jp/>

### ニ 障害者アート

**対象者** 県内の障害者とその家族、支援者  
**内容** 障害のある方が絵画などの表現（アート）活動に関して総合的な相談ができます。  
**相談窓口** アートセンター<sup>しゅう</sup>集（社会福祉法人みぬま福祉会 工房集内）  
電話 048-290-7355（平日 10時～17時）  
Eメール [artcenter@kobo-syu.com](mailto:artcenter@kobo-syu.com)  
URL <https://artcenter-syu.com>  
ART(s)さいほく（社会福祉法人 昴）  
電話 0493-81-4597（平日 10時～17時）  
Eメール [arts\\_saihoku@subaru-swc.com](mailto:arts_saihoku@subaru-swc.com)  
URL <https://www.subaru-swc.com/~groovin/>

(3) 投票 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*

ア 郵便等による不在者投票

- 対象者** (ア) 身体障害者手帳に両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害の程度が1級若しくは2級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害の程度が1級若しくは3級、免疫若しくは肝臓の障害の程度が1級から3級までである者として記載されている者又は障害の程度がこれらに該当することについて県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が証明した者
- (イ) 戦傷病者手帳に両下肢若しくは体幹の障害の程度が特別項症から第2項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までである者として記載されている者又は障害の程度がこれらに該当することについて県知事が証明した者
- (ウ) 介護保険被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている者

**内容** 市区町村選挙管理委員会に対し、あらかじめ交付を受けた郵便等投票証明書を提示して、投票用紙等を請求し、投票日前に自宅等で投票の記載をし、郵送により投票することができます。

また、一定の要件に該当する方は、あらかじめ届け出た者に代理記載させることもできます。

イ 点字による投票

**対象者** 視覚障害者

**内容** 投票所の投票管理者に申し出て、点字で投票をすることができます。

ウ 代理投票

**対象者** 心身の故障等により自ら候補者の氏名等を記載することができない者

**内容** 投票所の投票管理者に申請して、補助者に本人の指示する候補者の氏名等を本人に代わって記載させることができます。

**相談窓口** ア～ウとも

住所地の市区町村選挙管理委員会

または県選挙管理委員会

電話 048-830-2693 / FAX 048-830-4740

## 6 就労

### (1) 就労のための訓練等 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

#### ア 就労訓練等

《参照☞ 8章(P.80)》

##### (ア) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

##### (イ) 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

##### (ウ) 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労に移行した人に、一定期間、就労に伴う生活上の課題に対応できるように支援を行います。

##### (エ) 就労選択支援（令和7年10月1日より開始）

就労移行支援等を利用する意向がある人等が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択について支援を行います。

**対象者** 障害者

**相談窓口** 市町村

### イ 障害者職業能力開発校

障害者が就職・自立できるようその能力に適した職業訓練を行っています。寄宿舎もあります。

**相談窓口** 障害者職業能力開発校またはハローワーク

**募 集** 下記へ直接問い合わせてください。

名 称	所在地・電話番号	訓 練 科 目
中央障害者職業能力開発校 (国立職業リハビリテーションセンター)	〒359-0042 所沢市並木4-2 電話 04-2995-1711 (代表) FAX 04-2995-1052	機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科、建築設計科、OAシステム科、DTP・Web技術科、経理事務科、OA事務科、オフィスワーク科、物流・資材管理課、アシスタントワーク科
東京障害者職業能力開発校	〒187-0035 小平市小川西町 2-34-1 電話 042-341-1427 (直通) FAX 042-341-1451	ビジネスアプリ開発科、グラフィックDTP科、建築CAD科、製パン科、オフィスワーク科、実務作業科、職域開発科、OA実務科、就業支援科、調理・清掃サービス科、ビジネス総合事務科、ものづくり技術科

## ウ 県立職業能力開発センター・県立高等技術専門校

県立職業能力開発センターでは、知的障害者を対象とした「サービス実務科」、精神障害者・発達障害者を対象とした「職域開発科」において、主に事務・介護・サービス系の職場で必要とされる技能を身に付けるための訓練を実施しています。

また、県立高等技術専門校に設置している訓練科目においても、障害のない方とともに職業訓練が可能な方について受け入れています。

**相談窓口** 県立職業能力開発センター  
電話 048-651-1945 / FAX 048-651-3114  
または居住地を管轄するハローワーク

## エ 障害者対象委託職業訓練

県立職業能力開発センターでは、障害者の雇用を促進するため、企業・社会福祉法人・NPO法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用のニーズに対応した職業訓練を実施しています。

**対象者** 居住地を管轄するハローワークに求職登録し、就労意欲のある障害者  
**訓練コース** 「知識・技能習得訓練コース」、「実践能力習得訓練コース」、「デュアルシステムコース（知識・技能習得と職場実習）」、「e-ラーニングコース」、「特別支援学校早期訓練コース」の5コース

**訓練期間** 原則、1か月から3か月以内（デュアルシステムコースは4か月）

**受講料** 無料（テキスト代等の負担はあり）

**相談窓口** 埼玉県立職業能力開発センター  
電話 048-651-3136  
FAX 048-651-3114

## オ トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

試用雇用（トライアル雇用）を通じ、事業主に対し障害者雇用に関する理解を深めてもらうとともに、本人の適性・能力を見極めたうえで継続雇用への移行のきっかけとさせていただくことで、障害者の雇用機会の創出を図ります。

**対象者** ハローワークに求職登録している障害者

**雇用期間** 精神障害者以外は原則3か月  
精神障害者は原則6～12か月

**助成金** 精神障害者以外は対象労働者1人につき月額最大40,000円を支給  
精神障害者は対象労働者1人につき雇入れから3か月は月額最大8万円、4か月から6か月までは4万円を支給（支給月は最長6か月目まで）

**相談窓口** ハローワーク

## カ 短期の職場適応訓練

事業主には障害者の技能の程度や職場への適応性を把握してもらうこと、障害者には実際に従事することになる仕事を体験して就業に自信を持ってもらうことを目的に、埼玉県が民間事業所に委託して実施します。

## 6 就労

<b>対象者</b>	公共職業安定所長が職場適応訓練を受けることを指示したもの
<b>訓練期間</b>	2週間以内（重度障害者は4週間以内）
<b>訓練手当等</b>	事業主へ 訓練生1人につき日額960円 （重度障害者1,000円） 訓練生へ (ア) 雇用保険を受けている方は訓練終了日まで引き続いて失業給付が受給できます。 (イ) (ア)以外の方は、訓練手当として、基本手当、受講手当、通所手当が支給されます。
<b>相談窓口</b>	ハローワーク

### キ トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）

精神障害者・発達障害者で、週20時間以上での就労が難しい人を短時間（週10～20時間）で試行的に雇用し、職場の適応状況や体調などに応じて週20時間以上の就労へ移行することを目指します。

<b>対象者</b>	ハローワークに求職登録している精神障害者・発達障害者
<b>雇用期間</b>	原則3か月以上、12か月以内（1週間の所定労働時間は10時間以上）
<b>助成金</b>	事業主には、対象労働者1人につき月額最大40,000円を支給
<b>相談窓口</b>	ハローワーク

## （2）就職をすすめるために ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

### ア 就職資金の貸付

生活福祉資金（76ページ）として、就職または技能を習得するために必要な支度をする経費を貸し付けます。

### イ たばこ小売販売業の許可

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者の方が製造たばこの小売販売を業として行おうとする時は、許可基準が緩和されます。

<b>相談窓口</b>	財務省関東財務局理財部理財第3課 電話 048-600-1121 / FAX 048-600-1227
-------------	--

### ウ 公共施設における売店の設置

身体障害者が公共施設内に売店の設置を希望する場合、優先的に扱われます。

<b>相談窓口</b>	当該の公共施設
-------------	---------

## （3）障害者を雇用する事業主への雇用助成措置 ---\*---\*---\*---

### ア 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

身体障害者、知的障害者または精神障害者をハローワーク等の紹介により、雇用保険被保険者かつ継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に助成します。

## 6 就労

### 〔助成金額と助成期間〕

				助成金額(中小企業)	助成対象期間(中小企業)
短時間労働者以外	重度	身体・知的障害者		100(240)万円	1年6か月(3年)
	重度以外	身体・知的障害者	45歳未満	50(120)万円	1年(2年)
		身体・知的障害者	45歳以上	100(240)万円	1年6か月(3年)
	精神障害者			100(240)万円	1年6か月(3年)
短時間労働者	重度	身体・知的障害者		30(80)万円	1年(2年)
	重度以外	身体・知的障害者			
	精神障害者				

相談窓口    ハローワーク

### イ 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により雇用保険被保険者かつ継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に助成します。

- 対象者**    障害者手帳を所持していない以下の方
- ・ 発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者
  - ・ 難治性疾患患者
- （対象となる難病についてはハローワークへお問い合わせください）

### 〔助成金額と助成期間〕

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額			
短時間労働者以外の労働者	大企業	1年間	第1期	25万円	第2期	25万円
	中小企業	2年間	第1期	30万円	第2期	30万円
短時間労働者	大企業	1年間	第3期	30万円	第4期	30万円
			第1期	15万円	第2期	15万円
	中小企業	2年間	第1期	20万円	第2期	20万円
			第3期	20万円	第4期	20万円

相談窓口    ハローワーク

## ウ キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、次の①または②のいずれかに該当する措置を継続的に講じた事業主に助成します。

- ① 有期雇用労働者を正規雇用労働者等または無期雇用労働者に転換すること。  
 ② 無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること。

対象労働者	措置内容	支給総額	支給対象期ごとの支給額
重度身体障害者 重度知的障害者 および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)	30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)	30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)

( ) 内は中小企業以外の額

対象労働者	措置内容	支給総額	支給対象期ごとの支給額
重度以外の身体障害者 重度以外の知的障害者 発達障害者、難病患者 高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)	45万円 × 2期 (33.5万円※ × 2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)	22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)	22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)

※第2期の支給額は34万円

( ) 内は中小企業以外の額

**相談窓口** 埼玉労働局 助成金センター

## エ 障害者雇用率制度について

## 【法定雇用率の設定】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、障害者雇用率制度が設けられており、全ての事業主等は、従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇用することが義務付けられています。

○ 民間企業	一般の民間企業	2.5%
	(労働者数40.0人以上規模の企業)	
	特殊法人等	2.8%
○ 国・地方公共団体等		2.8%
	ただし、都道府県等の教育委員会	2.7%

## 6 就労

令和5年の法改正により事業主区分ごとの障害者雇用率は下表のとおりとなりました。民間企業においては令和6年4月から2.5%となり、令和8年7月から2.7%に引き上げとなります（引上げに係る対応は国、地方公共団体等も同様）。

組織区分	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業	<u>2.3%</u>	<u>2.5%</u>	<u>2.7%</u>
国、地方公共団体など	<u>2.6%</u>	<u>2.8%</u>	<u>3.0%</u>
都道府県等の教育委員会	<u>2.5%</u>	<u>2.7%</u>	<u>2.9%</u>

※法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が令和6年4月より従業員40.0人以上となり、令和8年7月からは従業員37.5人以上の企業が対象となります。

**相談窓口** ハローワーク

### オ 障害者雇用納付金の申告・納付

常用雇用労働者の総数が100人を超える事業主（以下「障害者雇用納付金申告対象事業主」といいます。）は、障害者雇用納付金の申告を行っていただき、雇用障害者数が法定雇用障害者数を下回っている場合は障害者雇用納付金を納付する必要があります。

**相談窓口** 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部  
高齢・障害者業務課  
〒336-0931  
さいたま市緑区原山2-18-8ポリテクセンター埼玉 本館4階  
電話 048-813-1112/FAX 048-813-1114

#### （ア）障害者雇用調整金の支給

障害者雇用納付金申告対象事業主で、障害者法定雇用率を超えて障害者を雇用している場合は、障害者法定雇用率を超えて雇用している障害者数に応じて障害者雇用調整金を事業主の申請に基づき支給します。

**相談窓口** 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部  
高齢・障害者業務課

#### （イ）在宅就業障害者特例調整金の支給

障害者雇用納付金申告事業主又は障害者雇用調整金申請事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、在宅就業障害者特例調整金を事業主の申請に基づき支給します。

**相談窓口** 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部  
高齢・障害者業務課

#### （ウ）報奨金の支給

常用雇用労働者の総数が100人以下の事業主（以下「報奨金申請対象事業主」

## 6 就労

といいます。)を対象に、雇用障害者数が一定数を超過している事業主に対し、その一定数を超過して雇用している障害者数に応じて報奨金を事業主の申請に基づき支給します。

**相談窓口** 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部  
高齢・障害者業務課

### (エ) 在宅就業障害者特例報奨金の支給

報奨金申請対象事業主で、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、在宅就業障害者特例報奨金を事業主の申請に基づき支給します。

**相談窓口** 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部  
高齢・障害者業務課

### カ 障害者雇用納付金制度による助成金等

障害者を雇用するために事業主が職場環境を整備したり、適切な雇用管理を実施するための費用を助成する制度として、次のような助成金等(次頁以降)があります。

**相談窓口** 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部  
高齢・障害者業務課

## ● 障害者雇用納付金関係助成金一覧

### ■ 障害者作業施設設置等助成金

支給対象となる障害者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された作業施設、または作業を容易にすることを目的として製造された作業設備（業務外で使用しないものに限る）、就労を容易にするために配慮されたトイレ・スロープ等の附帯施設（以下「作業施設等」）の設置（当該障害に起因するものに限る）や整備を行う場合、加齢に伴う就労上の課題を克服・軽減し、雇用の継続に必要な措置（注釈1）を行う場合に支給します。

対象となる措置 個別助成金名	対象障害者	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
①第1種作業施設設置等助成金 （作業施設等の設置や整備を工事や購入で行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者</li> <li>知的障害者</li> <li>精神障害者</li> </ul> ※在宅勤務の方も含まれます（注釈2）	対象費用の3分の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象障害者1人につき450万円まで（作業施設、附帯施設、作業設備の合計）</li> <li>作業設備の場合、対象障害者1人につき150万円まで（中途障害者は対象障害者1人につき450万円まで）</li> <li>短時間労働者（注釈3）または特定短時間労働者である場合の限度額は対象障害者1人につき上記の半額</li> <li>1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円まで</li> </ul>	—	対象障害者の雇入れ、中途障害者に係る職場復帰、人事異動等から6か月以上経過しており、作業施設等の設置・整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、対象となりません。
②第2種作業施設設置等助成金 （賃借で行う場合）				3年間	
対象となる措置 個別助成金名	対象障害者	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
③第1種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金 （作業施設等の設置や整備を工事や購入で行う場合）	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している以下の方 <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者</li> <li>知的障害者</li> <li>精神障害者</li> </ul> ※在宅勤務の方も含まれます（注釈2）	対象費用の3分の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象障害者1人につき450万円まで（作業施設、附帯施設、作業設備の合計）</li> <li>作業設備の場合、対象障害者1人につき150万円まで（中途障害者は対象障害者1人につき450万円まで）</li> <li>短時間労働者（注釈3）または特定短時間労働者である場合の限度額は対象障害者1人につき上記の半額</li> <li>1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円まで</li> </ul>	—	中途障害者は手帳交付日から6か月を超える期間が経過し、かつ就労困難性が加齢による変化によるものと認められることが要件です。他の要因については第1種・第2種作業施設設置等助成金で期限内の申請が必要です。
④第2種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金 （賃借で行う場合）				3年間	

（注釈1）障害特性上、その施設等の設置または整備を行わなければ支給対象障害者の雇入れまたは雇用の継続が困難であると認められるものであって必要最低限の範囲に限ります。  
 （注釈2）居室の工事や毎就業日使用しない設備等は対象となりません。  
 （注釈3）重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者は、一般労働者の限度額と同じです

### ■ 障害者福祉施設設置等助成金

支給対象となる障害者を現に雇用している事業主等が、障害者の福祉の増進のために障害特性に配慮した休憩室等の福祉施設の設置や整備を行う場合に支給します。

対象障害者	助成率	支給限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者</li> <li>知的障害者</li> <li>精神障害者</li> </ul> ※在宅勤務の方も含まれます（注釈4）	対象費用の3分の1	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象障害者1人につき225万円まで</li> <li>短時間労働者（注釈3）または特定短時間労働者である場合の限度額は対象障害者1人につき上記の半額</li> <li>1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円まで</li> </ul>

（注釈4）出勤時に事業所内で使用するもののみが対象であり、居室に設置または整備を行うものについては、対象となりません。

### ■ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

対象障害者を多数継続して雇用するために必要となる事業施設等の設置または整備を行うことと併せて、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に支給します。なお、申請には事前相談が必須となります。

対象障害者（注釈5）	助成率	支給限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>重度身体障害者（特定短時間労働者は対象になりません）</li> <li>知的障害者（重度知的障害者以外の短時間労働者または特定短時間労働者は対象になりません）</li> <li>精神障害者（特定短時間労働者は対象になりません）</li> </ul>	対象費用の3分の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>1認定につき5千万円まで（同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度）（注釈6）</li> </ul>

（注釈5）対象障害者を1年以上継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が10分の2以上であることが必要です。  
 （注釈6）この助成金、従前の施設改善助成金、第2種重度障害者施設設置等助成金の総支給額と合算して1億円が限度です。

## ■ 障害者介助等助成金

支給対象となる障害者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置や、加齢に伴う心身の変化により生じる課題の解消のために必要な介助等の各種措置を行う場合に支給します。

対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
①職場復帰支援助成金 (職場復帰のために必要な職場適応の措置の実施)	・ 身体障害者 ・ 精神障害者(発達障害のみ有する方を除く) ・ 高次脳機能障害のある方 ・ 難病等にかかっている方	—	・ 対象障害者1人につき月4万5千円 (中小企業は月6万円)	1年間	対象障害者等の職場復帰から3か月以内に措置を開始することが要件です。
②中途障害者等技能習得支援助成金 (職場復帰にあたって職務転換後の業務に必要な知識・技能を習得させるための研修の実施)	※在宅勤務の方も含みます	対象費用の4分の3	・ 対象障害者1人につき年20万円まで (中小企業は年30万円まで)	1年間	
③中高年齢等障害者技能習得支援助成金 (加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するための知識・技能を習得するための研修の実施)	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している以下の方 ・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ※在宅勤務の方も含みます	対象費用の4分の3	・ 対象障害者1人につき年20万円まで (中小企業または調整金支給調整対象事業主(注釈7)は年30万円まで)	1年間	中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。
④職場介助者の配置又は委嘱助成金 (業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱)	・ 2級以上の視覚障害者 ・ 2級以上の両上肢機能障害および2級以上の両下肢機能障害を重複する方 ・ 3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害および3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する方 ※在宅勤務の方も含みます	対象費用の4分の3	・ 配置1人につき月15万円まで ・ 委嘱1人につき1回1万円まで(年150万円まで)	10年間	対象障害者等が雇用後1年を超える期間が経過している場合は対象となりません。
⑤職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 (上記④の支給期間が終了する事業主で、職場介助者の配置または委嘱の措置を継続して行う場合)	※在宅勤務の方も含みます	対象費用の3分の2	・ 配置1人につき月13万円まで ・ 委嘱1人につき1回9千円まで(年135万円まで)	5年間	支給期間は上記④の支給期間終了後5年間となります。
⑥職場介助者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 (加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するために必要な職場介助者を配置または委嘱)	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している上記④⑤の方 ※在宅勤務の方も含みます	対象費用の3分の2	・ 配置1人につき月13万円まで (中小企業または調整金支給調整対象事業主(注釈7)は月15万円まで) ・ 委嘱1人につき1回9千円まで(年135万円まで) (中小企業または調整金支給調整対象事業主は1人につき1回1万円まで(年150万円まで))	10年間	中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。
⑦手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金 (聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱)	2、3、4級または6級の聴覚障害者	対象費用の4分の3	・ 配置1人につき月15万円まで ・ 委嘱1人につき1回1万円まで(年150万円まで)	10年間	対象障害者等が雇用後1年を超える期間が経過している場合は対象となりません。
⑧手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 (上記⑦の支給期間が終了する事業主で、当該担当者の配置または委嘱の措置を継続して行う場合)	※在宅勤務の方も含みます	対象費用の3分の2	・ 配置1人につき月13万円まで ・ 委嘱1人につき1回9千円まで(年135万円まで)	5年間	支給期間は上記⑦の支給期間終了の翌日から5年間となります。

(注釈7)常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で、障害者雇用率を超えて障害者を雇用している事業主には、障害者雇用納付金制度に基づき障害者雇用調整金を支給しています。調整金支給調整対象事業主とは、この障害者雇用調整金を受給している事業主のうち支給の減額調整を受けている事業主をいいます。

対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
⑨手話通訳・要約筆記等 担当者の配置又は委嘱 の中高齢等措置に係る 助成金 (加齢に伴う心身の変化 により生じる課題を解消 するために必要な手話通 訳・要約筆記等担当者の 配置または委嘱)	35歳以上で雇用後6か月を 超える期間が経過している上 記⑦⑧の方 ※在宅勤務の方も含みます	対象費用の 3分の2	・ 配置1人につき月13万円まで (中小企業または調整金支給調整対象事業主 (注釈7)は月15万円まで) ・ 委嘱1人につき1回9千円まで(年135万円ま で) (中小企業または調整金支給調整対象事業主は 1人につき1回1万円まで(年150万円まで))	10年間	中途障害者の方 は手帳交付日 等から6か月 を超える期間 が経過してい ることが対象 障害者等と なる要件で す。
⑩職場支援員の配置又は 委嘱助成金 (職場定着のための援助 や指導を行う職場支援員 の配置または委嘱)	・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 発達障害者 ・ 高次脳機能障害のある方 ・ 難病等にかかっている方 ※在宅勤務の方も含みます	①一般労働者への配置1人につき ・ 中小企業は月4万円 ・ 中小企業以外は月3万円 ②短時間労働者への配置1人につき ・ 中小企業は月2万円 ・ 中小企業以外は月1万5千円 ③特定短時間労働者への配置1人につき ・ 中小企業は月1万円 ・ 中小企業以外は月7千5百円 ④委嘱 ・ 委嘱1人につき1回1万円(月4万円まで)		2年間 (精神障害 者は3年 間) (注釈8)	対象障害者等 の雇入れ日、 勤務時間延長 日、配置転換 日、業務内容 変更日、職場 復帰日または 企業在籍型職 場適応援助者 助成金の支援 終了日の翌日 から6か月以 内に支援を 開始すること が要件です。
⑪職場支援員の配置又は 委嘱の中高齢等措 置に係る助成金 (加齢に伴う心身の変化 により生じる課題を解消 するための援助や指導を 行う職場支援員の配置ま たは委嘱)	35歳以上で雇用後6か月を 超える期間が経過している上 記⑩の方 ※在宅勤務の方も含みます	①一般労働者への配置1人につき ・ 中小企業または調整金支給調整対象事業主(注釈7)は月4 万円 ・ 上記以外の事業主は月3万円 ②短時間労働者への配置1人につき ・ 中小企業または調整金支給調整対象事業主は月2万円 ・ 上記以外の事業主は月1万5千円 ③特定短時間労働者への配置1人につき ・ 中小企業または調整金支給調整対象事業主は月1万円 ・ 上記以外の事業主は月7千5百円 ④委嘱 ・ 委嘱1人につき1回1万円(288回まで)		6年間 (注釈9)	中途障害者の方 は手帳交付日 等から6か月 を超える期間 が経過してい ることが対象 障害者等と なる要件です。
⑫健康相談医の委嘱助 成金 (健康相談のために必要 な健康相談医を委嘱)		対象費用の 4分の3	・ 委嘱1人につき1回2万5千円まで(年30万円 まで)	10年間	
⑬職業生活相談支援専 門員の配置又は委嘱助 成金 (職業生活に関する相 談・支援の業務を専門に 担当する方の配置または 委嘱)	・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 [対象障害者が5人以上であ ることが必要になります] ※⑩⑪は在宅勤務の方も含みます	対象費用の 4分の3	・ 配置1人につき月15万円まで ・ 委嘱1人1回につき1万円まで(年150万円ま で)	10年間	対象障害者が 雇用後1年を 超える期間が 経過している 場合は対象と なりません。
⑭職業能力開発向上支 援専門員の配置又は委 嘱助成金 (職業能力の開発・向上 のために必要な業務を専 門に担当する方の配置ま たは委嘱)		対象費用の 4分の3	・ 配置1人につき月15万円まで ・ 委嘱1人1回につき1万円まで(年150万円ま で)	10年間	
⑮介助者等資質向上措 置に係る助成金 (障害者の介助等の業務 を行う方の資質の向上の ための研修・講習の実 施)	—	対象費用の 4分の3	・ 1事業主につき年100万円まで 職場介助者、手話通訳・要約筆記等担当者、職場支援員、職業生活相談支 援専門、職業能力開発向上支援専門員、企業在籍型職場適応援助者の方の 資質向上に資する研修・講習を実施する場合に支給します。		
対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
⑯重度訪問介護サービス 利用者等職場介助助成 金 (重度訪問介護サービス 等を受けている重度障 害者の業務遂行のため に必要な支援をサービス 事業主に委託)	身体障害者、知的障害者または精神障害者保健福祉手帳を お持ちの精神障害者で、次のいずれにも該当する方 ・ 重度訪問介護、同行援護または行動援護の利用者 ・ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 を実施する市町村等が職場介助の支援が必要と認めた方 ※在宅勤務の方も含みます	対象費用の 5分の4 (中小企業は 対象費用の 10分の9)	対象障害者 1人につき月 13万3千円 まで (中小企業は 月15万円ま で)	年度ごとに 委託を開 始した日か ら当該年度 末まで	申請には事前 に市町村等へ の事業実施の 確認および相 談が必要で す。

(注釈8) 企業在籍型職場適応援助者助成金による支援終了を配置または委嘱事由とするものは6か月間です。

(注釈9) 企業在籍型職場適応援助者の中高齢等措置に係る助成金の支給終了後6か月以内に措置を開始する場合は、その支給期間と合わせて6年間です。

## ■ 職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者への対応や、加齢に伴い生ずる心身の変化により職場への適応が困難となった(注釈1)ため職場への適応を容易にするために、職場適応援助者による支援を行う場合に助成します。

対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	支給限度額	支給期間
①訪問型職場適応援助者助成金 (支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援(当該事業を行う法人に支給))	・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 発達障害者 ・ 高次脳機能障害のある方 ・ 難病等にかかっている方 ・ 地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画のある方 ・ その他、援助が必要であると機構が認める障害者	①訪問型職場適応援助者による支援(注釈10) ・ 対象障害者等が精神障害者以外の場合、1回の支援につき4時間以上1万8千円、4時間未満9千円 ・ 精神障害者の場合、1回の支援につき3時間以上1万8千円、3時間未満9千円 ・ 1日あたり3万6千円まで(支援ケースごとの合計) ②訪問型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・ 当該研修受講料の2分の1の額	・ 精神障害者以外の場合は1年8か月 ・ 精神障害者の場合は2年8か月
②企業が在籍型職場適応援助者助成金 (支援計画に基づく企業が在籍型職場適応援助者による支援)	※在宅勤務の方も含まれます	①企業が在籍型職場適応援助者による支援(注釈11) ・ 対象障害者等が精神障害者以外の場合 【一般労働者】月6万円(中小企業は8万円) 【短時間労働者】月3万円(中小企業は4万円) 【特定短時間労働者】月1万5千円(中小企業は2万円) ・ 対象障害者等が精神障害者の場合 【一般労働者】月9万円(中小企業は12万円) 【短時間労働者】月5万円(中小企業は6万円) 【特定短時間労働者】月2万円(中小企業は3万円) ②企業が在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・ 当該研修受講料の2分の1の額	6か月
対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	支給限度額	支給期間
③訪問型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金 (加齢に対応した支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援(当該事業を行う法人に支給))	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している以下のいずれかの方 ・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 発達障害者 ・ 高次脳機能障害のある方 ・ 難病等にかかっている方 ・ 地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画のある方 ・ その他、援助が必要であると機構が認める障害者	①訪問型職場適応援助者による支援(注釈10) ・ 対象障害者等が精神障害者以外の場合、1回の支援につき4時間以上1万8千円、4時間未満9千円 ・ 精神障害者の場合、1回の支援につき3時間以上1万8千円、3時間未満9千円 ・ 1日あたり3万6千円まで(支援ケースごとの合計) ②訪問型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・ 当該研修受講料の2分の1の額	・ 精神障害者以外の場合は1年8か月 ・ 精神障害者の場合は2年8か月
④企業が在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金 (加齢に対応した支援計画に基づく企業が在籍型職場適応援助者による最初の支援)	※在宅勤務の方も含まれます	①企業が在籍型職場適応援助者による支援(注釈11) ・ 対象障害者等が精神障害者以外の場合 (中小企業または調整金支給調整対象事業主(注釈7)は8万円) 【一般労働者】月6万円 【短時間労働者】月3万円 (中小企業または調整金支給調整対象事業主は月4万円) 【特定短時間労働者】月1万5千円 (中小企業または調整金支給調整対象事業主は月2万円) ・ 精神障害者の場合 【一般労働者】月9万円 (中小企業または調整金支給調整対象事業主は月12万円) 【短時間労働者】月5万円 (中小企業または調整金支給調整対象事業主は月6万円) 【特定短時間労働者】月2万円 (中小企業または調整金支給調整対象事業主は月3万円) ②企業が在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・ 当該研修受講料の2分の1の額	6か月

(注釈10)訪問型職場適応援助者助成金の①と訪問型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金の①の支給額の合計は1日あたり3万6千円まで(支援ケースごとの合計)

(注釈11)企業が在籍型職場適応援助者助成金の①と企業が在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金の①の支給額の合計は1事業年度あたり300万円まで(支援ケースごとの合計)

## ■ 障害者雇用相談援助助成金

対象障害者の雇い入れおよびその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業(障害者雇用相談援助事業)を、当該援助事業の利用事業主に対して行う事業者(注釈12)に支給します。

対象障害者	支給限度額	支給回数
・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの精神障害者	①利用事業主に対して障害者雇用相談援助事業を行った場合 ・ 60万円(中小企業または除外率設定業種事業主(注釈12)は80万円) ②①を行った後、利用事業主が対象障害者を雇入れ、かつ、6か月以上の雇用継続を行った場合 ・ 対象障害者1人につき7万5千円(中小企業または除外率設定業種事業主は10万円、4人まで)	利用事業主1社につき1回

(注釈12)障害者の就業が困難であると認められる業種について、除外率に相当する労働者を控除する制度(障害者の雇用義務を軽減)が設けられています。除外率設定業種事業主とは、この設定がされている業種に属する事業を行う事業所のある事業主をいいます。

## ■ 障害者能力開発助成金

障害者の能力開発訓練の事業(注釈13)を行うための施設または設備の設置や整備等を行う場合やその能力開発訓練事業を運営する場合に支給します。

個別助成金名	対象障害者等	助成率	支給限度額	支給期間
第1種(施設設置費)	・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 発達障害者	対象費用の4分の3	5,000万円まで(更新の場合1,000万)	—
第2種(運営費)	・ 高次脳機能障害のある方 ・ 難病等にかかっている方	対象費用の4分の3	受講生1人につき月16万円まで	訓練期間中

(注釈13)公共職業安定所から障害者能力開発訓練の受講の必要を認められた対象障害者等の職業に必要な能力を開発し、向上させるための厚生労働大臣が定める基準に適合する訓練をいいます。

■ 重度障害者等通勤対策助成金

支給対象となる障害者を労働者として雇い入れ、または継続して雇用している事業主等が、障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に支給します。(注釈14)

対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	助成率	支給限度額	支給期間	
①住宅の賃借助成金 (対象障害者用の住宅の賃借)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度身体障害者</li> <li>・ 3級の体幹機能障害者</li> <li>・ 3級の視覚障害者</li> <li>・ 3級または4級の下肢障害者</li> <li>・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者</li> <li>・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する方</li> <li>・ 知的障害者</li> <li>・ 精神障害者</li> </ul> 〔②指導員の配置、④通勤用バスの購入、⑤通勤用バス運転従事者の委嘱は対象障害者が5人以上であることが必要になります〕	対象費用の4分の3	・ 世帯用は月10万円まで ・ 単身者用は月6万円まで	10年間	
②指導員の配置助成金 (対象障害者用住宅への指導員の配置)			・ 配置1人につき月15万円まで	10年間	
③住宅手当の支払助成金 (対象障害者への住宅手当の支払)			・ 対象障害者1人につき月6万円まで	10年間	
④通勤用バスの購入助成金 (対象障害者のための通勤用バスの購入)			・ バス1台につき700万円まで	—	
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 (対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する方の委嘱)			・ 委嘱1人につき1回6千円まで	10年間	
⑥通勤援助者の委嘱助成金 (対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱)			・ 委嘱1人につき1回2千円まで ・ 交通費1認定につき月3万円まで	3か月間	
⑦駐車場の賃借助成金 (自ら運転する自動車通勤が必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借)			・ 対象障害者1人につき月5万円まで	10年間	
⑧通勤用自動車の購入助成金 (自ら運転する自動車通勤が必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入)			・ 購入1台につき150万円まで (1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円まで)	—	
対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
⑨重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 (重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者の通勤援助(公共交通機関の利用に必要な援助)をサービス事業者へ委託)	身体障害者、知的障害者または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの精神障害者で、次のいずれにも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度訪問介護、同行援護または行動援護の利用者</li> <li>・ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が通勤の支援が必要と認めた方</li> </ul>	対象費用の5分の4 (中小企業は対象費用の10分の9)	対象障害者1人につき月7万4千円まで (中小企業は月8万4千円まで)	年度ごとに委託を開始した日から3か月まで	申請には事前に市町村等への事業実施の確認および相談が必要です。

(注釈14) 対象となる障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過しており、その通勤を改めて容易にする必要がないと判断される場合は、中途障害者となった場合または障害の重度化が認められる場合もしくは人事異動等を除き、助成対象となりません(⑥⑨の助成金を除く。)

## 7 経済的支援

### (1) 手当・年金等 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*---

#### ア 特別児童扶養手当

**対象者** 次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父母または養育者（里親を含みます）。

（なお、前年の所得が、一定額以上の場合支給停止となります。）

(ア) 身体に重・中度の障害または長期にわたる安静を必要とするもの

（おおむね身体障害者障害程度等級1級～3級と4級の一部）

(イ) 精神の障害であって、(ア)と同程度以上のもの

(ウ) 身体または精神の障害が重複する場合であって、(ア)または(イ)と同程度以上のもの

次の場合には手当が受けられません。

a 障害児が児童福祉施設等に入所している場合

b 障害児が児童の障害を支給事由とする公的年金を受給できる場合

**内 容** 手当は次の額を4か月分まとめて4・8・11月に支払います。

○重度障害児1人につき月額 56,800円

○中度障害児1人につき月額 37,830円

**申込窓口** 市町村

#### イ 障害児福祉手当

**対象者** 20歳未満であって、身体障害者手帳の1級の一部及び2級の一部の方、療育手帳△の方並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度の方。

次の場合には手当が受けられません。

(ア) 障害を支給事由とする公的年金を受給している方

(イ) 特定の施設に入所している方

**内 容** 手当額 月額16,100円（令和7年度）

手当は、2・5・8・11月に3か月分まとめて支払います。また、障害者本人と扶養している方について、一定額以上の所得がある場合には支給停止となります。

**申込窓口** 市町村

#### ウ 特別障害者手当

**対象者** 20歳以上であって、精神または身体の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（国民年金1級程度の障害が重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）。

次の場合には手当が受けられません。

(ア) 特定の施設に入所している方

(イ) 継続して3か月を超えて病院等に入院している方

## 7 経済的支援

- 内 容** 手当額は、月額29,590円（令和7年度）  
手当は、2・5・8・11月に3か月分まとめて支払います。また、障害者本人と扶養している方について、一定額以上の所得がある場合には支給停止となります。
- 申込窓口** 市町村

### エ 在宅重度心身障害者手当

- 対 象 者** 次のいずれかに該当する在宅の重度心身障害者。
- (ア) 身体障害者 身体障害者手帳が1級または2級の方
  - (イ) 知的障害者 療育手帳が㊦またはAの方
  - (ウ) 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳が1級の方
  - (エ) 超重症心身障害児
  - (オ) その他 特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の方

※ ただし、以下の方には支給を行いません。

- a 特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当を受給している方（超重症心身障害児を除く）
- b 施設に入所している方
- c 前年の所得により、住民税が課税されている方（受給者本人の所得）
- d 65歳以上の方（既に受給している方を除く）

- 内 容** 月額5,000円を年数回でまとめて支払います。（受給者の範囲、支給額など市町村によって異なる場合があります。）
- 窓 口** 市町村

### オ 心身障害者扶養共済制度

- 対 象 者** 障害のある方を現に扶養している保護者であって、次のすべての要件に該当する方。
- (ア) 県内に住所があること
  - (イ) 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
  - (ウ) 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
  - (エ) 障害のある方が次のいずれかに該当すること
    - a 知的障害
    - b 身体障害者手帳1級から3級
    - c 精神又は身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が上記と同程度と認められる方。
- 内 容** 加入者は、毎月掛金（加入時の加入者の年齢により1口9,300円から23,300円）を納めます。加入者が死亡又は重度障害と認められた場合は、障害のある方に年金（1口当たり月額20,000円）が支給されます。

## 7 経済的支援

※障害のある方一人につき二口まで加入できます。

※所得、加入者の年齢と加入期間により掛金が減額、免除される場合があります。

※1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が先に死亡した場合には弔慰金が支給されます。

窓 口 市町村

### カ 障害基礎年金

**対象者** 国民年金加入中、または60歳から65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある病気やけがで、初診日から1年6ヶ月以上経過した日（その後障害の状態に該当したときは65歳誕生日の前々日まで）または経過以前に治った日（症状が固定した日）に、一定の障害のある状態にあるときに受けられます。ただし、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

また、20歳に達した日において一定の障害のある状態と認定された方は、20歳になった翌月分から受けられますが、その方の所得状況により一部または全部が支給停止されることがあります。

内 容

#### 1 級

68歳以下の方 (昭和31年4月2日以後に生まれた方)	1,039,625円+子の加算額※
69歳以上の方 (昭和31年4月1日以前に生まれた方)	1,036,625円+子の加算額※

#### 2 級

68歳以下の方 (昭和31年4月2日以後に生まれた方)	831,700円+子の加算額※
69歳以上の方 (昭和31年4月1日以前に生まれた方)	829,300円+子の加算額※

#### ※ 〔子の加算額〕

障害基礎年金の受給権者がその受給権を得たときに、その人によって生計を維持されている18歳になった後の最初の3月31日までの子または20歳未満で障害の程度が1級・2級の子があるときは、加算があります。（受給権発生日が平成23年3月以前の場合は別途条件あり）

加算対象の子	加算額（年額）
第1子・第2子（1人につき）	各 239,300円
3人目以降の子（1人につき）	各 79,800円

申込窓口 市町村

## 7 経済的支援

### キ 障害厚生年金・障害手当金

**対象者** 厚生年金保険加入中に初診日のある病気やけがで、初診日から1年6か月以上経過した日(その後障害の状態に該当したときは65歳誕生日の前々日まで)または経過以前に治った日(症状が固定した日)に、一定の障害のある状態にあるときに障害厚生年金が受けられます。初診日から5年以内に病気やけがが治り(症状が固定した)障害厚生年金を受け取ることができる状態より軽度かつ障害等級表に定める障害の状態の場合は障害手当金(一時金)が受けられます。

ただし、年金・手当金ともに、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

**内 容** <報酬比例の年金額 = A + B>

A 平成15年3月以前の加入期間の金額

平均標準報酬月額 × 7.125/1000 × 平成15年3月までの加入期間の月数

B 平成15年4月以降の加入期間の金額

平均標準報酬月額 × 5.481/1000 × 平成15年4月以降の加入期間の月数

<年金額>

1級 報酬比例の年金額 × 1.25 + 配偶者加給年金額 + 1級の障害基礎年金 + 子の加算額

2級 報酬比例の年金額 + 配偶者加給年金額 + 2級の障害基礎年金 + 子の加算額

3級 報酬比例の年金額

障害手当金 報酬比例の年金額 × 2

※平成11年改正前の計算式で計算した額の方が高額となる場合、従前の額が保障されます。

※3級の障害厚生年金は、年額623,800円(昭和31年4月1日以前に生まれた方は、622,000円)が保障されます。

障害手当金は、1,247,600円(昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,244,000円)が保障されます。

加給年金額は、生計維持されている配偶者がいる場合に239,300円が加算されます。

**窓 口** 年金事務所 《電話番号等は、参照☞ 17章(P.134)》

ねんきんダイヤル0570-05-1165

(050から始まる電話でおかけになる場合は)03-6700-1165

### ク 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受けられない人への福祉的措置として、「特別障害給付金制度」が創設されています。

**対象者** 国民年金の任意加入対象とされていた方で、

(ア) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、

(イ) 昭和61年3月以前に被用者年金制度等に加入(または受給等)をされていた方の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級もしくは2級相当の障害の状態にある方。

## 7 経済的支援

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはなりません。

**内 容** 支給額は 1級 月額56,850円、2級 月額45,480円  
(令和7年度額)

- ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額または半額に制限される場合があります。
- 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額が支給されます。(老齢年金等の額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。)
- 経過的福祉手当を受給されている方が、特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の資格を喪失します。

**窓 口** 市町村

### ケ 児童扶養手当

**対 象 者** この手当は、離婚、死別等で父親又は母親と生計を同じくしていない児童の世帯に手当を支給するものですが、父親又は母親が重度障害者である場合、児童を監護している母親又は父親、または母親又は父親に代わり児童を養育している方にも支給されます。(前年の所得が一定額以上の場合支給停止となります。)

**内 容** 手当は、5・7・9・11・1・3月にその月の前月分までを支払います。

所得により児童1人の場合、

全部支給 月額46,690円

一部支給 月額46,680円～11,010円

児童2人の場合、

全部支給 月額11,030円加算

一部支給 月額11,020円～5,520円加算

**申込窓口** 市町村

## (2) 税の控除・非課税・減免 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

### ア 所得税の障害者控除

**対 象 者** 納税者またはその同一生計配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、次の額の控除を受けられます。

<b>内 容</b>	<b>障 害 程 度</b>	(ア) 1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳A、Aをお持ちの方 (ウ) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(ア) 3級～6級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳B、Cをお持ちの方 (ウ) 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
	<b>控 除 額</b>	所得金額から40万円が控除されます。 ※同居の親族の場合は75万円	所得金額から27万円が控除されます。

(ア)、(イ)、(ウ)以外の方でも、障害者控除の対象となることがあります

## 7 経済的支援

ので、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。

窓 口

税務署

ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与係へ

### イ 住民税の障害者控除・非課税

**対象者** 納税者またはその同一生計配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、次の額の控除を受けられます。

内 容	障 害 程 度	控 除 額
	(ア) 1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳Ⓐ、Aをお持ちの方 (ウ) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(ア) 3級～6級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳B、Cをお持ちの方 (ウ) 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
	所得金額から30万円が控除されます。 ※同居の親族の場合は53万円	所得金額から26万円が控除されます。
本人の所得金額が135万円以下であるときは、非課税となります。		

(ア)、(イ)、(ウ)以外の方でも、障害者控除・非課税の対象となる場合がありますので、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。

窓 口

市町村税務担当課

ただし、住民税を給与から特別徴収されている場合は勤務先の給与係へ

### ウ 利子所得等の非課税

**対象者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方、障害基礎年金等を受給している方、特別障害者手当等を受給している方など

**内 容** 金融機関の営業所等を経由して税務署長に非課税貯蓄申告書等を提出し、金融機関の営業所等に非課税貯蓄申込書等を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。

非課税制度の種類	預貯金等の範囲	非課税限度額
少額預金の利子所得等の非課税（マル優）	預貯金、合同運用信託、有価証券等	350万円
少額公債の利子の非課税（特別マル優）	国債・地方債	350万円

窓 口

金融機関等

### エ 相続税の障害者控除

**対象者** 相続または遺贈により財産を取得した時に日本国内に住所がある法定相続人で、心身に障害のある方（85歳未満に限ります。）は、次の額の控除を受けられます。

内 容	障 害 程 度	障 害 程 度
	(ア) 1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳Ⓐ、Aをお持ちの方 (ウ) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(ア) 3級～6級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳B、Cをお持ちの方 (ウ) 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

## 7 経済的支援

控除額	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を相続税額から控除します。	85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を相続税額から控除します。
-----	--------------------------------------	--------------------------------------

(ア)、(イ)、(ウ)以外の方でも、障害者控除の対象となることがありますので、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。

窓 口 税務署

### オ 相続税の非課税

内 容 心身障害者扶養共済制度（P.61）に基づいて支給される給付金を受ける権利を相続または遺贈により取得した場合、相続税は非課税になります。

窓 口 税務署

### カ 贈与税の非課税

#### (ア) 特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権

内 容 日本国内に住所がある特定障害者（前記エ 相続税の障害者控除の左欄(ア)(イ)(ウ)などの方（以下「特別障害者」といいます。）及び精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる方）が、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合には「障害者非課税信託申告書」を信託会社の営業所等を通じて税務署長に提出することにより、6,000万円（特別障害者以外の方は3,000万円）までの金額については非課税になります。

窓 口 税務署・信託銀行等

#### (イ) 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権

内 容 心身障害者扶養共済制度（P.60）に基づいて支給される給付金を受ける権利を取得した場合、贈与税は非課税になります。

窓 口 税務署

### キ 消費税の非課税

内 容 義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子などの身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負、一定の身体障害者用物品の修理が非課税となります。

なお、非課税となる身体障害者用物品は、厚生労働大臣が指定したものに限られます。

窓 口 税務署

### ク 個人事業税の非課税

対象者及び内容 両眼の視力が0.06以下の視覚障害のある方が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他の医業に類する事業を個人で営む場合は、事業税が非課税になります。

## 7 経済的支援

窓 口 県税事務所

### ケ 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免

**対 象** (ア) 県内に居住し、次表の障害者手帳等の交付を受けていて等級が該当する方

(イ) (ア) の障害者と同一生計の家族等

(ウ) 個人名義の自家用車で障害者の通院、通学、通所または生業のために使用される自動車

**内 容** 一定の要件を満たす場合は、申請することにより障害者1人につき1台に限り、自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免が受けられます。

なお、各手帳を交付申請中の方も減免の仮申請ができます。

※詳しくは、下記の窓口までお問い合わせください。

**申請期限** ・種別割：納期限（新規取得した自動車は登録の日から30日以内）まで

※申請期限後の申請も受け付けますが、その場合は申請月の翌月分から月割での減免となります。

・環境性能割：登録の日から30日以内

窓 口 自動車税事務所及び自動車税事務所各支所・県税事務所

※電子申請・届出サービスでも申請可能

障害種別		障 害 の 級 別
身 体 障 害 者 手 帳	視覚	1級～3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
	聴覚	2級または3級
	平衡機能	3級
	音声機能または言語機能	3級（喉頭が摘出された場合に限る。）
	上肢	1級または2級
	下肢	1級～6級
	体幹	1級～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	
	上肢機能	1級または2級
	移動機能	1級～6級
	心臓	1級または3級
	じん臓	
	呼吸器	
	ぼうこうまたは直腸	
小腸	1級または3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級～3級	
療育手帳	ⒶまたはA	
精神障害者保健福祉手帳	1級（精神通院医療を受けている方に限る）	

※戦傷病者手帳の交付を受けている方も一定の要件を満たす場合、減免を受けることができます。

## 7 経済的支援

### コ 軽自動車税（種別割）の減免

**対象者** (ア) 身体障害者、知的障害者、精神障害者のうち、一定の要件に該当する方  
 (イ) (ア)に該当する方と生計を一にする方

**内容** (ア)、(イ)に該当する方が所有する軽自動車で、(ア)、(イ)に該当する方または(ア)に該当する方を常時介護する方で一定の要件に該当する方が運転し、専ら障害者等の通院、通学、通所または生業のために使用される軽自動車の軽自動車税（種別割）が減免される場合があります。  
 ※詳しくは、下記の窓口までお問い合わせください。

**窓口** 市町村税務担当課

### サ ゴルフ場利用税の非課税

**対象者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方、原子爆弾被爆者の認定疾病に係る厚生労働大臣の認定を受けている方。精神又は身体に障害のある年齢65歳以上で市町村長等の認定を受けている方。

**内容** ゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税が課せられますが、障害者の方については非課税となります。

ただし、非課税措置の適用を受けるには、非課税申出書の提出や、証明書類の提示（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、原子爆弾被爆者の認定疾病に係る厚生労働大臣の認定書等）など、本人が要件に該当することを証明する必要があります。

※ なお、年齢18歳未満の方、70歳以上の方は全て非課税の対象となります。

**窓口** 制度の内容についてはゴルフ場利用税所管県税事務所（川越県税事務所・熊谷県税事務所・春日部県税事務所・自動車税事務所）にお問い合わせください。

ゴルフ場にある「非課税申出書」に必要な事項を記入するとともに、利用の際に証明書類を提示していただくことになります。

## (3) 公共料金の割引 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

### ア JR運賃の割引

**対象者及び内容**

区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種身体障害者とその介護者 第1種知的障害者とその介護者 第1種精神障害者とその介護者	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	全線
第1種及び第2種身体障害者 第1種及び第2種知的障害者 第1種及び第2種精神障害者 (単独利用の場合)	普通乗車券	5割	JR及び連絡会社線及び航路の片道の営業キロが100kmを超えるもの

## 7 経済的支援

12歳未満の第2種身体障害児とその介護者 12歳未満の第2種知的障害児とその介護者 12歳未満の第2種精神障害児とその介護者	定期乗車券	5割	全線
--	-------	----	----

(注) 自動車線の定期乗車券については、割引率は3割です。

小児定期乗車券は割引されません。

他の鉄道についても、割引を行っていますが、その取扱いが異なる部分があります。

詳しくは直接各社へお問い合わせください。

**手続方法** 手帳を提示して割引を受けます。

**窓 口** 各JR窓口

### ■ 第1種身体障害者と第2種身体障害者の区分(表)

		等級及び割引種別		
		第1種身体障害者 (本人及び介護者)	第2種身体障害者 (本人)	
		視覚障害	1級から3級及び4級の1	4級の2、4級の3、5級及び6級
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	2級及び3級	4級及び6級	
	平衡機能障害	該当なし	3級及び5級	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		該当なし	3級及び4級	
障害種別	肢体不自由	上肢	1級、2級の1及び2級の2	2級の3、2級の4及び3級から6級
		下肢	1級、2級及び3級の1	3級の2、3級の3及び4級から6級
	体幹	1級から3級	5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	3級から6級
		移動機能	1級から3級	4級から6級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害	1級、3級及び4級	該当なし	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害	1級から4級	該当なし	

※1 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号(令和7年4月1日現在)によるものである。

※2 上記左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者とする。

### ■ 第1種知的障害者と第2種知的障害者の区分

(ア) 第1種知的障害者とは、次に掲げる者をいいます。

- a 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの
- b 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であ

## 7 経済的支援

って、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(イ) 第2種知的障害者とは、前号以外の者をいいます。

### ■ 第1種精神障害者と第2種精神障害者の区分

割引種別	障害等級	精神障害の状態
第1種精神障害者	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第2種精神障害者	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

### イ バス運賃の割引

**対象者** (ア) 身体障害者手帳を持っている方  
(イ) 療育手帳を持っている方  
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳を持っている方  
(エ) 施設入所者 (児)

**内容** 県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。  
ただし、バスの定期券は3割引きです。(小児定期券は割引されません。)

(①第1種身体障害者及び第1種知的障害者の療育手帳を持っている方の介護者、②要介護の施設入所者(児)は付添いの方も割引になります。その他の介護者については、各社で異なりますので各社に直接お問い合わせください。)

**手続方法** 手帳の提示のみで割引が受けられます。ただし、施設入所者(児)として割引を受ける方は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

**窓口** 各バス会社  
※各市町村のコミュニティバスは、各市町村の規定によります。

### ウ 国内航空運賃の割引

**対象者** (ア) 身体障害者手帳を持っている満12歳以上の方  
(イ) 療育手帳を持っている満12歳以上の方  
※(ア)(イ)については、介護者への割引適用の有無は、各航空会社により異なります。  
※(イ)については、市町村で療育手帳に割引対象者である旨の押印を受けてください。  
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳を持っている満12歳以上の方  
※本人及び介護者への割引適用の有無については、各航空会社により異なります。

**窓口** 各航空会社 ※割引率については、各航空会社により異なります。

## 7 経済的支援

### エ タクシー運賃の割引

**対象者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方  
※対象となる手帳はタクシー事業者により異なります。

**内容** 乗車時に上記手帳を提示することにより割引が受けられます。  
割引率 10%

**窓口** 各タクシー事業者

### オ 有料道路通行料金の割引

**対象** ・身体障害者手帳の交付を受けている者が自ら運転する場合  
・手帳の交付を受けている重度の身体障害者または重度の知的障害者を乗せて、介護者が運転する場合（重度の身体障害者、重度の知的障害者は、JRにおける第1種身体障害者、第1種知的障害者と同じ範囲です。）

**要件等** (ア) 車種要件 自家用乗用自動車（定員10人以下）  
自家用貨物自動車（定員4～10人で荷台との仕切りなしまたは積載量500kg以下で仕切りがあるもの）  
二輪自動車（排気量125ccを超えるもの）

(イ) 所有者

a 障害者本人が運転する場合

本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有すること

b 障害者本人以外の運転の場合

障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

上記の方が自動車を所有していないときは、障害者本人を継続して日常的に介護している者が所有すること

※ リース車等で車検証の「所有者の氏名または名称」欄等に法人名が記載されているもの、事業用車輛、外見上営業目的で使用していることが明らかなもの等は対象外です。

(ウ) 手続

割引を受けるためには、市町村福祉事務所等での事前申請が必要です。有料道路障害者割引申請書に必要事項を記入し、確認を受けてください。

また、ETCを利用するためには、ETC車載器等の有料道路ETC割引登録が必要ですので、窓口で申し出てください。

有効期間は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までです。

**内容** 割引率 50%以内（適用は、全国すべての有料道路）  
また、手帳の提示とETCでは通行方法が異なります。

## 7 経済的支援

### (ア) 手帳提示の場合

料金所係員に料金を支払う際に、手帳の必要事項が記載されている部分を提示するか、または、手帳を係員に渡して確認を受ける。

### (イ) ETCの場合

事前に登録した車載器とETCカードの組み合わせでETCレーンを通行します。ETC機器故障のときやETCレーンのない料金所では、手帳を提示して割引を受けてください。

**相談窓口** 市町村

## カ フェリー運賃の割引

**対象者** 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方

**内容** 乗車時に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等を提示することにより割引が受けられます。手帳の種類や等級などの対象範囲、割引率等については、各社異なりますので事前に各社宛ご確認ください。

**窓口** 各フェリー会社

## キ NHK放送受信料の減免

**対象者及び内容**

全 額 免 除	半 額 免 除
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員であり、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。	(7) 視覚障害または聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合。 (イ) 身体障害者手帳 (1・2級)、療育手帳 (A・A)、精神障害者保健福祉手帳 (1級) をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合。

**手続方法** 市町村で証明を受けるか、必要書類を整え直接NHK受信料窓口へ。

**窓口** NHKの受信料窓口

## ク 郵便物の減額及び無料扱い

	内 容	取 扱 い	窓 口	備 考
点字郵便物等の無料扱い	点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物	無 料	各郵便局	点字用紙、盲人用録音郵便物は指定盲人施設の発受するものに限る。
心身障害者用低料第三種郵便物の料金適用	心身障害者団体が発行する第三種郵便物。	(7)月3回以上発行の新聞 50gまで 8円 (一般42円) (イ)その他 50gまで 15円 (一般63円)	各郵便局	第三種郵便物の承認を受けることに加え、心身障害者団体であること等を証明する資料が必要。

## 7 経済的支援

ゆうパック ゆうメール の減額	点字ゆうパック	60サイズ100円 ～170サイズ 730円	各郵便局	
	聴覚障害者用ゆう パック	60 サイズ 100 円～170 サイズ 730 円	重量は一 律 30kg まで	聴覚障害者用ビデオテープ 等の録画物を内容とし、聴 覚障害者と指定施設との間 で発受されるものに限る。
	心身障害者用ゆう メール（旧冊子小 包）	150g以内92円 ～2kg超310円	各郵便局	身体に重度の障害のある方 又は知的障害の程度が重い 方と一定の図書館との間で 発受されるものに限る。

### ケ 青い鳥郵便葉書の無償配布

**対象者** (ア)身体障害者手帳1・2級の方、  
(イ)療育手帳㊦・Aの方

**内 容** 日本郵便株式会社が、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便  
葉書を入れて無料で配布しています。詳しくは下記窓口へお問い合わせく  
ださい。

- ・配布枚数は1人につき20枚。
- ・受付期間内（毎年4～5月）に申し込む必要があります。
- ・窓口または郵送で申込みをしてください。

**窓 口** 郵便局（簡易郵便局を除く）

### コ NTT番号案内の料金免除

**対象者** (ア)身体障害者手帳を持っている方で視覚障害1～6級、肢体不自由  
（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障  
害）1、2級、聴覚障害2、3、4、6級または、音声機能、言語機  
能又はそしゃく機能の障害3、4級の方  
(イ)療育手帳を持っている方  
(ウ)精神障害者保健福祉手帳を持っている方

**内 容** 104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し  
出ることにより無料となります。

**窓 口** NTT各営業所

### サ 携帯電話基本使用料等の割引

**対象者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

**内 容** 割引の内容は、事業者により異なりますので、詳しくは各携帯電話事業  
者にお問い合わせください。

**問 合 せ** 各携帯電話事業者

## 7 経済的支援

### (4) 各種資金の貸付・給付- \* - - - \* - - - \* - - - \* - - - \* - - - \* - - - \* - - - \*

#### ア 埼玉県障害者福祉資金 障害者団体事業資金

身体障害者(児)、知的障害者(児)または精神障害者の福祉増進のため、障害者(児)施設を開設する方等に対して必要な資金をお貸しします。

ただし、他制度において補助または融資を受けられる場合は、本制度の対象外です。

種 類	新規施設開設費	既存施設整備費
貸付対象経費	共同生活援助（グループホーム）などの事業に供する施設の開設に伴う建築物の購入、新築、増・改築、改造及び備品購入に要する経費	共同生活援助（グループホーム）などの事業に供する既存施設の増・改築、改造、備品購入に要する経費
貸付対象者	心身障害者地域デイケア（利用定員が10人未満のものに限る）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、生活介護、児童デイサービス、地域活動支援センター、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の各事業の実施者	生活ホーム、心身障害者地域デイケア、精神障害者小規模作業所、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、児童デイサービス、地域活動支援センター、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の各事業の実施者
貸付利率	2.5%	
貸付限度	800万円	200万円
据置期間	1年以内	
償還期限	据置期間経過後10年	

窓  市町村社会福祉協議会

#### イ 生活福祉資金

高齢者がいる世帯や所得の少ない世帯、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方または障害者総合支援法によるサービスを受けている方がいる世帯の経済的自立及び生活の安定並びに在宅福祉及び社会参加を促進するための資金をお貸します。種類、貸付限度額、条件は74ページのとおりです。

詳しくはお近くの民生委員・児童委員または市町村社会福祉協議会にご相談ください。

#### ウ 福祉資金

所得の少ない世帯の方々が臨時的出費の発生した場合や、収入の不足した時など緊急に資金が必要な場合にお貸しします。

市町村独自で実施している制度であり、市町村により実施の有無、名称、貸付額等制度内容は異なります。詳しくはお住まいの市町村または市町村社会福祉協議会へお問い合わせ

## 7 経済的支援

合わせてください。

**窓 口** 市町村または市町村社会福祉協議会

### エ 勤労者支援資金

勤労者を対象に、親族の介護、出産・育児、こどもの教育、資格取得等に必要な資金を融資します。

- 資金使途 介護、出産・育児、教育、資格取得等
- 対象者 次のすべてに該当する給与所得者
  - ・県内に1年以上居住
  - ・18歳以上（最終返済時の年齢が満76歳未満）
  - ・同一勤務先に1年以上勤務
  - ・申込者の前年の給与収入が800万円以下
- 融資限度額 介護、出産・育児、教育は200万円、資格取得は100万円
- 融資期間 10年以内
- 融資利率 1.15%～1.85%（別途保証料0.7%が必要）

※融資利率は、改定されている場合がありますので、申込前にご確認をお願いします。

（HPはこちら→<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/rodo/kinrrouyamukeyuusiseido/>）

**窓 口** 中央労働金庫の県内各支店

**相談窓口** 県金融課

電話 048-830-3806 / FAX 048-830-4814

E-mail a3790-05@pref.saitama.lg.jp

※融資にあたっては申込条件、審査があります。



### オ 交通事故被害者等に対する支援

#### （ア）埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金

交通遺児等の援護を目的として寄せられた善意の寄付金を、援護金及び援護一時金として交通遺児等に給付します。

**対象者** 交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により保護者が死亡又は重い障害（概ね身体障害者手帳の基準で1～3級相当の障害）を負った保護者に養育されている子供

**相談窓口** 埼玉県交通安全対策協議会

電話 048-825-2011 / FAX 048-830-4757

県防犯・交通安全課

電話 048-830-2955 / FAX 048-830-4757

#### （イ）独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA：ナスバ）

自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つ

## 7 経済的支援

ため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態の方に介護料を支給します。また、自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様（中学卒業まで）に対して生活資金の無利子貸付を行うとともに、交通遺児などの健全な育成を図ることを目的として「友の会」を設置し、レクリエーション活動や、絵画、書道、写真などのコンテストを実施しています。

**窓 口** 独立行政法人 自動車事故対策機構 埼玉支所  
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 3-12-6 JS-1 ビル 6F  
電 話 048-824-1945  
FAX 048-824-1946

**受付時間** 9：00～11：45  
12：45～16：00

### (ウ) 公益財団法人 交通遺児等育成基金

#### ・交通遺児育成基金事業

16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から拠出金を当法人に払い込んで加入。これに国の補助金や民間からの援助金を加えて運用し、お子様が満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度です。

#### ・交通遺児等支援給付事業

義務教育終了前の交通遺児または交通重度後遺障害を負われた方のお子様のいる、生計困窮度の高い家庭に対し支援給付金を支給する制度です。

**窓 口** 公益財団法人 交通遺児等育成基金事務局  
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階  
電話 0120-16-3611 /FAX 03-5212-4512  
HP アドレス <https://kotsuiji.or.jp/>

**受付時間** 9：00～17：00（土、日、祝日、年末年始を除く）

生活福祉資金貸付条件等一覧（平成27年4月1日以降）

資金種類	貸付条件							
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人		
<p>1 総合支援資金</p> <p>失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金 ※貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件となる。</p>								
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上世帯)月20万円以内 (単身世帯)月15万円以内	原則3月 最長12月以内	最終貸付日 から6月以内		連帯保証人を 立てる場合は 無利子		
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	—	貸付の日（生活支援費 と合わせて貸し付けて いる場合には、生活支 援費の最終貸付日）か ら6月以内	10年以内	連帯保証人が いない場合は 据置期間経過後 年1.5%		
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活で賄うことが困難である費用	60万円以内	—			原則必要 ただし、連帯保証人な しでも申込可		
<p>2 福祉資金</p> <p>低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金</p>								
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	460万円			据置期間 経過後			
	生業を営むために必要な経費 ※新規に起業される方が中心となります。 事業の継続のための資金の場合、運転資金は対象となりません。				20年			
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円			8年			
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円			7年			
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円			8年			
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円			8年			
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円			10年	連帯保証人を 立てる場合は 無利子		
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えない ときは170万円 1年を超え1年6月以内で あって、世帯の自立に 必要なときは230万円		—	貸付の日（分割による 交付の場合には最終貸 付日）から6月以内	5年	連帯保証人が いない場合は 据置期間経過後 年1.5%	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間 が1年を超えないときは 170万円 1年を超え1年6月以内で あって、世帯の自立に 必要なときは230万円				5年		
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円				7年		
冠婚葬祭に必要な経費	50万円				3年			
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円				3年			
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円				3年			
その他日常生活上一時的に必要な経費 ※年金の掛金等、冬期間の暖房用燃料の一括購入費用、修学旅行等の費用等で見積書 など当該費用の額が確認できるものが必要となります。	50万円				3年			
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ※貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件となる。							
	ア 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき							
	イ 火災等被災によって生活費が必要なとき							
	ウ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき							
	エ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき	10万円以内	—	貸付の日から 2月以内	12月以内	無利子	不要	
	オ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき							
	カ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき							
	キ 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき							
ク 給与等の盗難によって生活費が必要なとき								
ケ その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき								
<p>3 教育支援資金</p> <p>低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金</p>								
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 ※特に必要と認める場合に限り、右記金額の1.5倍まで貸付可能	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内	—	卒業後 6月以内	20年以内	無利子		
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内						
<p>4 不動産担保型生活資金</p>								
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 月30万円以内		借受人の死亡時までの 期間又は貸付元金 が貸付限度額に達する までの期間	契約の終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3%、又は 長期プライムレートの いずれか 低い利率	必要 ※推定相続人の 中から選任
要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度 (集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内 (生活扶助額の1.5倍以内)						不要
<p>5 臨時特例つなぎ資金</p>								
臨時特例つなぎ資金	離職者を支えるための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付ける資金 ※貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件となる。	10万円以内	—		申請していた公的給付又は公的貸付が決定し、当該給付金又は貸付金の交付を受けた時から1月以内。ただし、これよりがたい場合には、月償還の方法により償還を行うものとする		無利子 ※滞滞利子無	不要

## 8 障害者の自立支援

### (1) 障害者総合支援法の概要 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----

障害者総合支援法は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。

よって、法律の題名は障害者総合支援法に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです

また、平成30年4月に「障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う」ことを趣旨として、自立生活援助、就労定着支援などのサービス創設や拡充、また、高齢障害者の方の利用負担軽減制度の創設などの制度改変に伴い、障害者総合支援法の一部改正が行われました。

### (2) 福祉サービスの体系 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには、期限のあるものとなないものがありますが、有期限であっても必要に応じて支給決定の更新（延長）ができる場合があります。

#### ア 障害福祉サービス等の一覧

種類	サービスの名称	サービスの概要
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います

## 8 障害者の自立支援

	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ及び食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	自立生活援助	グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間、本人の意思を尊重した地域生活に向けた適切な支援を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労に移行した人に、一定期間、就労の継続を図るために必要な連絡調整その他の支援を行います。
	就労選択支援	就労移行支援等を利用する意向がある人等が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択について支援を行います。（令和7年10月1日より開始）
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います
障害児通	児童発達支援	在宅の障害児を通所させ、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に通所させて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します

## 8 障害者の自立支援

所 支 援	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作や知識技能の付与等の支援を提供します
	保育所等訪問支援	保育所等を利用する障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供します

### ※ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と居住支援事業の施設入所支援を組み合わせ利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

### ※ 共生型障害福祉サービス

介護保険サービスの指定（訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護等）を受けた事業所において、障害福祉サービス（居宅介護、生活介護及び短期入所等）の指定（共生型障害福祉サービス）が受けられます。

今まで山間地域などのため、近くに障害福祉サービス事業所がなく、遠方の障害福祉サービス事業所までの通所が必要であったものが、近隣の通所介護事業所が共生型障害福祉サービス（生活介護）の指定を受けることにより、身近な場所で障害福祉サービスを受けることが可能です。

## イ 地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組を行います。

### （ア）市町村事業内容

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います また、協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います

## 8 障害者の自立支援

日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行います 例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等

### (イ) 都道府県事業

事業名	内容
専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います
広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います
その他の事業 (研修事業を含む)	都道府県の判断により、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行います 例：福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者IT総合推進事業、社会参加促進事業 等 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います

### (3) 利用の手続き(支給決定までの流れ) ---\*---\*---\*---\*---

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障害者の心身の状況（障害支援区分）、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握し、その上で、支給決定を行います。

#### ア 介護給付を希望する場合

- ① 相談（市町村か市町村の委託を受けた相談支援事業者に対して）
- ② 利用申請（市町村に対して）
- ③ 心身の状況に関する80項目の認定調査（アセスメント）（市町村が実施）
- ④ 障害支援区分の一次判定（市町村が実施）
- ⑤ 二次判定（市町村審査会※で主治医の意見等を参考にして判定）  
※ 審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます。
- ⑥ 障害支援区分※の認定（市町村が認定）  
※ 介護給付では区分1から6の認定が行われます。
- ⑦ 勘案事項調査（市町村が、申請者の地域生活、就労、日中活動、介護者、居住等

## 8 障害者の自立支援

の状況を調査)

- ⑧ サービスの利用意向の聴取（市町村が申請者に対し）
- ⑨ サービス等利用計画案の提出（申請者が市町村に対し）
- ⑩ （市町村は、申請者からのサービス等利用計画案の提出後、必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。）
- ⑪ 支給決定（市町村が決定）
- ⑫ サービス等利用計画の作成（相談支援事業者が実施）

### イ 訓練等給付を希望する場合

- ① 相談（市町村か市町村の委託を受けた相談支援事業者に対して）
- ② 利用申請（市町村に対して）
- ③ 心身の状況に関する80項目の認定調査（アセスメント）（市町村が実施）
- ④ 勘案事項調査（市町村が、申請者の地域生活、就労、日中活動、介護者、居住等の状況を調査します。）
- ⑤ サービスの利用意向の聴取（市町村が申請者に対し）
- ⑥ サービス等利用計画案の提出（申請者が市町村に対し）
- ⑦ 暫定支給決定（障害支援区分認定は行わず、市町村が申請者へのサービスの暫定支給を決定します。）
- ⑧ 訓練・就労評価項目での評価及び個別支援計画の作成  
（市町村は、申請者が一定期間サービスを利用した後に、引き続きサービス利用の意思があるかどうか、また、サービスが適切かどうかを確認します。）  
（市町村は、これらを確認した後、評価項目にそった利用者ごとの個別支援計画を作成し、その結果を踏まえて「本支給決定」が行われます。）
- ⑨（市町村は、申請者からの利用意向の聴取後、必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。）
- ⑩ 支給決定（市町村が決定）
- ⑪ サービス等利用計画の作成（相談支援事業者が実施）

### ※ 障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

調査項目は、

- ①移動や動作等に関連する項目（12項目）
- ②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）
- ③意思疎通等に関連する項目（6項目）
- ④行動障害に関連する項目（34項目）
- ⑤特別な医療に関連する項目（12項目）

## 8 障害者の自立支援

の 80 項目となっており、各市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定します。

### (4) 利用者負担について---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

利用者負担は、現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限額の設定）となっています。

所得区分		負担上限月額
一般 2	市町村民税課税世帯（一般 1 に該当する者を除く）	37,200 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円（障害児にあつては 28 万円）未満の者に限り、20 歳以上の施設等入所者を除く）	【施設等入所者以外】 障害者 9,300 円 障害児 4,600 円  【20 歳未満の施設等入所者】 9,300 円
低所得	低所得 2 市町村民税非課税世帯（低所得 1 に該当する者を除く）	0 円
	低所得 1 市町村民税非課税世帯のうち、本人の年収 80 万円以下	
生活保護	生活保護受給世帯	

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

### (5) 自立支援医療---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

#### ア 自立支援医療費の支給

心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を都道府県（または政令指定都市、中核市）が指定する医療機関で受けた場合に支給されます。

## 8 障害者の自立支援

実施主体：精神通院医療（県または政令指定都市）  
 育成医療（市町村）  
 更生医療（市町村）

### イ 自立支援医療の利用者負担と軽減措置

基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に高額な医療費負担が生じる方々（高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」））にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。

入院時の食事療養費または生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

### ウ 自立支援医療における利用者負担の基本的な枠組み

#### ○対象者

**精神通院医療** 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患またはてんかんを有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方

**更生医療** 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）

**育成医療** 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害などがあり、確実な治療効果が期待できる18歳未満の児童

【自己負担上限月額】

所得区分(医療保険の世帯単位)		更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続
一定所得以上	市町村民税所得割 235,000円以上(年収約833万円以上)	対象外	対象外	20,000円
中間所得2	市町村民税所得割 33,000円以上235,000円未満(年収:約400~833万円未満)	総医療費の1割又は高額療養費(医療保険)の自己負担限度額	10,000円	10,000円
中間所得1	市町村民税所得割 33,000円未満(年収約290~400万円未満)		5,000円	5,000円
低所得2	市町村民税非課税(低所得1を除く)	5,000円		
低所得1	市町村民税非課税(本人又は障害児の保護者の年収80.9万円以下)	2,500円		
生活保護	生活保護世帯	0円		

\*年収については、夫婦+障害者である子の3人世帯の粗い試算

出典：厚生労働省ホームページ「自立支援医療制度の概要」

4 利用者負担 「自立支援医療における患者負担の基本的な枠組み」PDF  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001507772.pdf>

#### ○「重度かつ継続」の範囲

①疾病、病状等から対象となる者

○更生医療・育成医療：心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、腎臓

## 8 障害者の自立支援

機能、小腸機能または免疫機能障害、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の者

○精神通院医療：統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者または集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者。  
医療保険の多数該当の者。

### (6) 補装具の制度 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

#### ア 補装具費の支給

補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費を支給します。

また、平成30年4月1日から、一部の補装具については、借受け（レンタル）に要した費用についても、補装具費の支給を行うこととなりました。

#### イ 補装具費の支給の仕組み

##### ①申請者が市町村へ補装具費支給申請

○市町村から更生相談所等（指定自立支援医療機関、保健所）へ意見照会、判定依頼

○市町村へ更生相談所等（指定自立支援医療機関、保健所）から意見書、判定書交付

##### ②市町村が補装具費支給決定（種目・金額）

○申請者が適切な業者の選定に必要な情報の提供

##### ③利用者と補装具製作（販売）業者が契約

○更生相談所等（指定自立支援医療機関、保健所）から補装具製作（販売）業者へ製作指導、適合判定

##### ④補装具製作（販売）業者から利用者へ製品の引渡し

##### ⑤利用者が補装具製作（販売）業者へ補装具の購入（修理）費支払い（100/100）

##### ⑥利用者が市町村に補装具費支払いの請求（90/100）

##### ⑦市町村から利用者へ補装具費の支給

※ なお、別途、市町村で設ける代理受領方式により、補装具業者が申請者に代わって補装具費を受領することも可能です。

#### ウ 補装具費支給制度の利用者負担

補装具費支給制度の利用者負担は、原則として定率（1割）となっています。

ただし、世帯の所得に応じて次の負担上限月額が設定されます。

世帯の収入状況	負担上限額
生活保護世帯に属する者	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

## 8 障害者の自立支援

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

また、こうした負担軽減措置を講じても、定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります（障害児を除く）。

### エ 補装具費の借受け制度

#### 対象となる要件

- 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

#### 対象となる種目

- 義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品
- 重度障害者用意思伝達装置の本体
- 歩行器
- 車載用姿勢保持装置

### (7) 障害児施設の利用者負担 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*---

障害児施設の利用者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

障害児施設の利用者負担は、原則として定率（1割）となっていますが、世帯の所得に応じて以下の区分の負担上限額が設定されています。

		所得区分	負担上限額
<b>一般2</b>		市町村民税課税世帯（一般1に該当する者を除く）	<b>37,200円</b>
<b>一般1</b>		市町村民税課税世帯（所得割28万円未満の者）	入所施設 <b>9,300円</b> 通園施設 <b>4,600円</b>
<b>低所得</b>	<b>低所得2</b>	市町村民税非課税世帯（低所得1に該当する者を除く）	<b>0円</b>
	<b>低所得1</b>	市町村民税非課税世帯のうち、本人の年収80万円以下	
<b>生活保護</b>		生活保護受給世帯	

(注) 福祉型の障害児施設について、食費・光熱水費は実費負担となります。

## 8 障害者の自立支援

医療型の障害児施設について、医療費は定率（1割）負担、食費は入院時食事療養費の標準負担額分の負担となります。

## 9 介護保険制度

### (1) 介護保険の対象者 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

#### ア 介護保険加入者

- (ア) 65歳以上の方（第1号被保険者）
- (イ) 40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）
- ※ 次の施設に入所している方は、介護保険の対象者とならない場合があります。  
詳しくはお住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。

障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設（生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けた場合）・障害者支援施設、児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設、児童福祉法第7条第2項に規定する指定医療機関、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設、国立ハンセン病療養所等、生活保護法に規定する救護施設、労働者災害補償保険法に規定する特別介護施設、障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護を行う施設

#### イ サービスの対象者

- (ア) 第1号被保険者  
寝たきり、認知症などで常に介護を必要とする方（要介護状態）  
常時の介護までは必要ないが家事や身じたく等の日常生活に支援が必要な方（要支援状態）
- (イ) 第2号被保険者  
加齢に伴う病気（以下①～⑯の特定疾病）によって介護等が必要な方
  - ①がん（がん末期）
  - ②関節リウマチ
  - ③筋萎縮性側索硬化症
  - ④後縦靭帯骨化症
  - ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
  - ⑥初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
  - ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
  - ⑧脊髄小脳変性症
  - ⑨脊柱管狭窄症
  - ⑩早老症（ウェルナー症候群等）
  - ⑪多系統萎縮症
  - ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
  - ⑬脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
  - ⑭閉塞性動脈硬化症
  - ⑮慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等）
  - ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

**窓 口** 市町村

## 9 介護保険制度

※ 介護保険制度と障害者福祉制度の適用関係について

65歳以上（または40歳から64歳までの特定疾病者）の介護保険加入者で障害のある方の場合、介護保険制度のサービスと障害者福祉制度のサービスとで共通するサービス（ホームヘルプサービス等）については、原則として介護保険制度のサービスを利用していただくことになります。

なお、介護保険制度にはない障害者サービスについては、障害者福祉制度によるサービスが利用できます。

### (2) 介護保険で利用できるサービス---\*---\*---\*---\*---\*---\*

	在宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
<b>要介護者</b>	訪問介護（ホームヘルプ） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション （デイケア） 居宅療養管理指導 （医師・歯科医師による訪問診療など） 通所介護 （デイサービス） 短期入所生活介護 （ショートステイ） 短期入所療養介護 （医療型ショートステイ） 特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム・ケアハウス等） 福祉用具の貸与・購入費の支給 住宅改修費の支給 （手すり、段差の解消など）	夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 認知症対応型共同生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） ※特別養護老人ホームへの入所は、原則要介護3以上の方に限定されます 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院
<b>要支援者</b>	上記のうち、訪問介護と通所介護は市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」で実施。	認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 （要支援2のみ）	※要支援者は施設サービスは利用できません。

**(3) 介護認定** ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*-

**ア 要介護認定申請**

介護の必要度（要介護度）の判定を受けるためには、市町村に要介護認定の申請をする必要があります。

**イ 要介護認定**

申請を行うと、市町村の職員または市町村の委託を受けた施設や事業所の職員（介護支援専門員）が本人の生活の場を訪問し、心身の状況などの調査をします。その調査結果とかかりつけ医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家からなる審査会で判定します。

認定されると申請日以降に利用したサービスについて給付が受けられます。

要介護認定は一定期間ごとに見直しがあります。また、重度または軽度になったときは、期間の途中でも変更申請ができます。

**(4) 介護サービスの利用者負担** ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*-

介護保険のサービスを利用した場合、利用者は利用料の1割（一定以上の所得がある方は2割又は3割）を負担します。施設入所の場合、居住費や食費なども利用者負担となります。

また、在宅サービスを利用する場合、要介護度（介護を必要とする程度）に応じて、介護保険から給付される上限額が決められています。

なお、利用者負担が高額になった場合は、所得の状況に応じて設定された上限額を超えた額が市町村より払い戻されます。

**※ 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業**

サービス利用者が平成18年4月1日以降に次の（ア）または（イ）のいずれかに該当することとなり、障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを利用し、利用者負担額を0円とすることで生活保護を必要としなくなる方は、負担額が全額免除（0%）となる場合があります。

（ア）65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（身体障害者ホームヘルプサービス、知的障害者ホームヘルプサービス、難病患者等ホームヘルプサービス及び精神障害者ホームヘルプサービスをいう。）を利用していた方であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となった方。

（イ）特定疾病によって生じた身体上または精神上的の障害が原因で、要介護または要支援の状態となった40歳から64歳までの方

※ 対象サービスは訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）です。

市町村

**(5) 介護保険料** ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----

**ア 65歳以上の方(第1号被保険者)**

第1号被保険者の保険料は、各市町村の介護サービス費をまかなえるよう算出された額をもとに、前年度の所得状況に応じた額になります。

第1号被保険者で年金額が一定以上の方は年金から天引きされます。それ以外の第1号被保険者は市町村からの請求に基づき個別に市町村に支払います。

**イ 40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方(第2号被保険者)**

第2号被保険者の保険料は加入している医療保険の算定方法により異なります。

第2号被保険者は、現在支払っている医療保険料と一括して支払います。

# 10 教育

## (1) 特別支援学級と通級指導教室による指導 ---\*---\*---\*---\*

### ア 特別支援学級における教育

小学校や中学校の特別支援学級では、子どもたちの障害の状態などに即した指導をするために、少人数で学級を編制しています。

埼玉県内の小学校や中学校には下記のような特別支援学級が設置されています。

(学級数は令和6年5月1日現在)

区 分	学 級 の 内 容
知的障害 特別支援学級 (1376学級)	知的発達に遅れがあり、他人との意思疎通に軽い困難があり、日常生活を営む上で一部の援助を必要とする子どもたちを対象にした学級です。 子どもたちの行動特性などに十分配慮して、日常生活の自立を促し、集団参加の能力を高めるように、様々な体験活動を通じた指導を行っています。
自閉症・情緒障害 特別支援学級 (1612学級)	自閉症及び心理的な要因により、社会的な適応が難しかったり、集団生活や学習活動において行動上に課題があったりする子どもたちを対象とした学級です。 各教科のほかに、個別指導や小集団で情緒の安定や円滑な対人関係を図ることや人とのやりとり、場に応じた適切な行動を身に付けるための指導を行っています。
弱視 特別支援学級 (14学級)	視覚の障害により学習面や生活面に制約を受けやすい子どもたちの学級です。 拡大文字の教材、照明など、一人一人の子どもの見え方に適した教材及び教具を工夫することにより学習環境を整え、触覚や聴覚を活用した指導を行っています。
病弱・身体虚弱 特別支援学級 (47学級)	持続的に生活規制を必要とする子どもたちを対象とした学級です。 健康状態の回復や改善と体力の向上を図るための教育を行っています。 病院内に分教室として設置される場合と小学校や中学校の中に設置される場合があります。
肢体不自由 特別支援学級 (48学級)	身体の障害により、日常生活において運動や動作に軽い困難がある子どもたちを対象とした学級です。 学習活動に支障がある運動や動作に応じた指導を行うとともに、心身の発達の状態を的確に把握し、少人数できめ細かく、一人一人の障害の状態に応じた指導を行っています。
難聴 特別支援学級 (11学級)	聴覚障害の程度が補聴器の使用によっても通常の会話における聞取りが部分的にできにくい子どもたちを対象にした学級です。 各教科のほかに、話し言葉の聞取りや表出に関することなど、聴覚の活用に関しての指導を行っています。

## 10 教 育

言語障害 特別支援学級 (3学級)	発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、コミュニケーションが円滑に進まない状況が著しい子どものための学級です。 児童生徒の興味・関心に即した活動を通して、児童生徒の気持ちをとまほぐしながら、それぞれのペースに合わせて正しい発音や楽に話す方法について指導を行っています。
-------------------------	---

**相談窓口** 市町村教育委員会または在籍する学校

### イ 通級指導教室における教育

大部分の授業を小・中学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を通級指導教室で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、年間35単位時間から280単位時間までを標準として、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行っています。

(教室数は令和6年5月1日現在)

区 分	教 室 の 内 容
難聴・言語障害 通級指導教室 (151教室)	通常の学級に在籍する、聴覚に障害のある子どもたちや構音障害、吃音、口蓋裂など言語に障害のある子どもたちを対象にした教育を行っています。 保有する聴力を活用するための補聴器の装用指導、発音や吃音の状態を改善する指導などを行っています。
発達障害・情緒障害 通級指導教室 (290教室)	通常の学級に在籍する、自閉症、情緒障害、LD、ADHDの子どもたちを対象とした教育を行っています。 場に応じた行動がとれるように、情緒の安定や円滑な対人関係を形成するための指導などを行っています。 なお、LD及びADHDの子どもたちは月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10単位時間から280単位時間までを標準として、指導を行っています。
肢体不自由 通級指導教室 (1教室)	通常の学級に在籍する、肢体不自由の子どもたちを対象とした教育を行っています。 学習時の姿勢や言語の表出、認知の特性に応じた指導など、身体の動きや環境の把握、コミュニケーションなどの改善・向上を図るための指導などを行っています。

**相談窓口** 市町村教育委員会

**(2) 特別支援学校**---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

《電話番号等各学校の詳細は、参照☞17章(4)(P.141~145)》

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準じた教育を行うとともに、障害の状態に応じた教育を行っています。

障害の区分	対象者と教育内容	設置部
視覚障害	<p>両眼の視力がおおむね0.3未満又は、視野が狭いなど視力以外の視機能に障害のある子どもたち</p> <p>○幼稚部 3歳から受け付けています。</p> <p>○高等部 普通科3年。それを終えて、専攻科3年があります。専攻科は、理療科(あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師養成課程)、保健理療科(あんま・マッサージ・指圧師養成課程)という職業専門教育を行っています。</p>	<p>幼稚部 小学部 中学部 高等部</p>
聴覚障害	<p>両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等を使用しても通常の話声を理解することが難しい子どもたち</p> <p>○幼稚部 3歳から受け付けています。 (3歳未満児には教育相談を行っています。)</p> <p>○高等部 普通科、産業工芸科、生活デザイン科(大宮ろう学園のみ)があります。さらに、大宮ろう学園には、専攻科として情報デザイン科(2年)が設置されています。</p>	<p>幼稚部 小学部 中学部 高等部</p>
病 弱	<p>隣接する病院に入院し、または通院している病気の子どもや身体の弱い子どもたち</p> <p>一人一人の病状や体力などに十分配慮した上で、ベッドサイドや病院内の指導教室、隣接の学校の教室などで小・中学校に準じた教育が行われています。病気の状態や入院期間、情緒面にも配慮しながら医療機関と連携して感覚や運動、言語など様々な指導を行っています。</p>	<p>小学部 中学部 高等部 (高等部は蓮田特別支援学校のみ)</p>
肢体不自由	<p>歩くことや身体を動かすことなどが難しい子どもたち</p> <p>施設設備面での配慮とともに、教材や教具を工夫し、情報教育機器なども活用しています。また、自分の意思や目的をもって身体を動かせるよう、感覚機能や運動機能などを向上させるための指導を行っています。さらに家庭や病院、施設などへ教員を派遣する「訪問教育」も行っています。</p>	<p>小学部 中学部 高等部</p>
知的障害	<p>知的発達に遅れのある子どもたち</p> <p>一人一人の発達を促し、その可能性を最大限にのばすことを目的としています。</p> <p>食事や着替え、排泄などの基本的な生活習慣やコミュニケーション指導、集団活動や作業活動についての指導が行われています。</p> <p>また、高等部では教科別の指導に加えて木工、窯業、農園芸などの作業学習や、卒業後の自立に向けた産業現場などでの実習などを実施しています。高等部単独校では、普通科や職業学科、高等学校内に特別支援学校の分校を設置しています。</p>	<p>小学部 中学部 高等部</p>

相談窓口 県教育委員会

**※訪問教育**

身体上の理由などのために通学や寄宿舎に入舎して教育を受けることが難しい子どもたちのために、特別支援学校では教員が家庭や児童福祉施設、病院などを訪問して教育を行っています。

また一ヶ月以上の入院が見込まれる病気療養児については、特別支援学校から教員を病院に派遣する本県独自の制度があります。

**内 容** おおむね週3回、各90分～100分（病気療養児の場合は2時間）、教員が訪問して、障害の状態や発達段階、特性など一人一人に応じた教育を行います。

**窓 口** 市町村教育委員会（病気療養児の場合は入院先の病院）  
または県教育委員会

**(3) 就学奨励費の支給** ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

教育の機会均等の趣旨にかんがみ、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒及び高等学校に就学する視覚障害のある生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ就学に要する経費の全部又は一部が下記のように支給されます。

〔就学に要する経費の内訳のあらまし〕

学校種別 (部別) 経費区分		特別支援学校					特別支援学級等		
		幼稚部	小学部	中学部	高等部		小学校	中学校	
					本 科	専攻科			
教科用図書購入費			(無 償)		○ (※)	○	(無 償)		
学 校 給 食 費		○	○	○	○	○	○	○	
交 通 費	通学費	本人	○	○	○	○	○	○	
		付添人	○	○小1-3 ◎小4-6	◎	◎	◎		
	帰省費	本人	○	○	○	○	○		
		付添人	○	○	○	◎	◎		
職場実習交通費				○	○	○		○	
交流学习交通費		○	○	○	○		○	○	
寄 宿 舎	寝 具 購 入 費		○	○	○	○			
	日用品等購入費		○	○	○	○	○		
	食 費		○	○	○	○	○		
修 学 旅	修 学 旅行費	本人		○	○	○		○	
		付添人		◎	◎	◎			
	校 外 活動費	本人	○	○	○	○		○	
		付添人	○	○小1-3	◎	◎			

## 10 教育

行 費	宿泊生活 訓練費	本人		◎小4-6					
		付添人		○	○	○		○	○
	職場実習宿泊費			○小1-3 ◎小4-6	◎	◎			
	学用品・通学用品購入費		○	○	○	○		○	○
	新入学児童生徒 学用品・通学用品購入費			○	○	○		○	○
	オンライン学習通信費			○	○	○	○	○	○

(※) 高等学校に就学する視覚障害のある生徒で、教科用図書に代わり、拡大教科用図書又は点字教科用図書を購入する際の購入費も対象となります。

- (注) 1 ○印は、各学部・学校ごとの補助対象となる経費です。  
 2 ◎印は、特別支援学校（肢体不自由）及び重度、重複障害児の場合に支給される経費です。  
 3 特別支援学級在籍者のほか、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する場合も支給対象となります。  
 4 学校教育法施行規則第140条の規定により、障害に応じた特別な指導を受けている児童生徒については、その通学に係る特別に要する交通費のみが支給対象となります。

### (4) 就学前の教育等 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----

#### ア 特別支援学校（埴保己一学園・ろう学園）幼稚部

- 対象者** (7) 埴保己一学園幼稚部 両眼の視力がおおむね0.3未満または視野が狭いなど視力以外の視機能に障害のある3歳以上の幼児  
 (イ) ろう学園幼稚部 両耳の聴力レベルがおおむね60dB以上で、補聴器等を使用しても通常の話声を理解することが難しい3歳以上の幼児
- 内容** (7) 聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、自分の身の回りのことを自分でできる力、教師や友だちと遊べる力、身近なものに興味関心を高めることができるように、基本的な生活習慣に関わる指導や遊びを中心に学習を進めています。  
 (イ) 保有する聴覚などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図ること、言葉を用いて人とかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたり態度を育てることができるように、基本的な生活習慣に関わる指導や遊びを中心に学習を進めています。

**窓口** 各学校 《電話番号等は、参照☞ 17章(4)(P.141)》

## イ 私立幼稚園等

- 対 象** (ア) 障害等のある幼児を受け入れている埼玉県内の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園  
(イ) こどもの発達や教育に関するカウンセリング等の事業を行う埼玉県内の私立幼稚園
- 内 容** (ア) 障害等のある幼児の私立幼稚園等への入園を促すため、障害等のある幼児を受け入れている幼稚園等に対して補助を行っています。  
(イ) 心理士など専門知識・経験を持つ者により地域の保護者や教職員を対象として、こどもの発達や教育に関するカウンセリング等の事業を行う私立幼稚園に対して補助を行っています。
- 窓 口** 県学事課 電話 048-830-2560 / FAX 048-830-4735

## ウ 障害児の保育

- 対象者** 集団保育が可能で、日々通所できる就学前の障害児  
保育所等の利用を希望する場合、お住いの市町村から保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- 内 容** 一部の保育所では、保育士の増員・加配を行うなどして、就学前の障害児を積極的に受け入れています。ただし、障害の程度によっては集団保育ができないと判断される場合もありますので、事前にお住いの市町村の窓口で御相談ください。
- 窓 口** 市町村保育担当課

## エ 障害児の放課後児童健全育成事業

- 対象者** 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童で、県内の特別支援学校小学部及び小学校に就学する障害のある児童
- 内 容** 一部の放課後児童クラブでは、専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置して、障害児を積極的に受け入れています。お住まいの市町村へ御相談ください。
- 窓 口** 市町村

## 11 NPO・ボランティア活動

### ア NPO・ボランティア活動とは

NPOとは、「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」の頭文字をとった略語で、一般的には、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称として使われています。また、ボランティア活動とは、個人が善意で行う個々の活動のことをいいます。

平成7年の阪神・淡路大震災においては、NPOやボランティアが機動的で柔軟な救援活動を迅速に行い、これを機に、NPOは多様化する社会のニーズに対して重要な役割を担うことが広く認識されることとなりました。平成10年には、特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、NPOに法人格を付与すること等によりNPO活動の健全な発展を促進する法制度が整備されました。

特定非営利活動法人（NPO法人）の設立の相談、申請書類等の提出先は、法人の主たる事務所の所在地を所管する担当機関（下記③）となります。また、下記①、②の県内の機関・団体等では、NPOやボランティアに関する相談や情報提供など様々な支援を行っています。

#### 窓 口

- ① 埼玉県ボランティア・市民活動センター（埼玉県社会福祉協議会内）  
電話 048-822-1435 / FAX 048-822-3078  
\* 県内のボランティアセンター等は、97～98ページをご覧ください。
- ② たまサポ（彩の国市民活動サポートセンター）（埼玉県県民活動総合センター内）  
電話 048-728-7116 / FAX 048-729-5091
- ③ 特定非営利活動法人（NPO法人）設立相談等窓口

担 当 機 関（所在地等）	担 当 地 域 等
共助社会づくり課（県庁第3庁舎3階） 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048(830)2823 FAX 048(830)4751	県内二以上の市町村に事務所を置き、主たる又は従たる事務所をさいたま市に置く法人 二以上の都道府県に事務所を置き、主たる事務所を埼玉県に置く法人
南部地域振興センター（川口地方庁舎2階） 〒332-0035 川口市西青木2-13-1 TEL 048(256)1110 FAX 048(257)0529	川口市、蕨市、戸田市
南西部地域振興センター（朝霞地方庁舎2階） 〒351-0025 朝霞市三原1-3-1 TEL 048(451)1110 FAX 048(451)1113	朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、 県内二以上の市町村に事務所を置き、主たる事務所を志木市に置く法人

11 NPO・ボランティア活動

<p><b>東部地域振興センター</b>（春日部地方庁舎1階） 〒344-0038 春日部市大沼1-76 TEL 048(737)1110 FAX 048(737)9958</p>	<p>春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、松伏町、 県内二以上の市町村に事務所を置き、主たる事務所を吉川市に置く法人</p>
<p><b>県央地域振興センター</b>（上尾地方庁舎1階） 〒362-0002 上尾市大字南239-1 TEL 048(777)1110 FAX 048(777)1166</p>	<p>鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町</p>
<p><b>川越比企地域振興センター</b> （ウエスタ川越公共施設棟4階） 〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 TEL 049(244)1247 FAX 049(243)1707</p>	<p>川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町</p>
<p><b>川越比企地域振興センター東松山事務所</b> （東松山地方庁舎1階） 〒355-0024 東松山市六軒町5-1 TEL 0493(24)1110 FAX 0493(23)8510</p>	<p>東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村</p>
<p><b>西部地域振興センター</b>（所沢地方庁舎2階） 〒359-0042 所沢市並木1-8-1 TEL 04(2993)1110 FAX 04(2993)1113</p>	<p>所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市</p>
<p><b>利根地域振興センター</b>（行田地方庁舎1階） 〒361-0052 行田市本丸2-20 TEL 048(555)1110 FAX 048(554)4442</p>	<p>行田市、羽生市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町、 県内二以上の市町村に事務所を置き、主たる事務所を加須市又は久喜市に置く法人</p>
<p><b>北部地域振興センター</b>（熊谷地方庁舎1階） 〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 TEL 048(578)4572 FAX 048(524)0770</p>	<p>熊谷市、深谷市、寄居町</p>
<p><b>北部地域振興センター本庄事務所</b>（本庄地方庁舎1階） 〒367-0026 本庄市朝日町1-4-6 TEL 0495(24)1110 FAX 0495(22)6500</p>	<p>美里町、神川町、上里町、 県内二以上の市町村に事務所を置き、主たる事務所を本庄市に置く法人</p>
<p><b>秩父地域振興センター</b>（秩父地方庁舎1階） 〒368-0042 秩父市東町29-20 TEL 0494(24)1110 FAX 0494(24)1741</p>	<p>秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町</p>
<p><b>さいたま市 市民協働推進課</b>（コムナーレ9階） 〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町11-1 TEL 048(813)6404 FAX 048(887)0164</p>	<p>さいたま市のみ に事務所を置く法人</p>
<p><b>加須市 市民協働推進課</b>（加須市役所本庁舎3階） 〒347-8501 加須市三俣2-1-1 TEL 0480(62)1111（内）346・349 FAX 0480(62)5981</p>	<p>加須市のみ に事務所を置く法人</p>
<p><b>本庄市 市民活動推進課</b>（本庄市役所本庁舎3階） 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 TEL 0495(25)1118 FAX 0495(22)0602</p>	<p>本庄市のみ に事務所を置く法人</p>

## 1.1 NPO・ボランティア活動

志木市 市民活動推進課（志木市役所第2庁舎1階） 〒353-0002 志木市中宗岡1-1-1 TEL 048(473)1111（内）2092 FAX 048(474)7009	志木市のみに事務所を置く法人
久喜市 市民生活課（久喜市役所本庁舎3階） 〒346-8501 久喜市下早見85-3 TEL 0480(22)1111（内）2625 FAX 0480(22)3319	久喜市のみに事務所を置く法人
吉川市 市民参加推進課（吉川市役所本庁舎2階） 〒342-8501 吉川市きよみ野1-1 TEL 048(982)9685 FAX 048(981)5392	吉川市のみに事務所を置く法人

### NPO・ボランティア活動に関する情報提供ホームページ

- 埼玉県共助の総合ポータルサイト(埼玉共助スタイル) <https://kyojo.saitamaken-npo.net/>
- 埼玉県NPO情報ステーション(NPOコバトンびん) <https://www.saitamaken-npo.net/>

#### イ 手話通訳者の養成

**内容** 聴覚障害者等の社会生活におけるコミュニケーションを保障するために手話通訳者の養成を行っています。

**窓口** 埼玉聴覚障害者情報センター  
電話 048-814-3353 / FAX 048-814-3354

#### ウ 要約筆記者の養成

**内容** 聴覚障害者等の社会生活におけるコミュニケーションを保障するために、パソコン、OHP等の器材を使って発言者の内容を要約して伝える要約筆記者の養成を行っています。

**窓口** 埼玉聴覚障害者情報センター  
電話 048-814-3353 / FAX 048-814-3354

#### エ 朗読奉仕員の養成

**内容** 視覚障害者の知識の向上、情報の収集等を図るため、録音図書等を作成する朗読奉仕員の養成を行っています。

**窓口**

- ・埼玉県立熊谷点字図書館  
電話 048-525-0777
- ・社会福祉法人埼玉県視覚障害者福祉センター  
電話 048-652-4824

#### オ 点訳奉仕員の養成

**内容** 点字により情報を入手している視覚障害者のために点訳奉仕員の養成を行っています。

**窓口**

- ・埼玉県立熊谷点字図書館  
電話 048-525-0777

## 1 1 NPO・ボランティア活動

- ・社会福祉法人埼玉県視覚障害者福祉センター  
電話 048-652-4824

### **カ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成**

**内 容** 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行っています。

**窓 口** NPO法人埼玉盲ろう者友の会  
電話 048-823-7080 / FAX 048-833-4004

### **キ パラスポーツ指導員の養成**

**内 容** パラスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、パラスポーツ指導員の養成を行っています。

**窓 口** 県スポーツ振興課  
電話 048-830-6998 / FAX 048-830-4967

## ク 県内ボランティアセンター等一覧

(※アイウエオ順)

令和7年4月1日現在

ボランティアセンター 設置社会福祉協議会	郵便番号	所在地	電話	F A X
上尾市ボランティアセンター	362-0011	上尾市大字平塚 724	048-773-7155	048-772-8647
朝霞市 //	351-8560	朝霞市大字浜崎 51 - 1	048-486-2485	048-486-2418
伊奈町 //	362-0809	北足立郡伊奈町中央 1-93	048-722-9990	048-723-6575
入間市 //	358-0003	入間市豊岡 4 - 2 - 2	04-2964-0486	04-2963-1072
小鹿野町 //	368-0105	秩父郡小鹿野町小鹿野 300	0494-75-4181	0494-75-4561
小川町 //	355-0327	比企郡小川町腰越 618	0493-74-3461	0493-74-3462
桶川市 //	363-0012	桶川市末広 2-8-8	048-728-2221	048-728-2313
越生町 //	350-0416	入間郡越生町大字越生 908 - 12	049-292-2977	049-292-5616
春日部市 //	344-0067	春日部市中央 2 - 24 - 1	048-762-1081	048-752-3716
加須市 //	347-0033	加須市下高柳 1932-1	0480-62-6451	0480-62-6546
神川町 //	367-0245	児玉郡神川町大字植竹 900-1	0495-74-1188	0495-71-8081
上里町 //	369-0306	児玉郡上里町七本木 5591	0495-33-4232	0495-33-4248
川口市 //	332-0015	川口市川口 1 - 1 - 1	048-227-7640	048-227-7641
川越市 //	350-0036	川越市小仙波町 2 - 50 - 2	049-225-5703	049-226-7666
川島町 //	350-0131	比企郡川島町大字平沼 1175	049-297-7111	049-297-7112
北本市 //	364-0034	北本市高尾 1 - 180	048-593-2961	048-592-9442
行田市 //	361-0002	行田市大字酒巻 1737 - 1	048-557-5400	048-557-5411
久喜市 //	346-0011	久喜市青毛 753 - 1	0480-23-2526	0480-24-1761
熊谷市 //	360-0042	熊谷市本町 1 - 9 - 1	048-525-8745	048-528-0005
鴻巣市 //	365-0062	鴻巣市箕田 4211 - 1	048-597-2100	048-597-2102
越谷市 //	343-0813	越谷市越ヶ谷 4 - 1 - 1	048-966-3211	048-966-7195
さいたま市 //	330-0061	さいたま市浦和区常盤 9 - 30 - 22	048-835-3111	048-835-1222
坂戸市 //	350-0212	坂戸市大字石井 2327 - 6	049-283-1597	049-289-3911
幸手市 //	340-0152	幸手市大字天神島 1030 - 1	0480-43-3277	0480-40-1460
狭山市 //	350-1305	狭山市入間川 2 - 4 - 13	04-2954-0294	04-2954-4343
志木市 //	353-0001	志木市上宗岡 1 - 5 - 1	048-474-6508	048-475-0014
白岡市 //	349-0215	白岡市千駄野 445	0480-92-1746	0480-92-1581
杉戸町 //	345-0024	北葛飾郡杉戸町堤根 4742 - 1	0480-32-7402	0480-36-1687
草加市 //	340-0013	草加市松江 1 - 1 - 32	048-932-6772	048-932-6779
秩父市 //	368-0033	秩父市野坂町 1 - 13 - 14	0494-22-1514	0494-22-4815
鶴ヶ島市 //	350-2217	鶴ヶ島市三ツ木 16 - 1	049-271-6011	049-287-0557
ときがわ町 //	355-0356	比企郡ときがわ町大字関堀 145-2	0493-65-1536	0493-65-4820
所沢市 //	359-1112	所沢市泉町 1861-1	04-2925-0041	04-2925-3419
戸田市 //	335-0022	戸田市大字上戸田 5-6	048-442-0309	048-442-3996

1 1 NPO・ボランティア活動

(※アイウエオ順)

令和7年4月1日現在

ボランティアセンター 設置社会福祉協議会	郵便番号	所在地	電話	F A X
長瀬町 //	369-1304	秩父郡長瀬町大字本野上 1021	0494-66-1139	0494-66-3725
滑川町 //	355-0811	比企郡滑川町羽尾 2440 - 1	0493-56-6345	0493-56-6349
新座市 //	352-0011	新座市野火止 1 - 9 - 63	048-480-5705	048-481-3488
蓮田市 //	349-0121	蓮田市関山 4-5-6	048-769-7111	048-768-1815
鳩山町 //	350-0324	比企郡鳩山町大字大豆戸 183 - 5	049-296-5296	049-296-3866
羽生市 //	348-8601	羽生市東 6 - 15	048-561-1121	048-562-2151
飯能市 //	357-0021	飯能市大字双柳 371 - 13	042-973-0022	042-973-8941
東秩父村 //	355-0375	秩父郡東秩父村大字御堂 369	0493-82-1238	0493-81-5326
東松山市 //	355-0014	東松山市松本町 1 - 7 - 8	0493-23-1251	0493-23-8898
日高市 //	350-1235	日高市大字楡木 201	042-985-9100	042-985-1411
深谷市 //	366-0823	深谷市本住町 12 - 8	048-573-6563	048-573-0806
富士見市 //	354-0021	富士見市大字鶴馬 1932 - 7	049-254-0747	049-255-4374
ふじみ野市 //	356-0011	ふじみ野市福岡 1 - 1 - 1	049-264-7212	049-264-9440
本庄市 //	367-0052	本庄市銀座 1 - 1 - 1	0495-24-2755	0495-21-5516
松伏町 //	343-0111	北葛飾郡松伏町松伏 357	048-991-2700	048-991-5341
三郷市 //	341-0041	三郷市花和田 638 - 1	048-953-4191	048-953-4192
美里町 //	367-0112	児玉郡美里町木部 574	0495-76-3601	0495-75-1110
皆野町 //	369-1623	秩父郡皆野町大字大淵 103 - 1	0494-62-4615	0494-63-1577
宮代町 //	345-0817	南埼玉郡宮代町字西原 278	0480-32-8199	0480-32-8299
三芳町 //	354-0041	入間郡三芳町藤久保 1100 - 1	049-258-0122	049-258-0180
毛呂山町 //	350-0436	入間郡毛呂山町川角 303-3	049-295-0601	049-295-0603
八潮市 //	340-0802	八潮市大字鶴ヶ曾根 414 - 1	048-995-3636	048-995-5287
横瀬町 //	368-0072	秩父郡横瀬町大字横瀬 1240	0494-22-7380	0494-24-7289
吉川市 //	342-0055	吉川市吉川 2 - 1 - 1	048-981-7559	048-981-8719
吉見町 //	355-0118	比企郡吉見町大字下細谷 1216 - 1	0493-54-5228	0493-54-6905
寄居町 //	369-1221	大里郡寄居町大字保田原 301	048-581-8523	048-581-8544
嵐山町 //	355-0221	比企郡嵐山町大字菅谷 487-1	0493-62-0722	0493-62-0727
和光市 //	351-0104	和光市南 1 - 23 - 1	048-452-7606	048-452-7606
蕨市 //	335-0005	蕨市錦町 3 - 3 - 27	048-433-1915	048-433-1915
埼玉県ボランティア・市民 活動センター	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷 4 - 2 - 65	048-822-1435	048-822-3078

## 12 埼玉県の障害者の現状について

### (1) 身体障害者 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

身体障害者手帳所持者数は、令和7年3月末現在で195,415人です。

【内訳】

障害種別	手帳所持者数	割合
視覚障害	14,172人	7.3%
聴覚・平衡機能障害	17,215人	8.8%
音声・言語・そしゃく機能障害	2,735人	1.4%
肢体不自由	88,579人	45.3%
内部障害	72,714人	37.2%
心臓機能障害	34,751人	17.8%
じん臓機能障害	21,881人	11.2%
呼吸器機能障害	2,060人	1.1%
ぼうこう・直腸機能障害	11,460人	5.9%
小腸機能障害	152人	0.1%
免疫機能障害	1,831人	0.9%
肝臓機能障害	579人	0.3%

これまでの推移は107ページの「身体障害者手帳所持者数の推移」のとおりです。

### (2) 知的障害者 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

療育手帳所持者数は、令和7年3月末現在で60,703人です。

【内訳】

程度	表示	手帳所持者数	割合
重度	㊤	11,211人	18.5%
	A	12,477人	20.6%
中度	B	16,848人	27.8%
軽度	C	20,167人	33.2%

これまでの推移は109ページの「療育手帳所持者数の推移」のとおりです。

### (3) 精神障害者 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

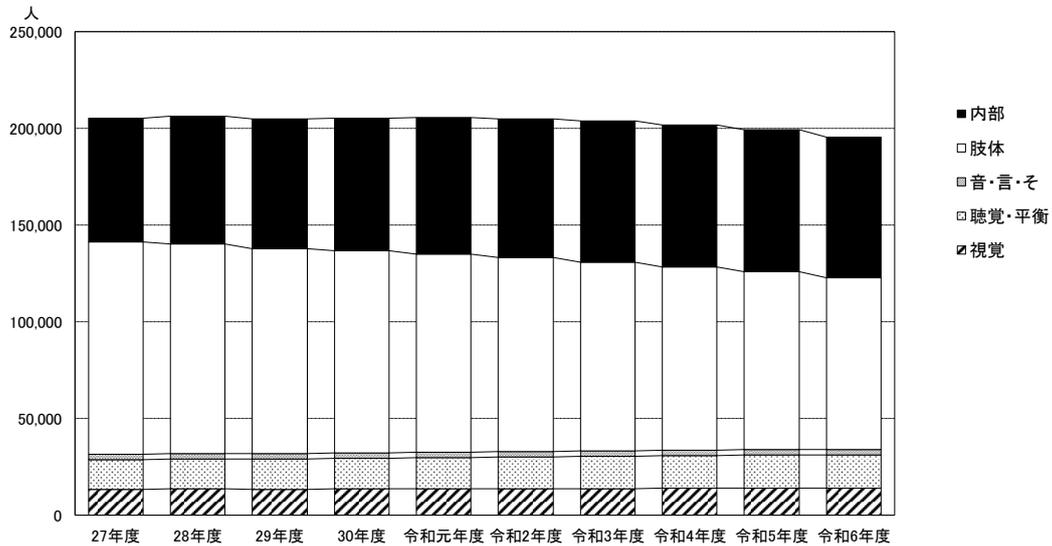
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和7年3月末現在で88,420人です。

【内訳】

程度	手帳所持者数	割合
1級	6,331人	7.2%
2級	51,310人	58.0%
3級	30,779人	34.8%

これまでの推移は110ページの「精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移」のとおりです。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移(障害種類別)



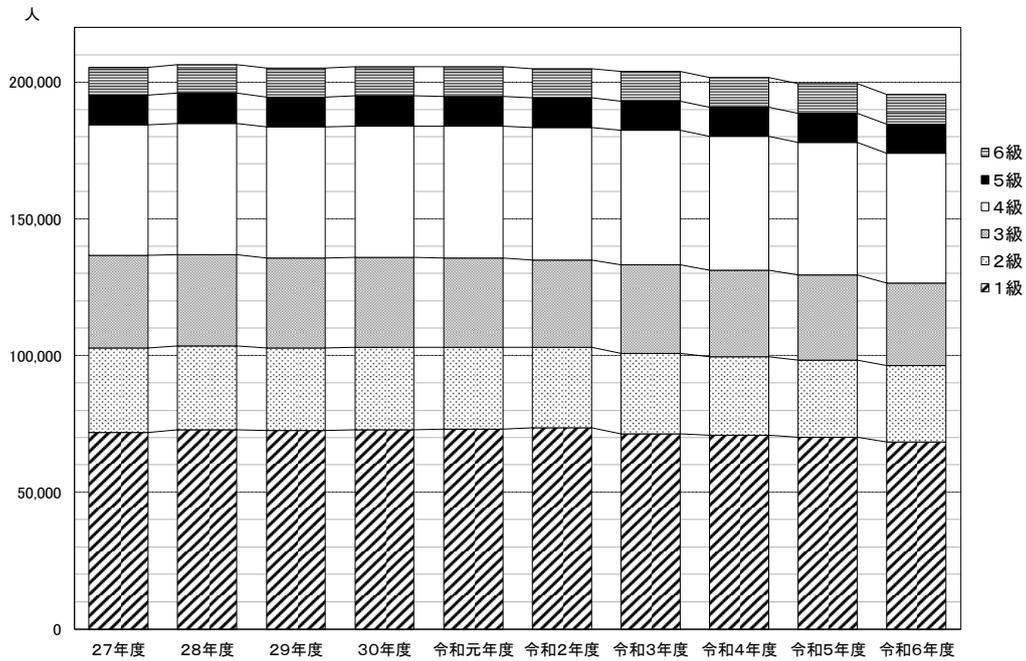
障害種類	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
視覚障害	13,566 6.6%	13,669 6.6%	13,586 6.6%	13,684 6.7%	13,801 6.7%	13,860 6.8%	13,920 6.8%	14,060 7.0%	14,191 7.1%	14,172 7.3%
聴覚・平衡機能障害	15,087 7.4%	15,467 7.5%	15,627 7.6%	15,858 7.7%	16,102 7.8%	16,350 8.0%	16,571 8.1%	16,774 8.3%	17,062 8.6%	17,215 8.8%
音声・言語・そしゃく機能障害	2,771 1.4%	2,801 1.4%	2,787 1.4%	2,817 1.4%	2,798 1.4%	2,834 1.4%	2,815 1.4%	2,796 1.4%	2,790 1.4%	2,735 1.4%
肢体不自由	109,881 53.5%	108,477 52.6%	106,013 51.7%	104,324 50.8%	102,388 49.8%	100,114 48.8%	97,632 47.9%	94,883 47.0%	91,882 46.1%	88,579 45.3%
内部障害	63,945 31.2%	65,816 31.9%	66,960 32.7%	68,791 33.5%	70,453 34.3%	71,796 35.0%	72,945 35.8%	73,174 36.3%	73,523 36.9%	72,714 37.2%
合計	205,250	206,230	204,973	205,474	205,542	204,954	203,883	201,687	199,448	195,415

注 1 上段:実数(人)

下段:構成比(%)※(小数点以下を四捨五入しているため100%とならない場合がある。)

2 手帳所持者数は各年度末

■ 身体障害者手帳所持者数の推移(障害程度別)



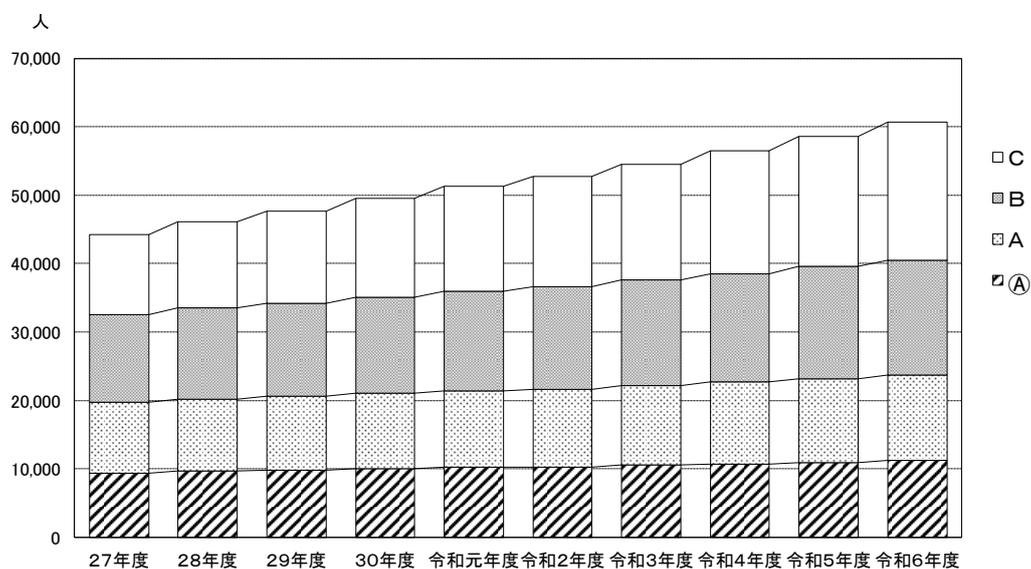
等級	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 級	71,877 35.0%	72,808 35.3%	72,545 35.4%	72,953 35.5%	73,158 35.6%	73,501 35.9%	71,441 35.0%	70,849 35.1%	70,073 35.1%	68,483 35.0%
2 級	30,858 15.0%	30,634 14.9%	30,242 14.8%	30,055 14.6%	29,823 14.5%	29,495 14.4%	29,450 14.4%	28,762 14.3%	28,350 14.2%	27,816 14.2%
3 級	33,826 16.5%	33,417 16.2%	32,950 16.1%	32,811 16.0%	32,591 15.9%	32,000 15.6%	32,285 15.8%	31,659 15.7%	31,033 15.6%	30,205 15.5%
4 級	47,709 23.2%	47,912 23.2%	47,749 23.3%	48,089 23.4%	48,262 23.5%	48,270 23.6%	49,101 24.1%	48,809 24.2%	48,405 24.3%	47,537 24.3%
5 級	10,978 5.4%	11,154 5.4%	11,086 5.4%	10,986 5.3%	10,935 5.3%	10,899 5.3%	10,774 5.3%	10,701 5.3%	10,624 5.3%	10,442 5.3%
6 級	10,002 4.9%	10,305 5.0%	10,401 5.1%	10,580 5.1%	10,773 5.2%	10,789 5.3%	10,832 5.3%	10,907 5.4%	10,963 5.5%	10,932 5.6%
総 数	205,250	206,230	204,973	205,474	205,542	204,954	203,883	201,687	199,448	195,415

注 1 上段:実数(人)

下段:構成比(%)※(小数点以下を四捨五入しているため100%とならない場合がある。)

2 手帳所持者数は各年度末

## 療育手帳所持者数の推移



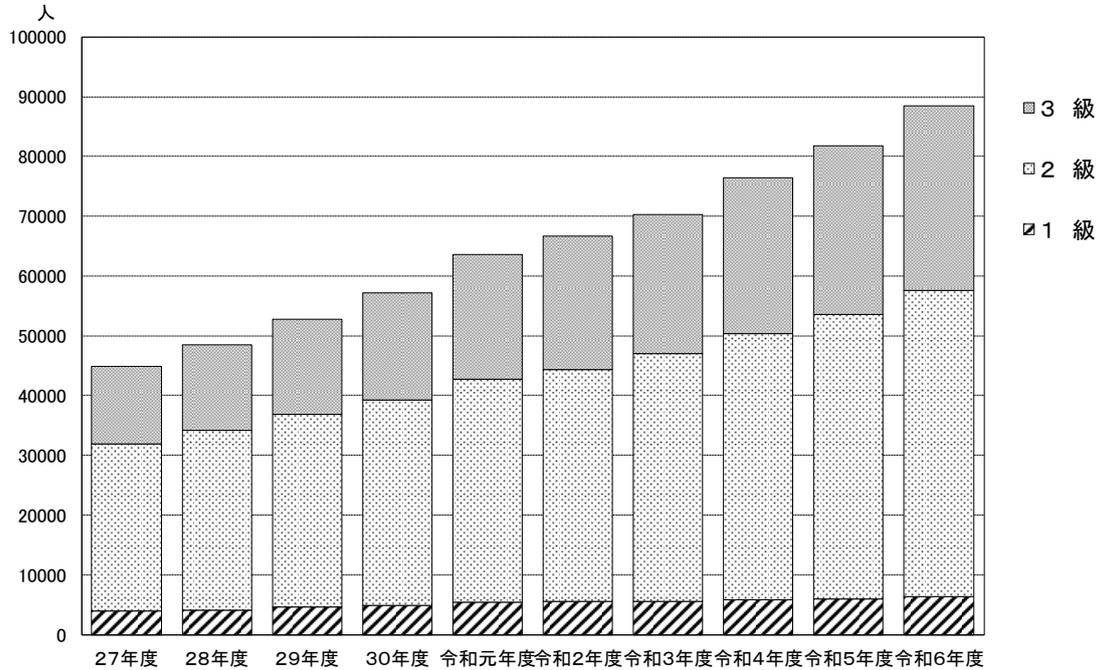
	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
Ⓐ	9,412 21.3%	9,676 21.0%	9,863 20.7%	10,085 20.3%	10,225 19.9%	10,286 19.5%	10,583 19.4%	10,740 19.0%	10,962 18.7%	11,211 18.5%
A	10,291 23.3%	10,533 22.8%	10,736 22.5%	10,939 22.1%	11,124 21.7%	11,286 21.4%	11,602 21.3%	11,948 21.1%	12,247 20.9%	12,477 20.6%
B	12,848 29.0%	13,286 28.8%	13,584 28.5%	14,097 28.4%	14,587 28.5%	15,004 28.5%	15,391 28.2%	15,846 28.0%	16,401 28.0%	16,848 27.8%
C	11,692 26.4%	12,629 27.4%	13,528 28.4%	14,437 29.1%	15,335 29.9%	16,152 30.6%	16,944 31.1%	17,962 31.8%	18,992 32.4%	20,167 33.2%
合計	44,243	46,124	47,711	49,558	51,271	52,728	54,520	56,496	58,602	60,703

注 1 上段:実数(人)

下段:構成比(%)※(小数点以下を四捨五入しているため100%とならない場合がある。)

2 手帳所持者数は各年度末

## ■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1 級	3,952 8.8%	4,128 8.5%	4,614 8.7%	4,938 8.6%	5,369 8.4%	5,493 8.2%	5,579 7.9%	5,865 7.7%	6,000 7.3%	6,331 7.2%
2 級	27,988 62.4%	30,047 61.9%	32,283 61.1%	34,299 60.0%	37,335 58.7%	38,897 58.3%	41,382 58.9%	44,507 58.3%	47,591 58.2%	51,310 58.0%
3 級	12,921 28.8%	14,361 29.6%	15,918 30.1%	17,927 31.4%	20,874 32.8%	22,341 33.5%	23,349 33.2%	26,011 34.1%	28,211 34.5%	30,779 34.8%
合 計	44,861	48,536	52,815	57,164	63,578	66,731	70,310	76,383	81,802	88,420

注 1 上段:実数(人)

下段:構成比(%)※(小数点以下を四捨五入しているため100%とならない場合がある。)

- 2 手帳所持者数は各年度末
- 3 精神障害者保健福祉手帳制度は平成7年10月に創設された。
- 4 手帳の有効期限は2年間で、2年ごとに障害の状態を再認定し、更新することになる。

## 13 障害程度

### (1) 身体障害者程度等級表---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

#### ア 視覚障害（平成30年7月より認定基準変更）

級別	視 覚 障 害	
	(視 力 障 害)	(視 野 障 害)
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	
2 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3 周辺視野角度（I/4指標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2指標による。以下同じ。）が28度以下もの 4 両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。）	2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	

### 13 障害程度

#### イ 聴覚・平衡機能障害

級別	聴覚障害	平衡機能障害
1級		
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	
3級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害
4級	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	
5級		平衡機能の著しい障害
6級	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	

#### ウ 音声・言語・そしゃく機能障害

級別	音声・言語機能障害、そしゃく機能障害
1級	
2級	
3級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5級	
6級	

#### エ 肢体不自由（上肢）

級別	上		肢
	(全体、各関節)	(欠損)	(手指)
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢を手関節以上で欠くもの	
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 4 1上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの	

### 1.3 障害程度

3級	3 1上肢の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 4 1上肢のすべての指を欠くもの	2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 5 1上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4級	3 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの	2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 7 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害
5級	2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害	3 1上肢のおや指を欠くもの	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 4 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害
6級		2 ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの	1 1上肢のおや指の機能の著しい障害 3 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの
7級	1 1上肢の機能の軽度の障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害	5 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの	3 1上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 6 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

#### オ 肢体不自由（下肢・体幹）

級別	下 肢		体 幹
	(全体、各関節、足指)	(欠損、短縮)	
1級	1 両下肢の機能を全廃したもの	2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 両下肢の機能の著しい障害	2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの

### 1.3 障害程度

3級	3 1 下肢の機能を全廃したものの	1 両下肢をショーパー関節以上で欠くもの 2 1 下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 4 1 下肢の機能の著しい障害 5 1 下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 3 1 下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 6 1 下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	1 1 下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 1 下肢の足関節の機能を全廃したもの	3 1 下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	2 1 下肢の足関節の機能の著しい障害	1 1 下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	
7級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 1 下肢の機能の軽度の障害 3 1 下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 5 1 下肢のすべての指の機能を全廃したもの	4 1 下肢のすべての指を欠くもの 6 1 下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	

#### カ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

級別	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 (脳原性運動機能障害)	
	上肢機能	移動機能
1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの
4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

### 13 障害程度

5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

#### ※備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級においては2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

#### キ 心臓機能障害

級別	心 臓 機 能 障 害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2 級	
3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

### 13 障害程度

#### ク じん臓機能障害

級別	じん臓機能障害
1級	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	
3級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

#### ケ 呼吸器機能障害

級別	呼吸器機能障害
1級	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	
3級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

#### コ ぼうこう・直腸機能障害

級別	ぼうこう又は直腸の機能障害
1級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	
3級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

## サ 小腸機能障害

級別	小 腸 機 能 障 害
1 級	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
2 級	
3 級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

## シ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

級別	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
1 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

## ス 肝臓機能障害

級別	肝 臓 機 能 障 害
1 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4 級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

**(2) 知的障害者障害の程度**---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

程度	表示	障害の状態
重度	Ⓐ	<p>A(重度)のうち、次のいずれかに該当する程度のもの</p> <p>(1) 知能指数がおおむね20以下に該当する程度のもの</p> <p>(2) 知能指数がおおむね35以下で、次に掲げる身体障害が合併しているもの</p> <p>ア 視覚障害(両眼の視力の和が0.03又は0.04)</p> <p>イ 聴覚障害(聴力レベル100デシベル以上)</p> <p>ウ 両上肢機能障害(次の2つ以上が要介助) ①食事 ②洗面 ③排泄の処理 ④衣服の着脱</p> <p>エ 両下肢機能障害(次の1つ以上が要介助) ①階段の昇降 ②室内の歩行</p> <p>オ 体幹機能障害(次の2つ以上が要介助) ①座位の保持 ②起立保持 ③立ち上り</p>
	A	<p>(1) 知能指数がおおむね35以下で、次のいずれかに該当する程度のもの</p> <p>ア 食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの</p> <p>イ 頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、多寡動その他常時注意と指導を必要とする行動が認められるもの</p> <p>(2) 知能指数がおおむね50以下で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく障害等級が1級、2級又は3級に相当するもの</p>
中度	B	<p>知能指数がおおむね50以下であって、食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に一部介助を必要とし、社会生活への適応が困難である程度のもの</p>
軽度	C	<p>知能指数がおおむね70以下であって、社会生活への適応に適切な援助が必要である程度のもの</p>

**(3) 精神障害者保健福祉手帳障害等級**---\*---\*---\*---\*---\*---

等級	障害の状態
1級	精神障害であって、日常の用を弁ずる事を不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

## 14 障害者差別の解消

### (1) 障害者差別解消法 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*

この法律は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

#### 差別の禁止

障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることや合理的配慮の不提供により、障害者の権利利益を侵害してはなりません。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関、 地方公共団体等	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	法的義務*

\*令和6年4月1日から「法的義務」となりました。

不当な差別的取扱い…正当な理由なく障害があることを理由にサービスなどの提供を拒否したり、障害のない人には付けない条件を付けたりすること。

合理的配慮の提供……障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

### (2) 相談窓口 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*

県及び市町村に障害者差別に関する相談窓口を設置しています。

市町村名	名称	電話番号	FAX 番号
さいたま市	西区障害者生活支援センター (ゆめの園)	048-623-1768	048-622-8807
さいたま市	北区障害者生活支援センター (みぬま)	048-796-5705	048-796-5706
さいたま市	北区障害者生活支援センター (ベルベッキオ)	048-661-7092	048-661-7093
さいたま市	大宮区障害者生活支援センター (みぬま)	048-650-6460	048-795-4721
さいたま市	大宮区障害者生活支援センター (やどかり)	048-795-4720	048-795-4721

#### 1.4 障害者差別の解消

市町村名	名称	電話番号	FAX 番号
さいたま市	見沼区障害者生活支援センター（来人）	048-682-0677	048-682-0670
さいたま市	見沼区障害者生活支援センター（やどかり）	048-682-1101	048-687-0517
さいたま市	中央区障害者生活支援センター（来夢）	048-859-7231	048-852-3276
さいたま市	桜区障害者生活支援センター（さくらとぴあ）	048-783-7800	048-783-7799
さいたま市	浦和区障害者生活支援センター（むつみ）	048-824-3640	048-793-6376
さいたま市	浦和区障害者生活支援センター（やどかり）	048-793-6373	048-793-6376
さいたま市	南区障害者生活支援センター（あみ〜ご）	048-866-5098	048-866-5128
さいたま市	南区障害者生活支援センター（社協ひまわり）	048-710-8105	048-864-0570
さいたま市	緑区障害者生活支援センター（ぶどうの木）	048-829-9381	048-829-9382
さいたま市	岩槻区障害者生活支援センター（ささぼし）	048-793-4701	048-793-4702
さいたま市	西区役所健康福祉部支援課	048-620-2662	048-620-2766
さいたま市	北区役所健康福祉部支援課	048-669-6062	048-669-6166
さいたま市	大宮区役所健康福祉部支援課	048-646-3062	048-646-3166
さいたま市	見沼区役所健康福祉部支援課	048-681-6062	048-681-6166
さいたま市	中央区役所健康福祉部支援課	048-840-6062	048-840-6166
さいたま市	桜区役所健康福祉部支援課	048-856-6172	048-856-6276
さいたま市	浦和区役所健康福祉部支援課	048-829-6143	048-829-6239
さいたま市	南区役所健康福祉部支援課	048-844-7172	048-844-7276
さいたま市	緑区役所健康福祉部支援課	048-712-1172	048-712-1276

#### 1.4 障害者差別の解消

市町村名	名称	電話番号	FAX 番号
さいたま市	岩槻区役所健康福祉部支援課	048-790-0163	048-790-0266
川越市	障害者福祉課	049-224-6307	049-225-3033
熊谷市	障害福祉課	048-524-1451	048-524-8790
川口市	障害福祉課	048-259-7926	048-259-7943
行田市	福祉課	048-556-1111	048-554-6701
秩父市	障がい者福祉課	0494-27-7331	0494-27-7336
所沢市	障害福祉課	04-2998-9116	04-2998-1147
所沢市	こども福祉課	04-2998-9223	04-2998-9035
所沢市	健康管理課 こころの健康支援室	04-2991-1812	04-2995-1178
所沢市	所沢市基幹相談支援センター	04-2929-1705	04-2923-4780
所沢市	さぼっと	04-2992-7888	04-2935-3555
所沢市	相談支援事業所こみゅーと	04-2008-3244	04-2924-3366
所沢市	地域生活支援センター 所沢どんぐり	04-2993-8585	04-2993-8585
飯能市	障害福祉課	042-986-5072	042-986-5074
加須市	障がい者福祉課	0480-62-1111	0480-61-4281
本庄市	障害福祉課	0495-25-1125	0495-23-1963
東松山市	障害者福祉課	0493-21-1452	0493-24-6066
春日部市	障がい者支援課	048-736-1131	048-733-0220
狭山市	障がい者福祉課	04-2953-1111	04-2952-0615
羽生市	社会福祉課	048-561-1121	048-560-3073
鴻巣市	障がい福祉課	048-541-1321	048-541-1328
深谷市	障害福祉課	048-571-1011	048-574-6667
上尾市	障害福祉課	048-775-5122	048-776-8872
草加市	障がい福祉課	048-922-1436	048-922-1153
草加市	こども政策課	048-922-1483	048-922-3274
越谷市	障害福祉課	048-967-5137	048-963-9171
越谷市	子ども福祉課	048-963-9172	048-963-3987
蕨市	福祉総務課	048-433-7754	048-444-2949
戸田市	障害福祉課	048-441-1800	048-444-5588
戸田市	戸田市障害者基幹相談支援センター	048-446-6785	048-432-8298
入間市	障害者支援課	04-2964-1111	04-2964-3665
朝霞市	障害福祉課	048-463-1599	048-463-1025

#### 1.4 障害者差別の解消

市町村名	名称	電話番号	FAX 番号
志木市	共生社会推進課	048-473-1449	048-471-7092
和光市	障害福祉課	048-424-9123	048-466-1473
新座市	障がい者福祉課	048-424-8180	048-482-7725
桶川市	障害福祉課	048-786-3211	048-788-4936
久喜市	障がい者福祉課	0480-22-1111	0480-22-3319
久喜市	菖蒲行政センター菖蒲福祉係	0480-85-1111	0480-85-6840
久喜市	栗橋行政センター栗橋福祉係	0480-53-1111	0480-52-6027
久喜市	鷺宮行政センター鷺宮福祉係	0480-58-1111	0480-58-7019
北本市	障がい福祉課	048-594-5535	048-593-2862
八潮市	障がい福祉課	048-996-2111	048-997-5300
富士見市	障がい福祉課	049-251-2711	049-251-1025
三郷市	障がい福祉課	048-930-7778	048-953-7785
蓮田市	障がい者支援課	048-768-3111	048-769-0684
坂戸市	障害者福祉課	049-283-1331	049-283-1673
幸手市	社会福祉課	0480-42-8435	0480-43-5600
鶴ヶ島市	障害者福祉課	049-271-1111	049-271-1190
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市生活サポートセンター	049-277-4116	049-287-0557
鶴ヶ島市	権利擁護支援センター	049-277-3317	049-287-0557
日高市	障がい福祉課	042-989-2111	042-985-4444
吉川市	障がい福祉課	048-982-9530	048-981-5392
ふじみ野市	障がい福祉課	049-262-9032	049-263-7119
白岡市	福祉課	0480-92-1111	0480-93-5037
伊奈町	社会福祉課	048-721-2111	048-721-2137
三芳町	福祉課	049-274-1026	049-274-1051
毛呂山町	福祉課	049-295-2112	049-295-2126
越生町	健康福祉課	049-292-3121	049-292-6405
滑川町	福祉課	0493-56-2056	0493-56-2448
嵐山町	福祉課	0493-62-0716	0493-62-0713
小川町	健康福祉課	0493-72-1221	0493-74-2341
川島町	健康福祉課	049-299-1756	049-297-6087
吉見町	長寿福祉課	0493-63-5012	0493-54-4970
鳩山町	長寿福祉課	049-296-1241	049-296-3390
ときがわ町	福祉課	0493-65-0813	0493-65-3796
横瀬町	福祉介護課	0494-25-0116	0494-21-5155

#### 1.4 障害者差別の解消

市町村名	名称	電話番号	FAX 番号
皆野町	福祉課	0494-62-1233	0494-62-2791
長瀬町	福祉介護課	0494-69-1105	0494-66-3564
小鹿野町	福祉課	0494-75-4109	0494-75-4710
東秩父村	住民福祉課	0493-82-1226	0493-82-1562
美里町	介護福祉課	0495-76-5132	0495-76-0909
神川町	町民福祉課	0495-77-2112	0495-77-2117
上里町	町民福祉課	0495-35-1224	0495-33-2429
寄居町	福祉課	048-581-2121	048-581-9160
宮代町	福祉課	0480-34-1111	0480-34-3396
杉戸町	福祉課	0480-33-1111	0480-33-4561
松伏町	いきいき福祉課	048-991-1877	048-991-3600
埼玉県	埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター	048-822-1297	048-822-1406

## 15 障害者虐待の防止

### (1) 障害者虐待防止法 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----

#### (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

平成24年10月に施行され、障害者の尊厳を守り虐待を防ぐための法律です。障害者虐待を「養護者による虐待」、「障害者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者による虐待」と定義するとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を課しているところが特徴です。

#### 通報義務（第7条、第16条、第22条）

- ・ 養護者や施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- ・ 職場における（使用者による）虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

### (2) 障害者虐待とは ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----

#### ・ 身体的虐待

身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり、正当な理由なく身体を縛ること。  
 (具体例) 平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物などを口に入れる、必要のない身体拘束をする（ベッドや椅子に縛り付ける、部屋に閉じ込めるなど）

#### ・ 性的虐待

無理やりわいせつな行為をしたり、させたりすること。  
 (具体例) 性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする（裸の写真を撮る）、キスする、わいせつな言葉を発する、わいせつな映像等を見せる

#### ・ 心理的虐待

暴言や拒絶するような対応、不当な差別や言動により精神的な苦痛を与えること。  
 (具体例) 侮辱する言葉を発する、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格をおとしめる扱いをする

#### ・ 放棄・放置（ネグレクト）

食事や入浴・排せつなどの世話や介助をほとんどせずに衰弱させること。  
 必要な福祉サービスを受けさせないこと。ほかの障害者からの虐待を放置し養護すべき義務を著しく怠ること。  
 (具体例) 食事や水分を十分に与えない、あまり入浴をさせない、排せつの介助をしない、汚れた服を着させ続ける

## 1.5 障害者虐待の防止

### ・ 経済的虐待

本人の同意なしに年金や財産を処分すること。また、理由なく金銭を与えないこと。  
(具体例) 障害者本人の年金や賃金を渡さない、同意なしに財産や預貯金を処分・運用する

### (3) 通報先 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----

虐待を受けたと思われる障害者が住んでいる市町村の「障害者虐待防止センター」または障害福祉担当課へ連絡してください。

虐待を受けたと思われる障害者の住所等がわからない場合は、その施設の所在地である市町村の「障害者虐待防止センター」または障害福祉担当課に連絡してください。

なお、職場における（使用者による）虐待を受けたと思われる場合は、通報・届出を「埼玉県障害者権利擁護センター」でも受理します。

**埼玉県障害者権利擁護センター**

電話番号 048-822-1297

FAX 番号 048-822-1406

メールアドレス [skenri@fukushi-saitama.or.jp](mailto:skenri@fukushi-saitama.or.jp)

### (4) 埼玉県虐待禁止条例 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----

平成30年4月に施行され、児童、高齢者、障害者に対する虐待の禁止並びに虐待の予防、早期発見、その他の虐待の防止等に理念や施策を定めた条例です。県の取組として、通報しやすい環境の整備や関係者間での情報共有の促進などが規定されています。

この条例に基づき、児童、高齢者、障害者に対する虐待の通報等を24時間365日受け付ける「通報ダイヤル」が設置されています。

**埼玉県虐待通報ダイヤル**

電話 #7171

※ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線を利用の場合

電話  0120-80-7171

※上記どちらもつながらない場合

電話 048-762-7533 (有料)

## 16 障害者のための福祉施設

※ 障害者施設名簿は、県ホームページをご覧ください。

### (1) 障害児のための福祉施設 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

児童福祉法では、次の施設が定められています。

#### ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

在宅の障害児が通所し、日常生活や集団生活のために必要な訓練等を行う事業所です。

市町村

#### イ 福祉型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設です。

児童相談所

#### ウ 医療型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設です。

児童相談所

### (2) 障害者総合支援法に基づく福祉施設等 ---\*---\*---\*---\*---

障害者総合支援法では、次の施設が定められています。

#### ア 障害福祉サービス事業所（通所）

障害者に対し、日中の介護・訓練サービス等を提供する事業所です。

市町村

#### イ 障害者支援施設（入所）

障害者に対し、夜間や休日に介護サービスを提供するとともに、日中に介護・訓練サービス等を提供する施設です。

市町村

#### ウ 地域活動支援センター

障害者に対し、通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜・サービスを提供する施設です。

市町村

**(3)その他の施設** ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----

**ア 身体障害者福祉センター（A型）**

障害者の各種相談、スポーツ及びレクリエーションの指導など障害者の福祉増進を総合的に実施する施設です。

**窓 口** 埼玉県障害者交流センター  
〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1  
電話 048-834-2222 / FAX 048-834-3333  
URL <http://www.kouryu.net/>

**イ 身体障害者福祉センター（B型）**

無料または低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設です。

**窓 口** 市町村又は各施設

**ウ 地域福祉センター**

地域住民に対し、各種相談、入浴・給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作的活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供等を総合的にを行います。

**窓 口** 各施設

**エ 障害者更生センター（埼玉県伊豆潮風館）**

障害のある方や、その御家族等が気軽に宿泊、休養するための施設です。障害者2人以上を含む20人以上の障害者の団体であれば、県内各地（原則1か所に限る）から施設まで直行する大型送迎バス（さわやか号・そよかぜ号/障害者用リフト、トイレ付）が利用（有料道路代等を除き原則無料）できます。

**窓 口** 埼玉県伊豆潮風館  
〒413-0231 静岡県伊東市富戸字先原1317-89  
電話 0557-51-1504 / FAX 0557-51-3436  
URL <http://a-chofukan.sakura.ne.jp>

**オ 点字図書館（視覚障害者情報提供施設）**

視覚障害者に対して、点字刊行物や声の図書の閲覧貸出を行います。

**窓 口** ・埼玉県立熊谷点字図書館  
〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎3階  
電話 048-525-0777 / FAX 048-527-4023  
・埼玉点字図書館 〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-465  
電話 048-652-4824 / FAX 048-652-9795

### カ 聴覚障害者情報提供施設（埼玉聴覚障害者情報センター）

聴覚障害者に対して、情報提供機器（ヒアリンググループ、OHP、OHC、液晶プロジェクター）等の貸出を行います。また、会議室や研修室の貸出を行います。

**窓 口** 埼玉聴覚障害者情報センター

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館内

電話 048-814-3353 / FAX 048-814-3354

### キ 盲人ホーム

あんまマッサージ師、はり師又はきゅう師の免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るため、施設を利用させ技術の指導を行っています。

**窓 口** 埼玉盲人ホーム

〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-465

電話 048-652-4824 / FAX 048-652-9795

### ク 生活ホーム

住宅事情等で、自立した生活ができない身体障害者や知的障害者に、住宅を提供するとともに、生活面での指導・援助を行っています。（利用定員は4～9名）

**窓 口** 市町村

## 17 関係機関一覧

## (1) 市部の関係機関一覧 (あいうえお順)---\*---\*---\*---\*---\*

※市役所の電話は代表、FAXは障害福祉担当課又は代表。児童相談所からハローワークは左の市の担当機関

市役所	市社会福祉 協議会	児童相談所	保健所	年金事務所	ハローワーク (公共職業安 定所)
<b>上尾市</b> 048-775-5111 FAX-776-8872	上尾市 048-773-7155 FAX-772-8647	中央 048-775-4152 FAX-770-1055	鴻巣 048-541-0249 FAX-541-5020	大宮 048-652-3399 FAX-652-4700	大宮 048-667-8609 FAX-651-0331
<b>朝霞市</b> 048-463-1111 FAX-463-1025	朝霞市 048-486-2479 FAX-486-2480	朝霞 048-465-4152 FAX-458-3668	朝霞 048-461-0468 FAX-461-0133	川越 049-242-2657 FAX-245-8919	朝霞 048-463-2233 FAX-464-3012
<b>入間市</b> 04-2964-1111 FAX2964-3665	入間市 04-2963-1014 FAX2963-1072	所沢 04-2992-4152 FAX2994-1420	狭山 04-2954-6212 FAX2954-7535	所沢 04-2998-0170 FAX2992-3119	所沢 04-2992-8609 FAX2992-2445 仏子、野田、新光は 所沢職安飯能出張所 042-974-2345 FAX 973-7318
<b>桶川市</b> 048-786-3211 FAX-786-5882	桶川市 048-728-2221 FAX-728-2313	中央 048-775-4152 FAX-770-1055	鴻巣 048-541-0249 FAX-541-5020	大宮 048-652-3399 FAX-652-4700	大宮 048-667-8609 FAX-651-0331
<b>春日部市</b> 048-736-1111 FAX-733-0220	春日部市 048-762-1081 FAX-752-3716	越谷 048-975-4152 FAX-977-3200	春日部 048-737-2133 FAX-736-4562	春日部 048-737-7112 FAX-737-7039	春日部 048-615-9225 FAX-615-9231
<b>加須市</b> 0480-62-1111 FAX -61-4281	加須市 0480-62-6451 FAX-62-6546	熊谷 048-521-4152 FAX-520-1036	加須 0480-61-1216 FAX-62-2936	ねんきん サテライト加須 0480-62-8061 FAX-62-8072	行田 048-556-3151 FAX-556-1309
<b>川口市</b> 048-258-1110 FAX-259-7943	川口市 048-252-1294 FAX-256-4344	南 048-262-4152 FAX-262-4158	川口市 048-266-5557 FAX-423-8852	浦和 048-831-1638 FAX-833-7019	川口 048-251-2901 FAX-251-3664
<b>川越市</b> 049-224-8811 FAX-225-3033	川越市 049-225-5703 FAX-226-7666	川越 049-223-4152 FAX-224-5056	川越市 049-227-5101 FAX-224-2261	川越 049-242-2657 FAX-245-8919	川越 049-242-0197 FAX-246-2754
<b>北本市</b> 048-591-1111 FAX-593-2862	北本市 048-593-2961 FAX-592-9442	中央 048-775-4152 FAX-770-1055	鴻巣 048-541-0249 FAX-541-5020	大宮 048-652-3399 FAX-652-4700	大宮 048-667-8609 FAX-651-0331
<b>行田市</b> 048-556-1111 FAX-554-6701	行田市 048-557-5400 FAX-557-5411	熊谷 048-521-4152 FAX-520-1036	加須 0480-61-1216 FAX-62-2936	熊谷 048-522-5012 FAX-529-2175	行田 048-556-3151 FAX-556-1309
<b>久喜市</b> 0480-22-1111 FAX -22-3319	久喜市 0480-23-2526 FAX-24-1761	中央 048-775-4152 FAX-770-1055	幸手 0480-42-1101 FAX -43-5158	春日部 048-737-7112 FAX-737-7039	春日部 048-615-9225 FAX-615-9231
<b>熊谷市</b> 048-524-1111 FAX-524-8790	熊谷市 048-588-2345 FAX-588-2815	熊谷 048-521-4152 FAX-520-1036	熊谷 048-523-2811 FAX-523-4486	熊谷 048-522-5012 FAX-529-2175	熊谷 048-522-5656 FAX-524-5690

17 関係機関一覧

市役所	市社会福祉 協議会	児童相談所	保健所	年金事務所	ハローワーク (公共職業安定 所)
<b>鴻巣市</b> 048-541-1321 FAX-541-1328	鴻巣市 048-597-2100 FAX-597-2102	中央 048-775-4152 FAX-770-1055	鴻巣 048-541-0249 FAX-541-5020	大宮 048-652-3399 FAX-652-4700	大宮 048-667-8609 FAX-651-0331 旧吹上町と旧川里町 は行田職安 048-556-3151 FAX-556-1309
<b>越谷市</b> 048-964-2111 FAX-963-3987	越谷市 048-966-3411 FAX-966-7195	越谷 048-975-4152 FAX-977-3200	越谷市 048-973-7530 FAX-973-7534	越谷 048-960-1190 FAX-960-7220	越谷 048-969-8609 FAX-969-8610
<b>さいたま市</b> 048-829-1111 FAX-829-1981					
(西区) 048-622-1111 FAX-620-2766					
(北区) 048-653-1111 FAX-669-6166		さいたま市北部 048-711-3917 FAX-711-8904		大宮 048-652-3399 FAX-652-4700	大宮 048-667-8609 FAX-651-0331
(大宮区) 048-657-0111 FAX-646-3166					
(見沼区) 048-687-1111 FAX-681-6166					
(中央区) 048-856-1111 FAX-840-6166	さいたま市 048-835-3111 FAX-835-1222		さいたま市 048-840-2205 FAX-840-2228		
(桜区) 048-858-1111 FAX-856-6276		さいたま市南部 048-711-2489 FAX-711-8904			
(浦和区) 048-825-1111 FAX-829-6239				浦和 048-831-1638 FAX-833-7019	浦和 048-832-2461 FAX-829-2984
(南区) 048-838-1111 FAX-844-7276					
(緑区) 048-874-1111 FAX-712-1276					
(岩槻区) 048-790-0111 FAX-790-0266		さいたま市北部 048-711-3917 FAX-711-8904		春日部 048-737-7112 FAX-737-7039	大宮 048-667-8609 FAX-651-0331
<b>坂戸市</b> 049-283-1331 FAX-283-1673	坂戸市 049-283-1597 FAX-289-3911	川越 049-223-4152 FAX-224-5056	坂戸 049-283-7815 FAX-284-2268	川越 049-242-2657 FAX-245-8919	川越 049-242-0197 FAX-246-2754
<b>幸手市</b> 0480-43-1111 FAX -43-5600	幸手市 0480-43-3277 FAX -40-1460	越谷 048-975-4152 FAX-977-3200	幸手 0480-42-1101 FAX -43-5158	春日部 048-737-7112 FAX-737-7039	春日部 048-615-9225 FAX-615-9231

17 関係機関一覧

市役所	市社会福祉 協議会	児童相談所	保健所	年金事務所	ハローワーク (公共職業安 定所)
<b>狭山市</b> 04-2953-1111 FAX2952-0615	狭山市 04-2954-0294 FAX2954-4343	所 沢 04-2992-4152 FAX2994-1420	狭 山 04-2954-6212 FAX2954-7535	所 沢 04-2998-0170 FAX2992-3119	所 沢 04-2992-8609 FAX2992-2445
<b>志木市</b> 048-473-1111 FAX-471-7092	志木市 048-485-1177 FAX-475-0014	朝 霞 048-465-4152 FAX-458-3668	朝 霞 048-461-0468 FAX-461-0133	川 越 049-242-2657 FAX-245-8919	朝 霞 048-463-2233 FAX-464-3012
<b>白岡市</b> 0480-92-1111 FAX -93-5037	白岡市 0480-92-1746 FAX -92-1581	中 央 048-775-4152 FAX-770-1055	幸 手 0480-42-1101 FAX -43-5158	春日部 048-737-7112 FAX-737-7039	春日部 048-615-9225 FAX-615-9231
<b>草加市</b> 048-922-0151 FAX-922-1153	草加市 048-932-6770 FAX-932-6779	草 加 048-920-4152 FAX-922-3600	草 加 048-925-1551 FAX-925-1554	越 谷 048-960-1190 FAX-960-7220	草 加 048-931-6111 FAX-931-6615
<b>秩父市</b> 0494-22-2211 FAX -27-7336	秩父市 0494-22-1514 FAX-22-4815	熊 谷 048-521-4152 FAX-520-1036	秩 父 0494-22-3824 FAX -22-2798	秩 父 0494-27-6560 FAX -24-3189	秩 父 0494-22-3215 FAX -24-6898
<b>鶴ヶ島市</b> 049-271-1111 FAX-271-1190	鶴ヶ島市 049-271-6011 FAX-287-0557	川 越 049-223-4152 FAX-224-5056	坂 戸 049-283-7815 FAX-284-2268	川 越 049-242-2657 FAX-245-8919	川 越 049-242-0197 FAX-246-2754
<b>所沢市</b> 04-2998-1111 FAX2998-1147	所沢市 04-2926-8202 FAX2925-3419	所 沢 04-2992-4152 FAX2994-1420	狭 山 04-2954-6212 FAX2954-7535	所 沢 04-2998-0170 FAX2992-3119	所 沢 04-2992-8609 FAX2992-2445
<b>戸田市</b> 048-441-1800 FAX-444-5588	戸田市 048-442-0309 FAX-442-3996	南 048-262-4152 FAX-262-4158	南 部 048-262-6111 FAX-261-0711	浦 和 048-831-1638 FAX-833-7019	川 口 048-251-2901 FAX-251-3664
<b>新座市</b> 048-477-1111 FAX-482-7725	新座市 048-480-5705 FAX-481-3488	朝 霞 048-465-4152 FAX-458-3668	朝 霞 048-461-0468 FAX-461-0133	川 越 049-242-2657 FAX-245-8919	朝 霞 048-463-2233 FAX-464-3012
<b>蓮田市</b> 048-768-3111 FAX-769-0684	蓮田市 048-769-7111 FAX-768-1815	中 央 048-775-4152 FAX-770-1055	幸 手 0480-42-1101 FAX -43-5158	春日部 048-737-7112 FAX-737-7039	大 宮 048-667-8609 FAX-651-0331
<b>羽生市</b> 048-561-1121 FAX-560-3073	羽生市 048-561-1121 FAX-562-2151	熊 谷 048-521-4152 FAX-520-1036	加 須 0480-61-1216 FAX -62-2936	熊 谷 048-522-5012 FAX-529-2175	行 田 048-556-3151 FAX-556-1309
<b>飯能市</b> 042-973-2111 FAX-986-5074	飯能市 042-973-0022 FAX 973-8941	所 沢 04-2992-4152 FAX2994-1420	狭 山 04-2954-6212 FAX2954-7535	所 沢 04-2998-0170 FAX2992-3119	所沢職安 飯能出張所 042-974-2345 FAX 973-7318
<b>東松山市</b> 0493-23-2221 FAX -24-6066	東松山市 0493-23-1251 FAX -23-8898	川 越 049-223-4152 FAX-224-5056	東松山 0493-22-0280 FAX -22-4251	川 越 049-242-2657 FAX-245-8919	川越職安 東松山出張所 0493-22-0240 FAX -23-6272
<b>日高市</b> 042-989-2111 FAX-985-4444	日高市 042-985-9100 FAX 985-1411	所 沢 04-2992-4152 FAX-2994-1420	狭 山 04-2954-6212 FAX2954-7535	所 沢 04-2998-0170 FAX2992-3119	所沢職安 飯能出張所 042-974-2345 FAX 973-7318

17 関係機関一覧

市役所	市社会福祉 協議会	児童相談所	保健所	年金事務所	ハローワーク (公共職業安 定所)
<b>深谷市</b> 048-571-1211 FAX-574-6667	深谷市 048-573-6563 FAX-573-0806	熊谷 048-521-4152 FAX-520-1036	熊谷 048-523-2811 FAX-523-4486	熊谷 048-522-5012 FAX-529-2175	熊谷 048-522-5656 FAX-524-5690
<b>富士見市</b> 049-251-2711 FAX-251-1025	富士見市 049-254-0747 FAX-255-4374	朝霞 048-465-4152 FAX-458-3668	朝霞 048-461-0468 FAX-461-0133	川越 049-242-2657 FAX-245-8919	川越 049-242-0197 FAX-246-2754
<b>ふじみ野市</b> 049-261-2611 FAX-263-7119	ふじみ野市 049-265-3606 FAX-264-9440	朝霞 048-465-4152 FAX-458-3668	朝霞 048-461-0468 FAX-461-0133	川越 049-242-2657 FAX-245-8919	川越 049-242-0197 FAX-246-2754
<b>本庄市</b> 0495-25-1111 FAX -23-1963	本庄市 0495-24-2755 FAX -21-5516	熊谷 048-521-4152 FAX-520-1036	本庄 0495-22-6481 FAX -22-6484	熊谷 048-522-5012 FAX-529-2175	熊谷職安 本庄出張所 0495-22-2448 FAX -21-4924
<b>三郷市</b> 048-953-1111 FAX-953-7785	三郷市 048-953-4191 FAX-953-4192	草加 048-920-4152 FAX-922-3600	草加 048-925-1551 FAX-925-1554	越谷 048-960-1190 FAX-960-7220	草加 048-931-6111 FAX-931-6615
<b>八潮市</b> 048-996-2111 FAX-997-5300	八潮市 048-995-3636 FAX-995-5287	草加 048-920-4152 FAX-922-3600	草加 048-925-1551 FAX-925-1554	越谷 048-960-1190 FAX-960-7220	草加 048-931-6111 FAX-931-6615
<b>吉川市</b> 048-982-5111 FAX-981-5392	吉川市 048-981-8750 FAX-981-8719	草加 048-920-4152 FAX-922-3600	草加 048-925-1551 FAX-925-1554	越谷 048-960-1190 FAX-960-7220	越谷 048-969-8609 FAX-969-8610
<b>和光市</b> 048-464-1111 FAX-466-1473	和光市 048-452-7111 FAX-465-8308	朝霞 048-465-4152 FAX-458-3668	朝霞 048-461-0468 FAX-461-0133	川越 049-242-2657 FAX-245-8919	朝霞 048-463-2233 FAX-464-3012
<b>蕨市</b> 048-432-3200 FAX-444-2949	蕨市 048-443-6051 FAX-444-7050	南 048-262-4152 FAX-262-4158	南部 048-262-6111 FAX-261-0711	浦和 048-831-1638 FAX-833-7019	川口 048-251-2901 FAX-251-3664

## (2) 町・村部の関係機関一覧

※町村役場の電話は代表、FAXは障害福祉担当課又は代表。児童相談所からハローワークは左の町村の担当機関

町・村役場	町・村社会 福祉協議会	児童相談所	県福祉事務所	保健所	年金事務所	ハローワーク (公共職業安定所)
<b>入間郡 越生町</b> 049-292-3121 FAX-292-6405	入間郡 越生町 049-292-2977 FAX-292-5616	川 越 049-223-4152 FAX-224-5056	西 部 049- 283-6780 FAX-283-7891	坂 戸 049-283-7815 FAX-284-2268	川 越 049-242-2657 FAX-245-8919	所沢職安 飯能出張所 042-974-2345 FAX-973-7318
<b>入間郡 三芳町</b> 049-258-0019 FAX-274-1051	入間郡 三芳町 049-258-0122 FAX-258-0180	朝 霞 048-465-4152 FAX-458-3668	西 部 049- 283-6780 FAX-283-7891	朝 霞 048-461-0468 FAX-461-0133	所 沢 04-2998-0170 FAX2992-3119	所 沢 04-2992-8609 FAX2992-2445
<b>入間郡 毛呂山町</b> 049-295-2112 FAX-295-2126	入間郡 毛呂山町 049-295-3111 FAX-295-7258	川 越 049-223-4152 FAX-224-5056	西 部 049- 283-6780 FAX-283-7891	坂 戸 049-283-7815 FAX-284-2268	川 越 049-242-2657 FAX-245-8919	所沢職安 飯能出張所 042-974-2345 FAX-973-7318
<b>大里郡 寄居町</b> 048-581-2121 FAX-581-9160	大里郡 寄居町 048-581-8523 FAX-581-8544	熊 谷 048-521-4152 FAX-520-1036	北 部 0495-22-0101 FAX-22-2396	熊 谷 048-523-2811 FAX-523-4486	熊 谷 048-522-5012 FAX-529-2175	熊 谷 048-522-5656 FAX-524-5690
<b>北足立郡 伊奈町</b> 048-721-2111 FAX-721-2137	北足立郡 伊奈町 048-722-9990 FAX-723-6575	中 央 048-775-4152 FAX-770-1055	東部中央 048-737-2132 FAX-734-1121	鴻 巣 048-541-0249 FAX-541-5020	大 宮 048-652-3399 FAX-652-4700	大 宮 048-667-8609 FAX-651-0331
<b>北葛飾郡 杉戸町</b> 0480-33-1111 FAX -33-4561	北葛飾郡 杉戸町 0480-32-7402 FAX -36-1687	越 谷 048-975-4152 FAX-977-3200	東部中央 048-737-2132 FAX-734-1121	幸 手 0480-42-1101 FAX -43-5158	春日部 048-737-7112 FAX-737-7039	春日部 048-615-9225 FAX-615-9231
<b>北葛飾郡 松伏町</b> 048-991-2711 FAX-991-3600	北葛飾郡 松伏町 048-991-2700 FAX-991-5341	越 谷 048-975-4152 FAX-977-3200	東部中央 048-737-2132 FAX-734-1121	春日部 048-737-2133 FAX-736-4562	春日部 048-737-7112 FAX-737-7039	越 谷 048-969-8609 FAX-969-8610
<b>児玉郡 神川町</b> 0495-77-2111 FAX -77-2117	児玉郡 神川町 0495-74-1188 FAX -74-1156	熊 谷 048-521-4152 FAX-520-1036	北 部 0495-22-0101 FAX-22-2396	本 庄 0495-22-6481 FAX -22-6484	熊 谷 048-522-5012 FAX-529-2175	熊谷職安 本庄出張所 0495-22-2448 FAX -21-4924
<b>児玉郡 上里町</b> 0495-35-1221 FAX -33-2429	児玉郡 上里町 0495-33-4232 FAX -33-4248	熊 谷 048-521-4152 FAX-520-1036	北 部 0495-22-0101 FAX-22-2396	本 庄 0495-22-6481 FAX -22-6484	熊 谷 048-522-5012 FAX-529-2175	熊谷職安 本庄出張所 0495-22-2448 FAX -21-4924
<b>児玉郡 美里町</b> 0495-76-1111 FAX -76-0909	児玉郡 美里町 0495-76-3601 FAX -75-1110	熊 谷 048-521-4152 FAX-520-1036	北 部 0495-22-0101 FAX-22-2396	本 庄 0495-22-6481 FAX -22-6484	熊 谷 048-522-5012 FAX-529-2175	熊谷職安 本庄出張所 0495-22-2448 FAX -21-4924
<b>秩父郡 小鹿野町</b> 0494-75-4421 FAX-75-4710	秩 父 小鹿野町 0494-75-4181 FAX -75-4561	熊 谷 048-521-4152 FAX-520-1036	秩 父 0494-22-6228 FAX -23-7813	秩 父 0494-22-3824 FAX -22-2798	秩 父 0494-27-6560 FAX -24-3189	秩 父 0494-22-3215 FAX -24-6898

17 関係機関一覧

町・村役場	町・村社会 福祉協議会	児童相談所	県福祉事務所	保健所	年金事務所	ハローワーク（公共職業安定所）
<b>秩父郡 長瀬町</b> 0494-66-3111 FAX -66-3564	秩父郡 長瀬町 0494-66-1139 FAX-66-3725	熊谷 048-521-4152 FAX-520-1036	秩父 0494-22-6228 FAX -23-7813	秩父 0494-22-3824 FAX -22-2798	秩父 0494-27-6560 FAX -24-3189	秩父 0494-22-3215 FAX -24-6898
<b>秩父郡 東秩父村</b> 0493-82-1221 FAX -82-1562	秩父郡 東秩父村 0493-82-1238 FAX -81-5326	川越 049-223-4152 FAX-224-5056	西部049- 283-6780 FAX-283-7891	東松山 0493-22-0280 FAX -22-4251	秩父 0494-27-6560 FAX -24-3189	川越職安 東松山出張所 0493-22-0240 FAX -23-6272
<b>秩父郡 皆野町</b> 0494-62-1230 FAX -62-2791	秩父郡 皆野町 0494-62-4615 FAX -63-1577	熊谷 048-521-4152 FAX-520-1036	秩父 0494-22-6228 FAX -23-7813	秩父 0494-22-3824 FAX -22-2798	秩父 0494-27-6560 FAX -24-3189	秩父 0494-22-3215 FAX -24-6898
<b>秩父郡 横瀬町</b> 0494-25-0111 FAX -21-5155	秩父郡 横瀬町 0494-22-7380 FAX -24-7289	熊谷 048-521-4152 FAX-520-1036	秩父 0494-22-6228 FAX -23-7813	秩父 0494-22-3824 FAX -22-2798	秩父 0494-27-6560 FAX -24-3189	秩父 0494-22-3215 FAX -24-6898
<b>比企郡 小川町</b> 0493-72-1221 FAX -74-2341	比企郡 小川町 0493-74-3461 FAX -74-3462	川越 049-223-4152 FAX-224-5056	西部049- 283-6780 FAX-283-7891	東松山 0493-22-0280 FAX -22-4251	川越 049-242-2657 FAX-245-8919	川越職安 東松山出張所 0493-22-0240 FAX -23-6272
<b>比企郡 川島町</b> 049-297-1811 FAX-297-6087	比企郡 川島町 049-297-7111 FAX-297-7112	川越 049-223-4152 FAX-224-5056	西部049- 283-6780 FAX-283-7891	東松山 0493-22-0280 FAX -22-4251	川越 049-242-2657 FAX-245-8919	川越職安 東松山出張所 0493-22-0240 FAX -23-6272
<b>比企郡 ときがわ町</b> 0493-65-1521 FAX -65-3796	比企郡 ときがわ町 0493-65-1536 FAX -65-4820	川越 049-223-4152 FAX-224-5056	西部049- 283-6780 FAX-283-7891	東松山 0493-22-0280 FAX -22-4251	川越 049-242-2657 FAX-245-8919	川越職安 東松山出張所 0493-22-0240 FAX -23-6272
<b>比企郡 滑川町</b> 0493-56-2211 FAX -56-2448	比企郡 滑川町 0493-56-6345 FAX -56-6349	川越 049-223-4152 FAX-224-5056	西部049- 283-6780 FAX-283-7891	東松山 0493-22-0280 FAX -22-4251	川越 049-242-2657 FAX-245-8919	川越職安 東松山出張所 0493-22-0240 FAX -23-6272
<b>比企郡 鳩山町</b> 049-296-1211 FAX-296-3390	比企郡 鳩山町 049-296-5296 FAX-296-3866	川越 049-223-4152 FAX-224-5056	西部049- 283-6780 FAX-283-7891	坂戸 049-283-7815 FAX-284-2268	川越 049-242-2657 FAX-245-8919	川越職安 東松山出張所 0493-22-0240 FAX -23-6272
<b>比企郡 吉見町</b> 0493-54-1511 FAX -54-4970	比企郡 吉見町 0493-54-5228 FAX -54-6905	川越 049-223-4152 FAX-224-5056	西部049- 283-6780 FAX-283-7891	東松山 0493-22-0280 FAX -22-4251	川越 049-242-2657 FAX-245-8919	川越職安 東松山出張所 0493-22-0240 FAX -23-6272
<b>比企郡 嵐山町</b> 0493-62-2150 FAX -62-0713	比企郡 嵐山町 0493-62-0722 FAX -62-0727	川越 049-223-4152 FAX-224-5056	西部049- 283-6780 FAX-283-7891	東松山 0493-22-0280 FAX -22-4251	川越 049-242-2657 FAX-245-8919	川越職安 東松山出張所 0493-22-0240 FAX -23-6272
<b>南埼玉郡 宮代町</b> 0480-34-1111 FAX -34-3396	南埼玉郡 宮代町 0480-32-8199 FAX -32-8299	越谷 048-975-4152 FAX-977-3200	東部中央 048-737-2132 FAX-734-1121	幸手 0480-42-1101 FAX -43-5158	春日部 048-737-7112 FAX-737-7039	春日部 048-615-9225 FAX-615-9231

## (3) 県内関係機関一覧 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

## ア 福祉事務所

〔埼玉県設置〕

名 称	所 在 地	電 話	F A X
東部中央福祉事務所	春日部市大沼1-76	048-737-2132	048-734-1121
西 部 福祉事務所	坂戸市石井2327-1	049-283-6780	049-283-7891
北 部 福祉事務所	本庄市前原1-8-12	0495-22-0101	0495-22-2396
秩 父 福祉事務所	秩父市桜木町8-18	0494-22-6228	0494-23-7813

〔市設置〕

名 称	所 在 地	電 話	F A X
さいたま市西 福祉事務所	さいたま市西区西大宮3-4-2	048-622-1111	048-620-2766
さいたま市北 福祉事務所	さいたま市北区宮原町1-852-1	048-653-1111	048-669-6166
さいたま市大宮福祉事務所	さいたま市大宮区吉敷町1-124-1	048-657-0111	048-646-3166
さいたま市見沼福祉事務所	さいたま市見沼区堀崎町12-36	048-687-1111	048-681-6166
さいたま市中央福祉事務所	さいたま市中央区下落合5-7-10	048-856-1111	048-840-6166
さいたま市桜 福祉事務所	さいたま市桜区道場4-3-1	048-858-1111	048-856-6276
さいたま市浦和福祉事務所	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-825-1111	048-829-6239
さいたま市南 福祉事務所	さいたま市南区别所7-20-1	048-838-1111	048-844-7276
さいたま市緑 福祉事務所	さいたま市緑区大字中尾975-1	048-874-1111	048-712-1276
さいたま市岩槻福祉事務所	さいたま市岩槻区本町3-2-5	048-790-0111	048-790-0266
川越市 福祉事務所	川越市元町1-3-1	049-224-8811	049-225-3033
熊谷市 福祉事務所	熊谷市宮町2-47-1	048-524-1111	048-524-8790
川口市 福祉事務所	川口市青木2-1-1	048-258-1110	048-256-5650
行田市 福祉事務所	行田市本丸2-5	048-556-1111	048-554-6701
秩父市 福祉事務所	秩父市熊木町8-15	0494-22-2211	0494-22-7168
所沢市 福祉事務所	所沢市並木1-1-1	04-2998-1111	04-2998-1147
飯能市 福祉事務所	飯能市双柳1-1	042-973-2111	042-986-5074
加須市 福祉事務所	加須市三俣2-1-1	0480-62-1111	0480-61-4281
本庄市 福祉事務所	本庄市本庄3-5-3	0495-25-1111	0495-23-1963
東松山市 福祉事務所	東松山市松葉町1-1-58	0493-23-2221	0493-24-6066
春日部市 福祉事務所	春日部市中央6-2	048-736-1111	048-734-1294
狭山市 福祉事務所	狭山市入間川1-23-5	04-2953-1111	04-2952-0615
羽生市 福祉事務所	羽生市東6-15	048-561-1121	048-560-3073
鴻巣市 福祉事務所	鴻巣市中央1-1	048-541-1321	048-541-1328
深谷市 福祉事務所	深谷市仲町11-1	048-571-1211	048-574-6667
上尾市 福祉事務所	上尾市本町3-1-1	048-775-5111	048-776-8872
草加市 福祉事務所	草加市高砂1-1-1	048-922-0151	048-922-1153
越谷市 福祉事務所	越谷市越ヶ谷4-2-1	048-964-2111	048-963-9171
蕨 市 福祉事務所	蕨市中央5-14-15	048-432-3200	048-444-2949
戸田市 福祉事務所	戸田市上戸田1-18-1	048-441-1800	048-444-5588
入間市 福祉事務所	入間市豊岡1-16-1	04-2964-1111	04-2964-3665
朝霞市 福祉事務所	朝霞市本町1-1-1	048-463-1111	048-463-1025
志木市 福祉事務所	志木市中宗岡1-1-1	048-473-1111	048-471-7092
和光市 福祉事務所	和光市広沢1-5	048-464-1111	048-466-1473
新座市 福祉事務所	新座市野火止1-1-1	048-477-1111	048-482-7725

## 17 関係機関一覧

### 〔市設置〕

名 称	所 在 地	電 話	F A X
桶川市 福祉事務所	桶川市泉1-3-28	048-786-3211	048-786-5882
久喜市 福祉事務所	久喜市下早見85-3	0480-22-1111	0480-23-0699
北本市 福祉事務所	北本市本町1-111	048-591-1111	048-593-2862
八潮市 福祉事務所	八潮市中央1-2-1	048-996-2111	048-995-7367
富士見市 福祉事務所	富士見市鶴馬1800-1	049-251-2711	049-251-1025
三郷市 福祉事務所	三郷市花和田648-1	048-953-1111	048-953-7785
蓮田市 福祉事務所	蓮田市黒浜2799-1	048-768-3111	048-769-0684
坂戸市 福祉事務所	坂戸市千代田1-1-1	049-283-1331	049-283-1830
幸手市 福祉事務所	幸手市天神島1030-1	0480-43-1111	0480-43-5600
鶴ヶ島市 福祉事務所	鶴ヶ島市三ツ木16-1	049-271-1111	049-271-1190
日高市 福祉事務所	日高市南平沢1020	042-989-2111	042-985-4444
吉川市 福祉事務所	吉川市きよみ野1-1	048-982-5111	048-981-5392
ふじみ野市 福祉事務所	ふじみ野市福岡1-1-1	049-261-2611	049-263-7119
白岡市 福祉事務所	白岡市千駄野432	0480-92-1111	0480-93-5037

## イ 保健所

### 〔埼玉県設置〕

名 称	所 在 地	電 話	F A X
南 部 保健所	川口市前川1-11-1	048-262-6111	048-261-0711
朝 霞 保健所	朝霞市青葉台1-10-5	048-461-0468	048-461-0133
春日部 保健所	春日部市大沼1-76	048-737-2133	048-736-4562
草 加 保健所	草加市西町425-2	048-925-1551	048-925-1554
鴻 巣 保健所	鴻巣市東4-5-10	048-541-0249	048-541-5020
東松山 保健所	東松山市若松町2-6-45	0493-22-0280	0493-22-4251
坂 戸 保健所	坂戸市石井2327-1	049-283-7815	049-284-2268
狭 山 保健所	狭山市稲荷山2-16-1	04-2954-6212	04-2954-7535
加 須 保健所	加須市南町5-15	0480-61-1216	0480-62-2936
幸 手 保健所	幸手市中1-16-4	0480-42-1101	0480-43-5158
熊 谷 保健所	熊谷市末広3-9-1	048-523-2811	048-523-4486
本 庄 保健所	本庄市前原1-8-12	0495-22-6481	0495-22-6484
秩 父 保健所	秩父市桜木町8-18	0494-22-3824	0494-22-2798

### 〔政令市・中核市設置〕

名 称	所 在 地	電 話	F A X
さいたま市 保健所	さいたま市中央区鈴谷7-5-12	048-840-2205	048-840-2228
川 越 市 保健所	川越市小ヶ谷817-1	049-227-5101	049-224-2261
越 谷 市 保健所	越谷市東越谷10-31	048-973-7530	048-973-7534
川 口 市 保健所	川口市前川1-11-1	048-266-5557	048-423-8852

## 17 関係機関一覧

### ウ 児童相談所

名 称	所 在 地	電 話	F A X
中 央 児童相談所	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152	048-770-1055
南 児童相談所	川口市芝下1-1-56	048-262-4152	048-262-4158
朝 霞 児童相談所	朝霞市青葉台1-10-63	048-465-4152	048-458-3668
川 越 児童相談所	川越市宮元町33-1	049-223-4152	049-224-5056
所 沢 児童相談所	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152	04-2994-1420
熊 谷 児童相談所	熊谷市箱田5-13-1	048-521-4152	048-520-1036
越 谷 児童相談所	越谷市恩間402-1	048-975-4152	048-977-3200
草 加 児童相談所	草加市西町425-2	048-920-4152	048-922-3600
さいたま市北部児童相談所	さいたま市浦和区上木崎4-4-10	048-711-3917	048-711-8904
さいたま市南部児童相談所		048-711-2489	

### エ 身体障害者・知的障害者更生相談所

名 称	所 在 地	電 話	F A X
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222	048-781-2218

### オ 埼玉県虐待通報ダイヤル

名 称	電 話
埼玉県虐待通報ダイヤル	#7171 又は 0120-80-7171 ※つながらない場合：048-762-7533

### カ 年金事務所・年金相談センター・ねんきんダイヤル・予約専用電話

※ねんきんサテライト川口・加須、街角の年金相談センターでは電話での相談は行っていません。

名 称	所 在 地	電 話	F A X
浦 和 年金事務所	さいたま市浦和区北浦和5-5-1	048-831-1638	048-833-7019
ねんきんサテライト川口 (浦和年金事務所川口分室)	川口市本町4-1-8 川口センタービル13階	048-227-2362	048-227-2365
大 宮 年金事務所	さいたま市北区宮原町4-19-9	048-652-3399	048-652-4700
熊 谷 年金事務所	熊谷市桜木町1-93	048-522-5012	048-529-2175
ねんきんサテライト加須 (熊谷年金事務所加須分室)	加須市三俣2-1-1 加須市役所2階	0480-62-8061	0480-62-8072
川 越 年金事務所	川越市脇田本町8-1 U_PLACE5階	049-242-2657	049-245-8919
春日部 年金事務所	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4階・6階	048-737-7112	048-737-7039
所 沢 年金事務所	所沢市上安松1152-1	04-2998-0170	04-2992-3119
秩 父 年金事務所	秩父市上野町13-28	0494-27-6560	0494-24-3189
越 谷 年金事務所	越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティBシティ3階	048-960-1190	048-960-7220
街角の年金相談センター大宮	さいたま市大宮区桜木町2-287 大宮西口大栄ビル3階	048-647-6721	※年金相談センターは来訪相談専用です。

## 17 関係機関一覧

街角の年金相談センター川越 (オフィス)	川越市脇田本町16-23 川越駅前ビル8階	049-291-2820
街角の年金相談センター草加	草加市瀬崎1-9-1 谷塚コリーナ2階	048-920-7922
ねんきんダイヤル	0570-05-1165 (050から始まる電話の場合) 03-6700-1165	
ねんきん定期便・ねんきん ネット専用ダイヤル	0570-058-555 (050から始まる電話の場合) 03-6700-1144	
(来訪相談) 予約受付専用電話	0570-05-4890 (050から始まる電話の場合) 03-6631-7521	

### キ ハローワーク (公共職業安定所)

名 称	所 在 地	電 話	F A X
ハローワーク川 口	川口市青木3-2-7	048-251-2901	048-251-3664
ハローワーク 川口駅前庁舎	川口市川口3-2-2 リプレ川口一番街2号棟1階	048-229-8609	048-252-8605
ハローワーク熊 谷	熊谷市箱田5-6-2	048-522-5656	048-524-5690
ハローワーク本 庄	本庄市中央2-5-1	0495-22-2448	0495-21-4924
ハローワーク大 宮	さいたま市大宮区大成町1-525	048-667-8609	048-651-0331
ハローワーク川 越	川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎1階	049-242-0197	049-246-2754
ハローワーク東松山	東松山市上野本1088-4	0493-22-0240	0493-23-6272
ハローワーク浦 和	さいたま市浦和区常盤5-8-40	048-832-2461	048-829-2984
ハローワーク所 沢	所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎1階・2階	04-2992-8609	04-2992-2445
ハローワーク飯 能	飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1階	042-974-2345	042-973-7318
ハローワーク秩 父	秩父市下影森1002-1	0494-22-3215	0494-24-6898
ハローワーク春日部	春日部市粕壁東1-20-30 春日部労働総合庁舎3階	048-615-9225	048-615-9231
ハローワーク行 田	行田市長野943	048-556-3151	048-556-1309
ハローワーク草 加	草加市弁天4-10-7	048-931-6111	048-931-6615
ハローワーク朝 霞	朝霞市本町1-1-37	048-463-2233	048-464-3012
ハローワーク越 谷	越谷市東越谷1-5-6	048-969-8609	048-969-8610

### ク 県税事務所

名 称	所 在 地	電 話	F A X
さいたま 県税事務所	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-822-5131	048-822-4381
川 口 県税事務所	川口市西青木2-13-1	048-252-3571	048-250-1256
上 尾 県税事務所	上尾市大字南239-1	048-772-7111	048-772-7199
朝 霞 県税事務所	朝霞市三原1-3-1	048-463-1671	048-463-1675
川 越 県税事務所	川越市新宿町1-17-17	049-242-1801	049-242-9624
所 沢 県税事務所	所沢市並木1-8-1	04-2995-2112	04-2998-4408
飯 能 県税事務所	飯能市双柳353	042-973-5612	042-973-5610
東松山 県税事務所	東松山市六軒町5-1	0493-23-8946	0493-23-7921
秩 父 県税事務所	秩父市東町29-20	0494-23-2110	0494-25-1421

## 17 関係機関一覧

本 庄 県税事務所	本庄市朝日町1-4-6	0495-22-6153	0495-22-2844
熊 谷 県税事務所	熊谷市末広3-9-1	048-523-2809	048-525-9133
行 田 県税事務所	行田市本丸2-20	048-556-5067	048-554-4225
春日部 県税事務所	春日部市大沼1-76	048-737-2110	048-737-2131
越 谷 県税事務所	越谷市越ヶ谷4-2-82	048-962-2191	048-962-2428

### ケ 自動車税事務所

名 称	所 在 地	電 話	F A X
自動車税事務所	さいたま市大宮区下町3-8-3	048-658-0227	048-643-0295
〃 大宮支所	さいたま市西区中釘2152	048-623-0600	048-620-5530
〃 熊谷支所	熊谷市御稜威ヶ原701-5	048-532-8011	048-530-1011
〃 所沢支所	所沢市牛沼690-1	04-2998-1321	04-2991-1009
〃 春日部支所	春日部市増戸752-5	048-763-4111	048-760-1207

### コ 税務署

名 称	所 在 地	電 話	郵便番号
上 尾 税務署	上尾市大字西門前577	048-770-1800	362-8504
朝 霞 税務署	朝霞市本町1-1-46	048-467-2211	351-8601
浦 和 税務署	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-5400	330-9590
大 宮 税務署	さいたま市大宮区土手町3-184	048-641-4945	330-0801
春日部 税務署	春日部市大沼2-12-1	048-733-2111	344-8686
川 口 税務署	川口市青木2-2-17	048-252-5141	332-8666
川 越 税務署	川越市大字並木452-2	049-235-9411	350-8666
行 田 税務署	行田市栄町17-15	048-556-2121	361-8602
熊 谷 税務署	熊谷市仲町41	048-521-2905	360-8620
越 谷 税務署	越谷市赤山町5-7-47	048-965-8111	343-8601
秩 父 税務署	秩父市日野田町1-2-41	0494-22-4433	368-8666
所 沢 税務署	所沢市並木1-7	04-2993-9111	359-8601
西川口 税務署	川口市西川口4-6-18	048-253-4061	332-8654
東松山 税務署	東松山市箭弓町1-8-14	0493-22-0990	355-8604
本 庄 税務署	本庄市駅南2-25-16	0495-22-2111	367-8691

17 関係機関一覧

サ 警察署

名 称	所 在 地	電 話	郵便番号
浦 和 警察署	さいたま市浦和区常盤4-11-21	048-825-0110	330-0061
浦和東 "	さいたま市緑区東浦和7-42-1	048-712-0110	336-0926
浦和西 "	さいたま市中央区上峰3-4-1	048-854-0110	338-0014
大 宮 "	さいたま市大宮区北袋町1-197-7	048-650-0110	330-0835
大宮東 "	さいたま市見沼区大字風渡野35-1	048-682-0110	337-8501
大宮西 "	さいたま市西区三橋6-645	048-625-0110	331-0052
蕨 "	蕨市錦町1-12-21	048-444-0110	335-8533
川 口 "	川口市西青木3-2-4	048-253-0110	332-0035
武 南 "	川口市大字辻1010-2	048-286-0110	334-0004
朝 霞 "	朝霞市栄町5-9-5	048-465-0110	351-0012
新 座 "	新座市野火止7-1-38	048-482-0110	352-0011
草 加 "	草加市花栗3-2-23	048-943-0110	340-0044
上 尾 "	上尾市本町5-1-1	048-773-0110	362-0014
鴻 巣 "	鴻巣市東4-1-3	048-543-0110	365-0039
川 越 "	川越市大字大仙波410-1	049-224-0110	350-0032
東入間 "	ふじみ野市うれし野1-4-1	049-269-0110	356-0056
所 沢 "	所沢市並木1-6-1	04-2996-0110	359-0042
狭 山 "	狭山市稲荷山2-5-1	04-2953-0110	350-1324
西入間 "	坂戸市関間2-4-17	049-284-0110	350-0215
飯 能 "	飯能市大字双柳531	042-972-0110	357-0021
東松山 "	東松山市大字上野本1117-1	0493-25-0110	355-0073
小 川 "	比企郡小川町大字小川344	0493-74-0110	355-0321
秩 父 "	秩父市上宮地町29-2	0494-24-0110	368-0024
小鹿野 "	秩父郡小鹿野町小鹿野2816-1	0494-75-0110	368-0105
本 庄 "	本庄市本庄4-2-7	0495-22-0110	367-0051
児 玉 "	本庄市児玉町児玉1470-1	0495-72-0110	367-0212
熊 谷 "	熊谷市石原441-4	048-526-0110	360-0816
深 谷 "	深谷市戸森88-1	048-575-0110	366-0833
寄 居 "	大里郡寄居町大字桜沢923	048-581-0110	369-1202
行 田 "	行田市大字長野4195-1	048-553-0110	361-0023
羽 生 "	羽生市東7-13-1	048-562-0110	348-0052
加 須 "	加須市大門町19-53	0480-62-0110	347-0068
岩 槻 "	さいたま市岩槻区大字岩槻5106	048-757-0110	339-0061
春日部 "	春日部市大沼1-82	048-734-0110	344-8535
越 谷 "	越谷市東越谷7-11-6	048-964-0110	343-0023
久 喜 "	久喜市上早見154	0480-24-0110	346-0021
幸 手 "	幸手市大字上吉羽964	0480-42-0110	340-0121
杉 戸 "	北葛飾郡杉戸町大字堤根4673-1	0480-33-0110	345-0024
吉 川 "	三郷市上彦名144-3	048-958-0110	341-0004
埼玉県警察本部地域部 通信指令課 (ファックス110番)	さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎	FAX 0120-264-110	330-8533

## 17 関係機関一覧

### シ NHK受信料窓口

名 称	所 在 地	電 話	F A X
さいたま放送局経営管理企画センター	さいたま市浦和区常盤6-1-21	048-833-2045	048-834-3542

### (4) 特別支援学校一覧---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---

#### ア 視覚障害

学 校 名	内 容	所 在 地	電 話	F A X
県立特別支援学校 埼玉第一学園	幼稚部、小学部、中学部、 高等部〔本科：普通科〕、 〔専攻科：理療科-あんま・マッ サージ・指圧師、はり師、きゅう師 養成課程-、保健理療科-あんま・ マッサージ・指圧師養成課程-〕 スクールバス運行、寄宿舎有	〒350-1175 川越市笠幡85-1	049-231-2121	049-239-1015

#### イ 聴覚障害

学 校 名	内 容	所 在 地	電 話	F A X
県立特別支援学校 大宮ろう学園	幼稚部、小学部、中学部、 高等部 〔大宮ろう 普通科、産業工 芸科、生活デザイン科、専 攻科（情報・デザイン科） 〕	〒331-0813 さいたま市北区植竹町2-68	049-663-7525	048-660-1906
県立特別支援学校 坂戸ろう学園	〔坂戸ろう 普通科、産業工 芸科〕 スクールバス運行、 寄宿舎有	〒350-0221 坂戸市鎌倉町14-1	049-281-0174	049-283-9899

#### ウ 病弱

学 校 名	所 在 地	電 話	F A X
県立 蓮田特別支援学校	〒349-0101 蓮田市黒浜4088-4	048-769-3191	048-765-1501
県立 けやき特別支援学校 -小・中学部のみ設置-	〒330-0081 さいたま市中央区新都心1番地2	048-601-5531	048-601-1588
県立 けやき特別支援学校 伊奈分校 -小・中学部のみ設置-	〒362-0806 北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-2201	048-722-0377
県立 東松山特別支援学校 嵐山学園分校 -小・中学部のみ設置-	〒355-0221 嵐山町菅谷字東原264-1	0493-62-0855	0493-62-1453

※蓮田特別支援学校には、肢体不自由教育部門も併設されています。

## 工 知的障害

学校名	所在地	電話	F A X
県立 川越特別支援学校	〒350-0001 川越市古谷上2690-1	049-235-0616	049-230-1006
県立 川越特別支援学校 川越たかしな分校	〒350-1137 川越市砂新田2564	049-238-8051	049-238-8052
県立 川口特別支援学校 －小・中学部のみ設置－	〒334-0073 川口市赤井1234	048-283-4111	048-280-1027
県立 川口特別支援学校 鳩ヶ谷分校	〒334-0005 川口市里225-1	048-452-4140	048-452-8650
県立 和光南特別支援学校	〒351-0106 和光市広沢4-5	048-465-9780	048-460-1016
県立 行田特別支援学校	〒361-0023 行田市長野4235	048-554-3302	048-550-1055
県立 春日部特別支援学校	〒344-0006 春日部市八丁目776-1	048-761-1991	048-760-1205
県立 春日部特別支援学校 宮代分校	〒345-0814 宮代町東611	0480-47-0033	0480-47-0035
県立 秩父特別支援学校	〒368-0023 秩父市大宮5676-1	0494-24-1361	0494-21-1044
県立 所沢特別支援学校 －小・中学部のみ設置－	〒359-0003 所沢市中富南1-1802-7	04-2994-8733	04-2991-1005
県立 三郷特別支援学校	〒341-0008 三郷市駒形56	048-952-1205	048-949-1027
県立 三郷特別支援学校 三郷北分校	〒341-0022 三郷市大広戸808	048-948-7404	048-948-8618
県立 本庄特別支援学校	〒367-0032 本庄市栗崎828	0495-24-3747	0495-25-1028
県立 上尾特別支援学校	〒362-0031 上尾市東町3-2009-3	048-774-9331	048-770-1050
県立 上尾特別支援学校 上尾南分校	〒362-0052 上尾市中新井585	048-729-8828	048-729-8912
県立 東松山特別支援学校	〒355-0007 東松山市野田1306-1	0493-24-2611	0493-21-1249
県立 狭山特別支援学校 －小・中学部のみ設置－	〒350-1327 狭山市笹井2958	04-2953-1612	04-2969-1033

17 関係機関一覧

県立 狭山特別支援学校 狭山清陵分校	〒350-1333 狭山市上奥富34-3	04-2968-4663	04-2968-6614
県立 浦和特別支援学校	〒336-0974 さいたま市緑区大崎58	048-878-1221	048-812-1012
県立 久喜特別支援学校	〒346-0038 久喜市上清久1100	0480-23-0081	0480-29-1026
県立 久喜特別支援学校 白岡分校	〒349-0213 白岡市高岩275-1	0480-53-3121	0480-53-6648
県立 大宮北特別支援学校	〒331-0077 さいたま市西区中釘2290-1	048-622-7111	048-620-1902
県立 大宮北特別支援学校 さいたま西分校	〒331-0061 さいたま市西区西遊馬1601	048-620-5251	048-620-5270
県立 越谷西特別支援学校	〒343-0855 越谷市西新井850-1	048-962-0272	048-960-1187
県立 越谷西特別支援学校 松伏分校	〒343-0114 松伏町ゆめみ野東2-7-1	048-940-5763	048-940-6593
県立 騎西特別支援学校	〒347-0115 加須市上種足4-888-1	0480-73-3510	0480-70-1005
県立 騎西特別支援学校 北本分校	〒364-0003 北本市古市場1-152	048-594-6679	048-594-8988
県立 毛呂山特別支援学校	〒350-0436 毛呂山町川角1024-1	049-294-7200	049-295-7981
県立特別支援学校 さいたま桜高等学園	〒338-0824 さいたま市桜区上大久保519-7	048-858-8815	048-858-8832
県立特別支援学校 羽生ふじ高等学園	〒348-0026 羽生市下羽生320-1	048-560-2020	048-560-2021
県立 上尾かしの木特別支 援学校	〒362-0011 上尾市平塚1281-1	048-776-4601	048-776-5841
県立 上尾かしの木特別支 援学校大宮商業分校	〒337-0053 さいたま市見沼区大和田町1-356	048-797-6704	048-797-8780
県立 所沢おおぞら特別支 援学校	〒359-0011 所沢市南永井619-7	04-2951-1102	04-2951-1105
県立 所沢おおぞら特別支 援学校新座柳瀬分校	〒352-0004 新座市大和田 4-12-1	048-423-2228	048-423-3939
県立 深谷はばたき特別支 援学校	〒369-1105 深谷市本田50	048-578-1701	048-578-1703
県立 草加かがやき特別支 援学校	〒340-0041 草加市松原4-6-1	048-946-2131	048-946-5670

## 17 関係機関一覧

県立 草加かがやき特別支援学校草加分校	〒340-8524 草加市原町2-7-1	048-946-6607	048-946-6608
県立 入間わかくさ高等特別支援学校	〒358-0026 入間市小谷田745-1	04-2941-5771	04-2964-7744
県立 戸田かけはし高等特別支援学校	〒335-0021 戸田市新曽1093-1	048-299-7919	048-431-0555
県立 岩槻はるかぜ特別支援学校	〒339-0077 さいたま市岩槻区馬込2426-1	048-795-6450	048-757-7002
川越市立特別支援学校 -高等部のみ設置-	〒350-0052 川越市宮下町1-19-1	049-222-2753	049-229-1231
富士見市立 富士見特別支援学校	〒354-0002 富士見市上南畑1317	049-253-2820	049-255-9420
さいたま市立 ひまわり特別支援学校-高等部のみ設置-	〒331-0052 さいたま市西区三橋6-1587	048-622-5631	048-622-5642
埼玉大学教育学部 附属特別支援学校	〒331-0823 さいたま市北区日進町2-480	048-663-6803	048-666-3670
光の村養護学校 秩父自然学園	〒369-1901 秩父市大滝4783	0494-26-5617	0494-53-1003

※秩父特別支援学校及び所沢おおぞら特別支援学校には、肢体不自由教育部門も併設されています。

※さいたま市ひまわり特別支援学校には、肢体不自由教育部門も併設されています。

## オ 肢体不自由

学校名	所在地	電話	FAX
県立 蓮田特別支援学校	〒349-0101 蓮田市黒浜4088-4	048-769-3191	048-765-1501
県立 熊谷特別支援学校	〒360-0837 熊谷市川原明戸605	048-532-3689	048-530-1089
県立 越谷特別支援学校	〒343-0003 越谷市船渡500	048-975-2111	048-973-1182
県立 和光特別支援学校	〒351-0106 和光市広沢4-3	048-465-9770	048-460-1017
県立 日高特別支援学校	〒350-1223 日高市高富59-1	042-985-4391	042-985-4407
県立 宮代特別支援学校	〒345-0816 宮代町金原636-1	0480-35-2432	0480-36-1017
県立 川島ひばりが丘特別支援学校	〒350-0158 川島町伊草南向野780	049-297-7753	049-299-2915

## 17 関係機関一覧

県立 秩父特別支援学校	〒368-0023 秩父市大宮5676-1	0494-24-1361	0494-21-1044
県立 所沢おおぞら特別支援学校	〒359-0011 所沢市南永井619-7	04-2951-1102	04-2951-1105
さいたま市立 ひまわり特別支援学校	〒331-0052 さいたま市西区三橋6-1587	048-622-5631	048-622-5642
さいたま市立 さくら草特別支援学校	〒336-0911 さいたま市緑区大字三室636-80	048-712-0395	048-874-7272

※蓮田特別支援学校には、病弱教育部門も併設されています。

※秩父特別支援学校及び所沢おおぞら特別支援学校には、知的障害教育部門も併設されています。

※さいたま市立ひまわり特別支援学校には、知的障害教育部門も併設されています。

## 18 さくいん

## ---\* あ \*---

ITサポート・・・48  
 青い鳥郵便葉書・・・75  
 あんしんサポート・・・35  
 安全運転相談・・・39

## ---\* い \*---

育成医療・・・19, 86  
 伊豆潮風館・・・127  
 委託職業訓練・・・51  
 移動支援・・・40, 80-83  
 医療費助成・・・18, 19  
 公費負担・・・25, 88

## ---\* う \*---

運営適正化委員会・・・7  
 運賃割引・・・70-74  
 運転免許取得・・・40

## ---\* え \*---

NHK受信料窓口・・・74, 141  
 NHK放送受信料・・・74  
 NTT番号案内・・・75  
 NPO法人・・・40-42, 51, 100, 103

## ---\* お \*---

公の施設使用料減免・・・45  
 オストメイト・・・47  
 音声機能障害・・・31, 69, 75, 82, 86, 112  
 音声コード・・・44  
 音声パソコン・・・44  
 音声読み上げ機能・・・43

## ---\* か \*---

介護給付・・・80, 83  
 介護すまいる館・・・30  
 介護保険制度・・・31, 90-93  
 介護認定・・・41, 92  
 拡大読書器・・・44, 45  
 家庭裁判所・・・36

## ---\* き \*---

機能訓練・・・30, 34, 81, 127  
 虐待通報ダイヤル・・・125, 137  
 きゆう師・・・68, 96, 128, 141  
 教育委員会・・・10, 54, 55, 95-97  
 教育相談・・・10, 96  
 共同生活援助・・・32, 76, 81  
 居宅介護・・・34, 80-82, 91  
 居宅改善整備費・・・31  
 勤労者支援資金・・・77

## ---\* く \*---

グループホーム・・・30, 32, 76, 81  
 訓練等給付・・・80, 84

## ---\* け \*---

警察署・・・39, 140  
 携帯電話基本使用料・・・75  
 結核医療費・・・25  
 結核児童・・・19  
 県営住宅・・・32  
 県議会だより・・・44  
 県政広報ラジオ番組・・・43  
 県税事務所・・・69, 70, 138, 139  
 権利擁護相談・・・7  
 権利擁護センター・・・7, 36, 37, 123, 125

---\* こ \*---

公共職業安定所・・・10, 52, 129-134, 138  
 公共料金割引・・・70  
 航空運賃割引・・・72  
 高次脳機能障害・・・1, 3, 16, 54, 83  
 更生医療・・・20, 86  
 交通遺児援護基金・・・77  
 交通遺児等育成基金・・・78  
 行動援護・・・35, 81  
 高等技術専門校・・・51  
 国立職業リハビリテーションセンター・・・50  
 こころの健康センター・・・4  
 こども医療費助成制度・・・18  
 雇用開発助成金・・・52, 53  
 雇用助成金・・・51, 52  
 雇用納付金・・・14, 55, 56

---\* さ \*---

埼玉県思いやり駐車場制度  
 (パーキング・パーミット制度)・・・41  
 彩の国だより・・・43  
 在宅支援・・・34  
 在宅重度心身障害者手当・・・63  
 さいたま文学館・・・45, 46

---\* し \*---

JR運賃割引・・・70, 71, 73  
 歯科医師会・・・8, 25-27  
 視覚障害者情報提供施設・・・127  
 施設入所支援・・・81, 82  
 指定難病等医療費・・・20  
 児童委員・・・7, 76  
 自動車運転免許・・・39, 40  
 自動車改造費用・・・40  
 自動車購入・・・40, 76  
 自動車税事務所・・・69, 70, 139

児童相談所・・・1, 2, 33, 126, 129-134, 137  
 児童扶養手当・・・62, 63, 66,  
 市役所・町村役場・・・2, 129-134  
 社会復帰・・・2, 4, 40  
 社会福祉協議会(県)・・・7, 14, 15, 35, 100, 123  
 (市町村)・・・15, 30, 35, 36, 76, 104-105, 129-134  
 社会福祉事業団・・・48  
 重度心身障害者・・・19, 63  
 就職資金・・・52  
 重度障害者等包括支援・・・81  
 重度心身障害者医療費助成・・・19  
 重度訪問介護・・・34, 80  
 就労移行支援・・・50, 76, 81  
 就労訓練・・・14, 50  
 就労継続支援・・・50, 76, 81  
 手話講習会・・・42  
 手話通訳・・・41-43, 58, 59, 82, 102  
 障害基礎年金・・・2, 64  
 障害厚生年金・・・65, 66  
 障害児施設・・・86  
 障害児福祉手当・・・62, 63  
 障害者虐待防止法・・・124  
 障害者控除・・・66-68  
 障害者更生センター・・・127  
 障害者交流センター・・・8, 48, 127  
 障害者雇用・・・13, 14, 51-56  
 障害者差別解消法・・・119  
 障害者歯科診療・・・25-26  
 障害者歯科相談医・・・7, 25  
 障害者支援施設・・・81, 90, 126  
 障害者職業センター・・・10  
 障害者就業・生活支援センター・・・13  
 障害者就労支援センター・・・10-13  
 障害者総合支援法・・・32, 76, 90, 92, 126  
 障害者団体事業資金・・・76  
 障害者福祉資金・・・14, 76  
 障害者手当金・・・65

- 障害福祉サービス・・・80, 82, 126  
 小児医療センター・・・5  
 小児慢性特定疾病医療費・・・18  
 ショートステイ・・・34, 81, 91  
 職業能力開発校・・・50  
 職業能力開発センター・・・51  
 職場適応訓練・・・51  
 ジョブセンター・・・14  
 私立幼稚園等・・・99  
 自立訓練・・・4, 30, 76, 81  
 自立支援医療・・・19, 20, 85, 86  
 身体障害者結婚相談員・・・15  
 身体障害者更生相談・・・2, 137  
 身体障害者相談員・・・7  
 身体障害者手帳・・・1, 19, 20, 31, 32, 38, 39, 41, 42, 45, 49, 62, 63, 66, 67, 69, 70-77, 86, 106, 107, 108  
 身体障害者福祉センター・・・127  
 身体障害者補助犬・・・15, 40
- \* す \*----
- スポーツ・・・8, 47, 48, 103, 127
- \* せ \*----
- 生活介護・・・76, 81, 82, 90, 91  
 生活訓練・・・4, 30, 31, 81  
 生活サポート・・・35  
 生活相談・・・2, 7  
 生活福祉資金・・・15, 40, 52, 76, 79  
 生活ホーム・・・32, 76, 128  
 精神障害者保健福祉手帳・・・1, 19, 32, 41, 45, 63, 66, 67, 69, 70, 72-76, 106, 110, 118  
 精神通院医療・・・19, 69, 86-87  
 精神保健福祉センター・・・4  
 精神科救急情報センター・・・4  
 成年後見制度・・・36  
 税の控除・・・66-70
- 税務署・・・67, 68, 139  
 選挙・・・49  
 全身性障害者介助人派遣・・・37  
 先天性血液凝固因子欠乏症・・・25
- \* そ \*----
- 総合教育センター・・・10  
 総合リハビリテーションセンター・・・1-3, 26, 137  
 相談支援・・・2-17, 32, 82-84, 121
- \* た \*----
- 対面朗読・・・44  
 代理投票・・・49  
 タクシー運賃割引・・・73  
 たばこ小売販売業・・・52  
 短期入所・・・34, 81, 82, 91
- \* ち \*----
- 地域活動支援センター・・・34, 76, 81, 83, 126  
 地域振興センター・・・100, 101  
 地域生活支援事業・・・80, 82  
 地域福祉センター・・・127  
 知的障害者更生相談・・・1, 2, 137  
 知的障害者相談員・・・7  
 駐車禁止適用除外・・・39  
 中途失聴者・・・42  
 聴覚障害者情報センター・・・15, 30, 42, 102, 128  
 聴覚障害者相談員・・・15  
 超重症心身障害児・・・63  
 聴導犬・・・40  
 聴能訓練・・・31
- \* て \*----
- 手当・年金・・・62-66  
 デイジー・・・43-45

点字図書・・・44, 45, 102, 127

点字図書館・・・45, 102, 127

点字ニュース・・・45

点字版・・・43, 44

点訳奉仕員・・・102

---\* と \*---

投票・・・49

特定非営利活動法人・・・16, 100

特別支援学校・・・31, 51, 95-99, 141-145

特別児童扶養手当・・・62, 63

特別障害給付金・・・65

特別障害者手当・・・38, 62, 63, 67

図書館・・・44, 45, 75, 102, 127

トライアル雇用・・・51, 52

---\* な \*---

難治性疾患・・・53

難聴者・・・42

---\* に \*---

日常生活用具・・・29, 83

日中活動・・・34, 82-84

---\* ね \*---

年金事務所・・・65, 129-134, 137

---\* は \*---

売店設置・・・52

バス運賃割引・・・72

発声訓練・・・31

発達外来・・・5, 6

発達障害者支援センター・・・6

発達障害者就労支援センター・・・14

発達障害総合支援センター・・・6

パラスポーツ大会・・・48

はり師・・・68, 96, 128, 141

ハローワーク・・・10, 50-53, 129-134, 138

---\* ふ \*---

ファックス110番・・・17, 140

フェリー運賃割引・・・74

福祉資金・・・15, 40, 52, 76

福祉サービス苦情相談・・・7

福祉サービスの利用援助・・・35

福祉事務所・・・2, 73, 133-136

福祉タクシー・・・39

福祉ホーム・・・81, 83

福祉有償運送・・・40

扶養共済制度・・・63, 68

扶養信託契約・・・68

ふれあいピック・・・48

---\* ほ \*---

ホームヘルプ・・・34, 80, 91, 92

放課後等デイサービス・・・31, 81, 126

訪問入浴・・・35, 83, 91

法律相談・・・7

保健所・・・2, 5, 18-20, 25, 87, 129-134, 136

保佐人・・・36

補助犬・・・15, 40

補助人・・・36

補装具・・・2, 29, 87, 88

ボランティア・・・15, 48, 100-102, 127

ボランティアセンター・・・100, 104-105

---\* ま \*---

まほろば(発達障害者支援センター)・・・6

---\* み \*---

未熟児養育医療・・・18

民生委員・・・7, 76

---\* め \*---

メール110番・・・16

---\* も \*---

盲人ホーム・・・128

盲導犬・・・40

盲ろう者通訳・介助員・・・42, 103

---\* ゆ \*---

郵便物・・・74

有料道路通行料金割引・・・73

---\* よ \*---

要約筆記者・・・42, 102

予防接種・・・5

---\* り \*---

療育手帳・・・1, 19, 32, 33, 39, 41, 45, 62, 63,  
66, 67, 69, 70, 72-76, 106, 109

療養介護・・・81, 91

---\* れ \*---

レクリエーション・・・8, 47, 78, 103

---\* ろ \*---

朗読奉仕員・・・102

録音図書・・・44, 102